

前期基本計画

(令和3年度～令和7年度)

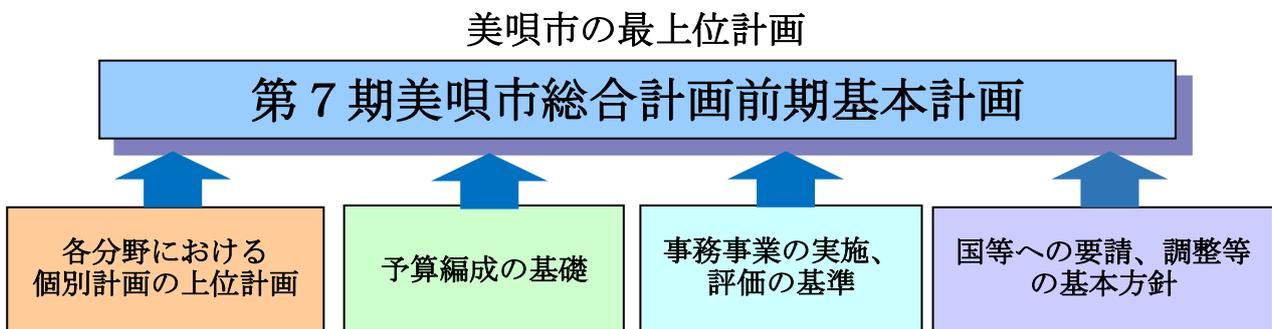
1. 総論

(1) 前期基本計画の目的と性格

前期基本計画は、基本構想に掲げる美唄市の都市像「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に向け、長期的展望に立って市が取り組むべき課題、施策の概要を体系的に明らかにし、基本構想実現のための具体的な道筋を示すことを目的とします。

前期基本計画は、まちづくり全般を対象とする総合的な計画であり、各分野における個別計画や各年度の予算編成、これらに基づく事務事業の実施や評価など、まちづくりのあらゆる分野で計画的にまちづくりを進めるための指針となる最上位計画です。

私たち市民は、この前期基本計画を市民と市が協働してまちづくりを進めていくための基本的な方向を示すものとして共有するとともに、国や北海道、民間事業者等が進める計画や事業に対して、要請や調整等を行う際の基本方針として活用します。



(2) 計画の期間

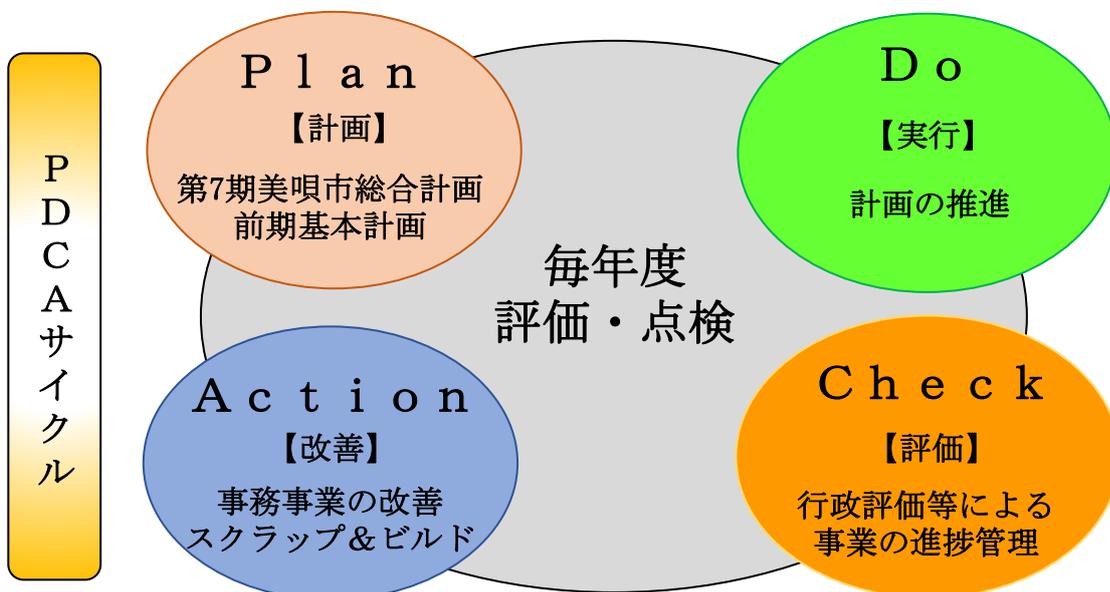
前期基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(3) 推進管理

- ・PDC Aサイクルに基づく点検と見直し

前期基本計画の推進に当たっては、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）のサイクルを繰り返し、成果を重視したまちづくりを行います。

そのため、計画の内容については、毎年度、事務事業評価システムによる評価・点検を踏まえ、見直しを行います。



2. 本市を取り巻く状況

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20年（2008年）をピークに人口減少局面に入り、少子高齢化の進行が続いており、本格的な人口減少社会に突入しています。少子化により生産年齢人口が減少していくと、労働力が減るばかりか、地域経済を支える購買層の減少に伴う地域経済の縮小や社会保障制度の維持が困難になり、地域の活力が低下するなど大きな影響をもたらす懸念があります。少子高齢化に伴い、子育て支援や高齢者の保健福祉施策の充実など、人口構成の変化に対応した施策を展開する必要があります。

(2) 世界経済の混乱、低迷する地域経済

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大は、世界の経済に甚大な影響を与え、我が国においても、これまで経験したことのない、国難ともいえるべき事態に直面しています。

今後、感染防止対策と社会経済活動の両立を図って行く必要がありますが、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るというわけではなく、先行き不透明な状況となっております。

(3) 高度情報化の進行

インターネットの急速な普及や携帯電話の多機能化など、私たちの身近なところでも高度情報化が進行し、誰もが必要な時に必要な情報を得ることが可能になる一方で、安全性や情報格差などの問題も生じています。

行政分野においても、様々な業務において、ICTは市民サービスの向上や業務の効率化に大きな影響をもたらすものであるとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな日常」を構築する原動力となるデジタル化を加速するものであることから、地域における情報基盤の平準化が求められております。

(4) 安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災や北海道胆振東部地震のような、大規模地震や台風・局部的豪雨などによる自然災害が頻繁に発生し、全国で大きな被害をもたらしています。

また、高齢者をねらった特殊詐欺や悪質な訪問販売、さらには、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、日常生活における「安全・安心」が脅かされております。

誰もが安全で安心して暮らすためには、行政はもとより、地域全体で複層的に見守る社会を構築し、誰ひとり置き去りにしない、安全・安心なまちづくりが求められております。

(5) 環境問題とエネルギー問題の深刻化

地球温暖化の問題や、エネルギー資源確保の問題、ごみ処理に伴う環境問題などを受けて、身近に残された自然環境を保全していこうとする意識がますます高まっています。

国は、地球温暖化の原因となる、温室効果ガスを排出する化石燃料に頼らない「脱炭素社会」の実現に向け、「2050年カーボンニュートラル宣言」をしたことから、既存の技術である太陽光、風力、水力、バイオマスや未利用のエネルギーなどの再生可能エネルギーのさらなる利活用が求められています。

(6) 地方創生と持続可能な地域経営

全国的な人口減少に加え、都市部への集中により、地方は一層人口減少が進むといった悪循環に陥り、地域経済規模の縮小や税収減少などにより、行財政運営に大きな影響を与えています。

こうした中、国は、「まち・ひと・しごと創生法」を2014（平成26）年に施行し、その基本理念に沿って、地方公共団体においても、「人口ビジョン」、「地方創生総合戦略」に基づいた、「地方創生」に向けた具体的な施策の展開により、将来にわたって持続可能な地域経営が求められています。

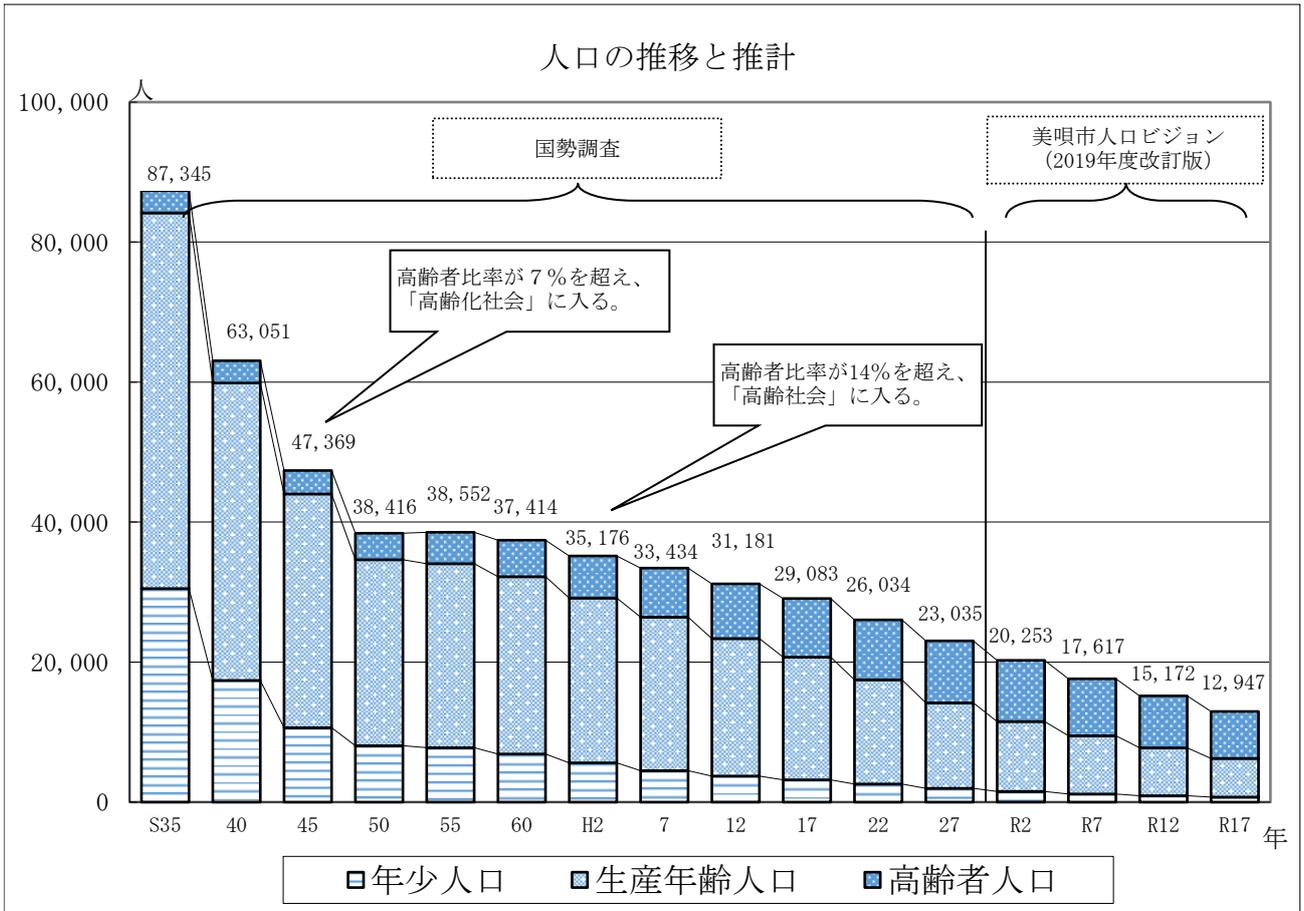
(7) 協働のまちづくりの動き

現在、市民の生活様式が多様化、高度化、複雑化していることに伴い、広範・多岐にわたる市民ニーズが生じており、これに対応するには、行政だけでは事務量的にも財政的にも、限界がきています。

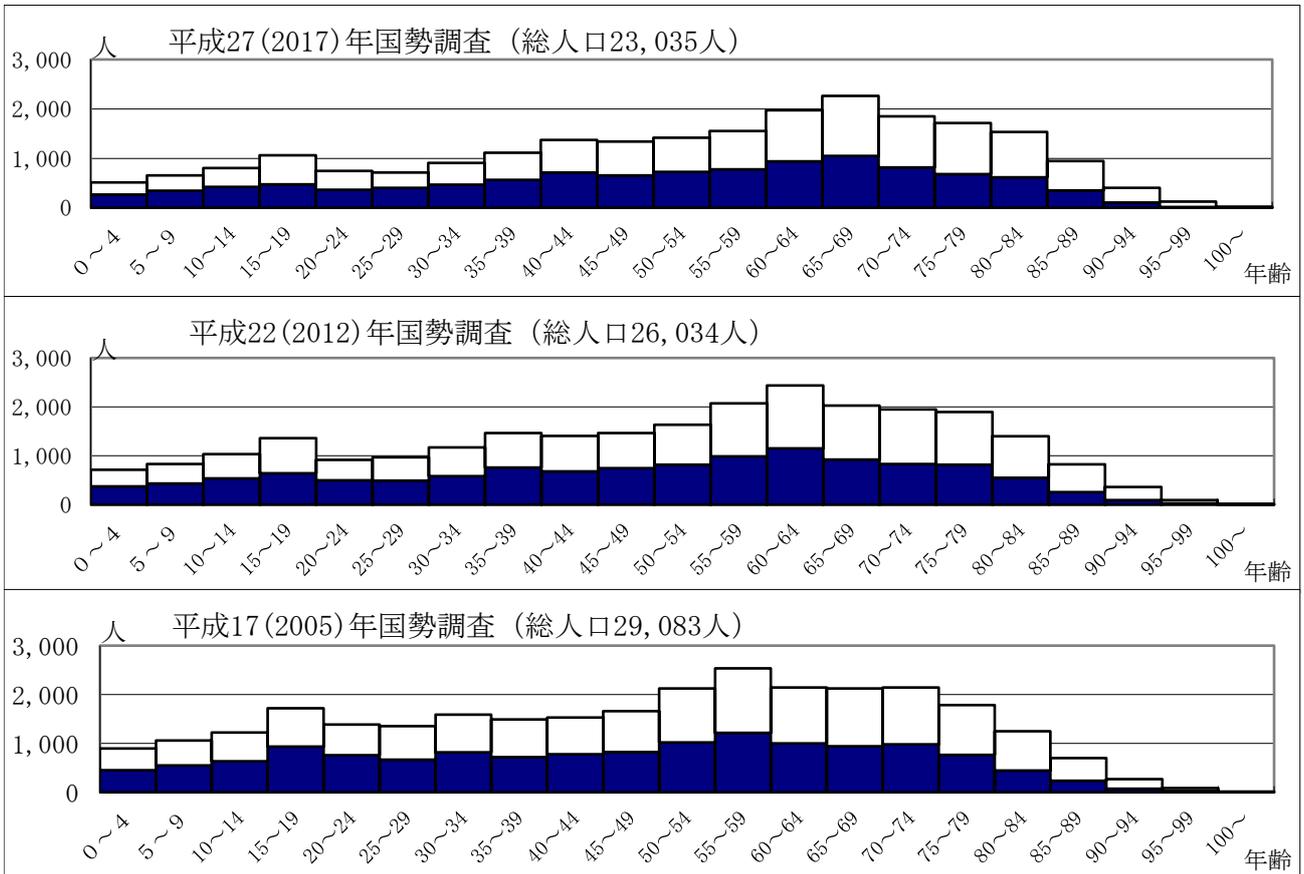
市民の意向を尊重し、満足度の高いまちづくりを進めるためには、市民からの要望に応じていく受け身の行政から、市民と行政とが一緒に考え決定し、ともに行動する積極的な行政に転換していくことが重要になっており、活力ある地域社会を維持していくためには、これまでの地域づくりの方法や行政運営のあり方を見直し、新たな自治のかたちを生み出すことが必要となっています。

このような市民と行政がともに考え、ともに協力しながら取り組む「協働のまちづくり」をさらに推進していく必要があります。

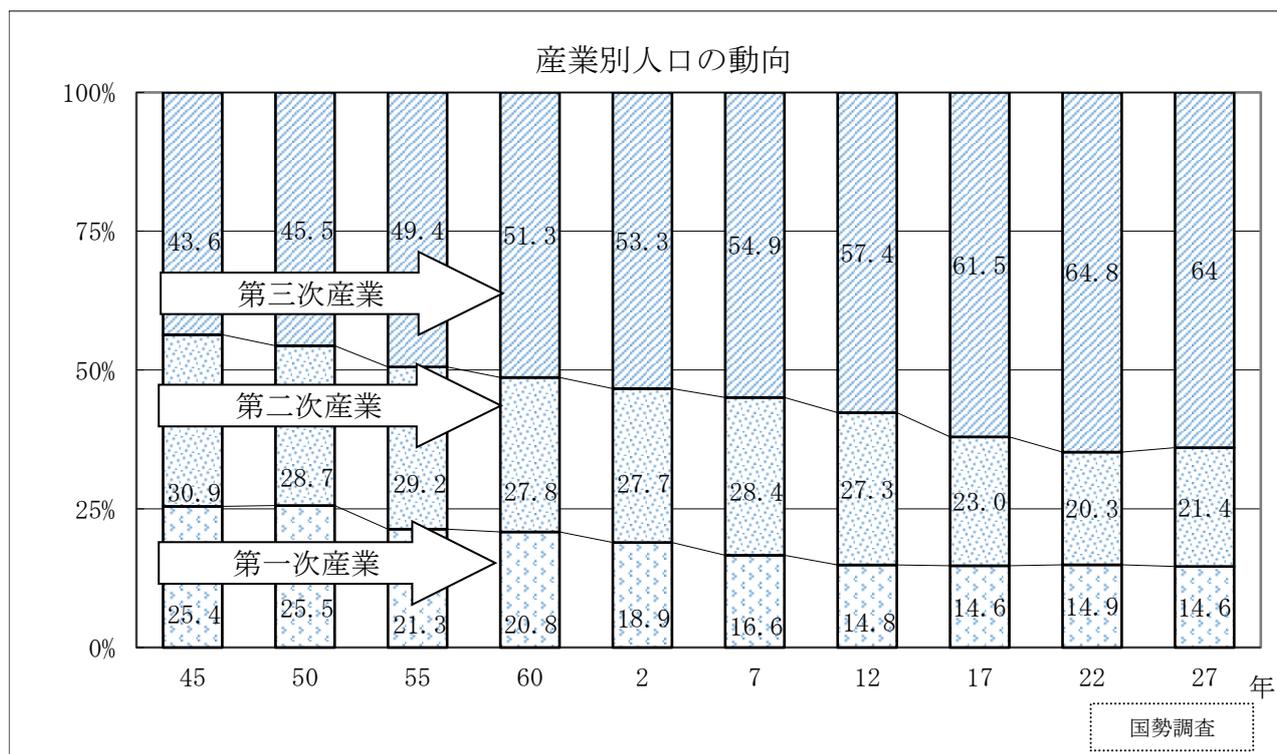
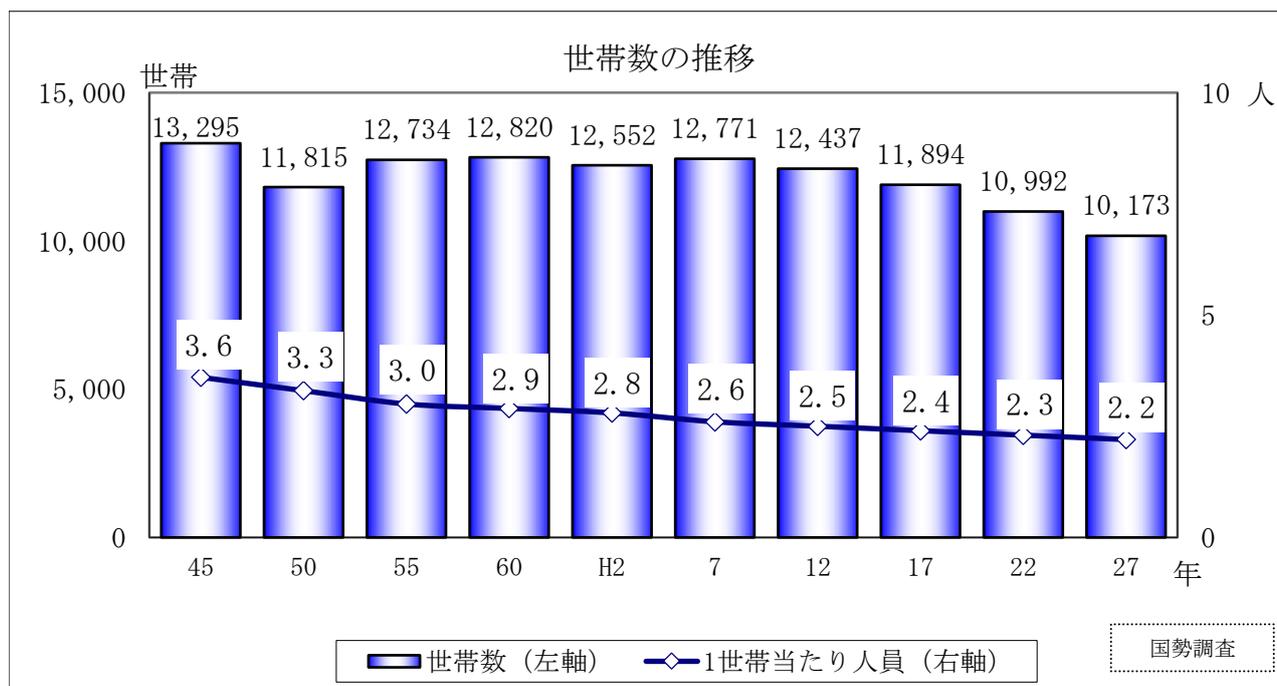
美唄市の人口の推移と推計



5歳階級別人口の推移 (黒部分：男、白部分：女)



< 参考資料 >



3. まちづくりの主要課題

(1) 地域資源を最大限に生かした産業・雇用・交流の創出

本市は、石狩川の中流域にあり、広い農地を有し、農業を基幹産業として位置づけておりますが、厳しい経営環境や従事者の高齢化など課題も多いことから、生産条件の改善や担い手の確保などの取組を進めるほか、地元産業間の連携強化や地域資源を生かした新産業の創出などにより、新たな雇用に創出するとともに、交流人口や関係人口の創出により、移住定住の増加を図っていく必要があります。

(2) 市民誰もが健康で安全・安心に暮らせるしくみづくり

急激な人口減少や少子高齢化の進行を背景として、「健康」に対する市民ニーズが多様化・複雑化しております。

まちづくりの主役である市民一人ひとりが、生涯を通して「健康」への意識をしっかりと持ち、「健康寿命」を延ばし、生きがいを持って安心して暮らせるためには、福祉・保健・医療が一体となった地域包括ケアシステムの推進が求められています。

(3) 人口減少・少子高齢化への対応

本市の人口は、直近5年で2,000人以上減少しており、令和元年度末では、20,839人まで減少しております。人口に対する子どもの比率が8%、65歳以上の高齢者の比率は40%を超え、学校の統廃合による子育て環境の変化、社会保障費の増加などの影響を受けているほか、地域コミュニティの希薄化が顕著となっております。

また、人口減少や少子高齢化の進行により、地域経済の縮小や税収の減少などに影響を与え、行政サービスの維持にも困難をもたらす恐れがあります。

このように、本市においては、人口減少と少子高齢化が進行しており、地域社会に大きな影響を与えておりますが、人口減少社会に適応したまちづくりに取り組むため、「美唄市人口ビジョン」、「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた、人口減少、少子高齢化に負けない持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(4) 安全・安心な暮らしの確保

近年、全国各地で、地震や局地的豪雨、豪雪などの大規模な自然災害が多発しているほか、今般の感染症の感染拡大などにより、日常生活の安全・安心が脅かされています。

こうした中で、地域ぐるみで防災意識の向上と防災体制の強化を図る必要があるほか、感染症対策として、予防に必要な情報の適切な発信や、市民の生命や財産を守る、消防・救急体制の充実・強化を図るなど、市民が安全で安心して暮らせる仕組みづくりが求められています。

(5) 協働のまちづくりと効率的な行財政運営

人口減少の進行は、生産年齢人口の減少と、地域経済の縮小や税収の減少を招き、本市の財政状況は厳しくなることが想定されます。

行政活動もひとつの経営活動の一環であり、本市が将来にわたって、持続可能なまちづくりを推進していくためには、効果的かつ効率的な行財政運営を行い、質の高いまちづくりに取り組むことが重要となります。

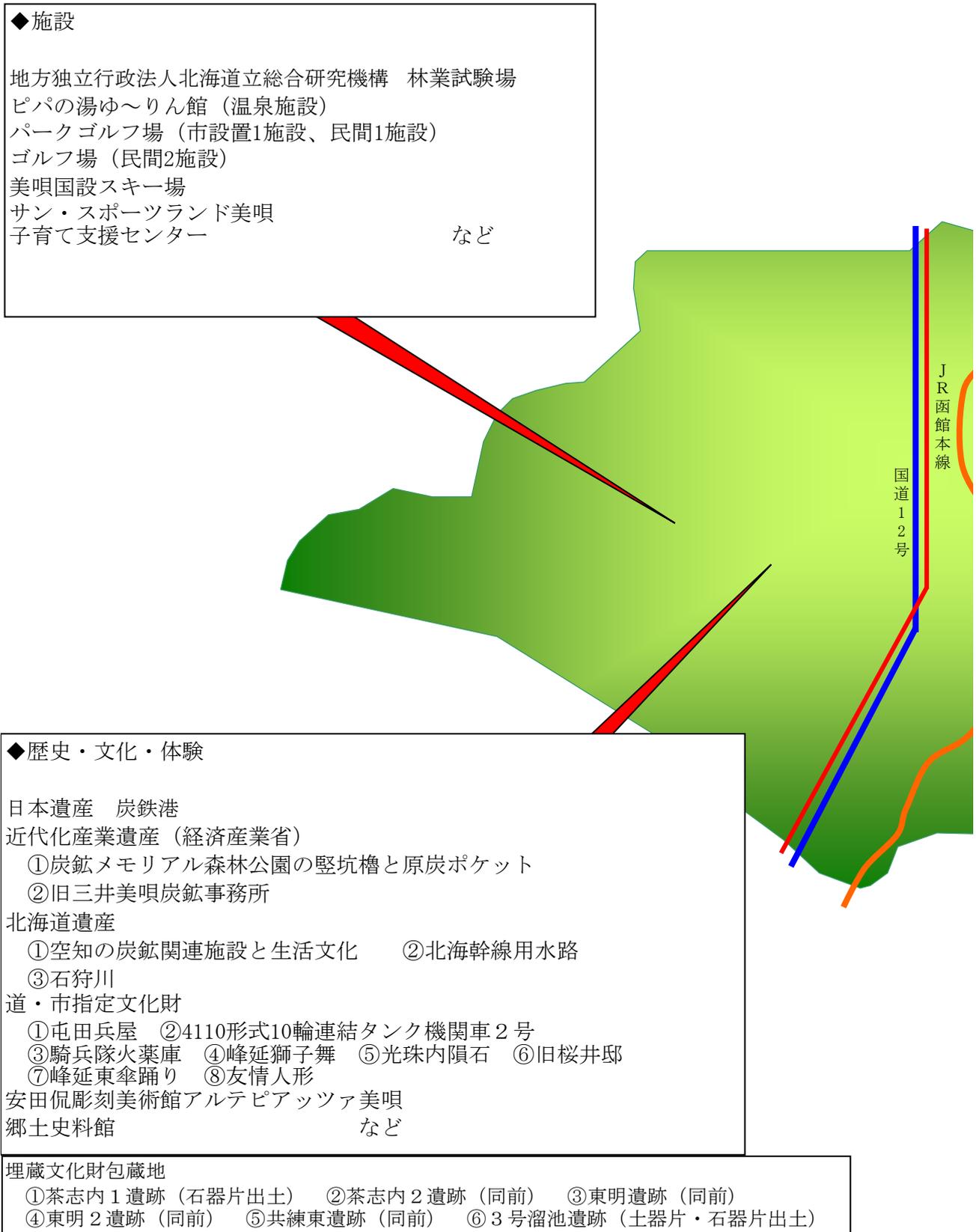
このような行財政運営を行うためには、「美唄市まちづくり基本条例」に掲げる、「市民主体のまちづくり」、「情報の共有」、「協働のまちづくり」の3つの基本原則に基づき、市民が主体となった、行政との協働のまちづくりを推進していく必要があります。

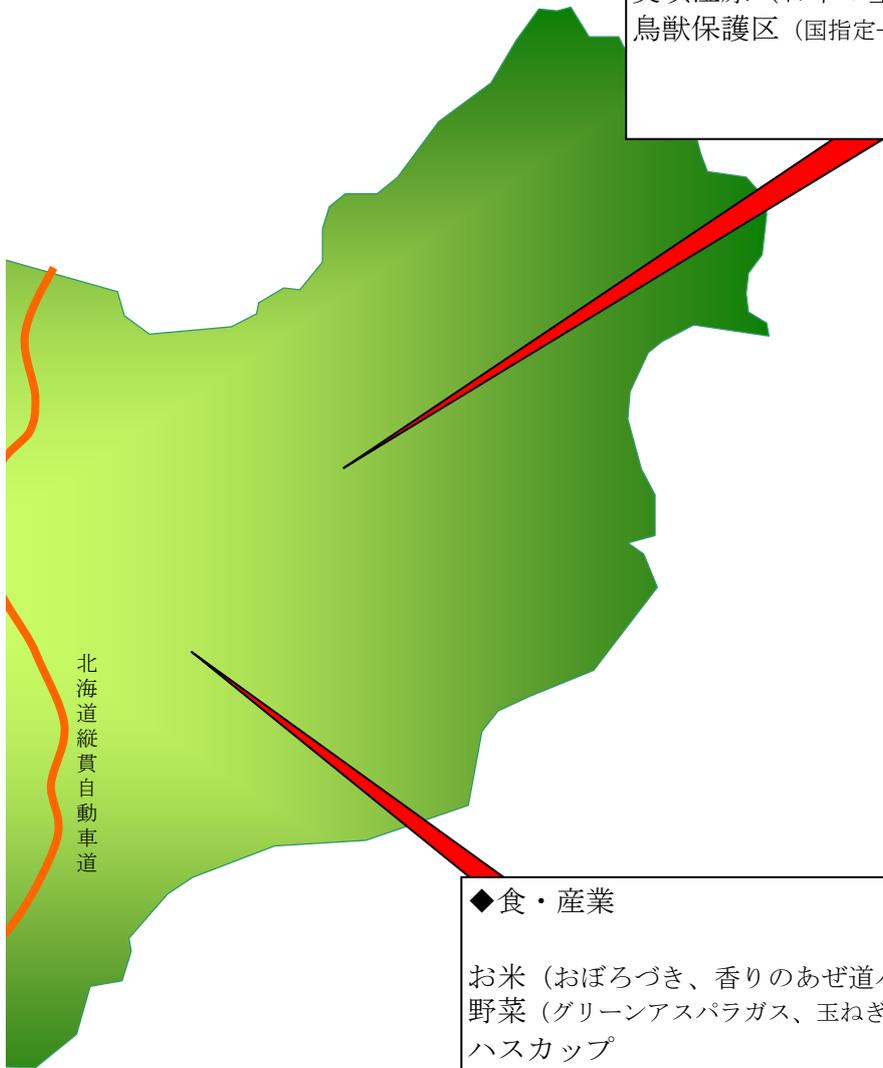
4. 地域資源

地域資源は、まちづくりを行う上で活用すべき要素となるものです。

民間企業の場合は、「経営資源」という言い方でヒト、モノ、カネ、情報などがあげられますが、まちづくりではさらに自然や歴史、伝統、文化、道路などの都市基盤、人的ネットワークなど幅広くとらえることができます。

ここでは、そのうち、主なものを示しています。





◆自然環境・景観

宮島沼（ラムサール条約登録湿地）
美唄山（標高987m）
美唄ダム・びばい湖
東明公園（桜の名所・ソメイヨシノの北限）
美唄湿原（日本の重要湿原：環境省）
鳥獣保護区（国指定→宮島沼 道指定→東明・峰延）

など

◆食・産業

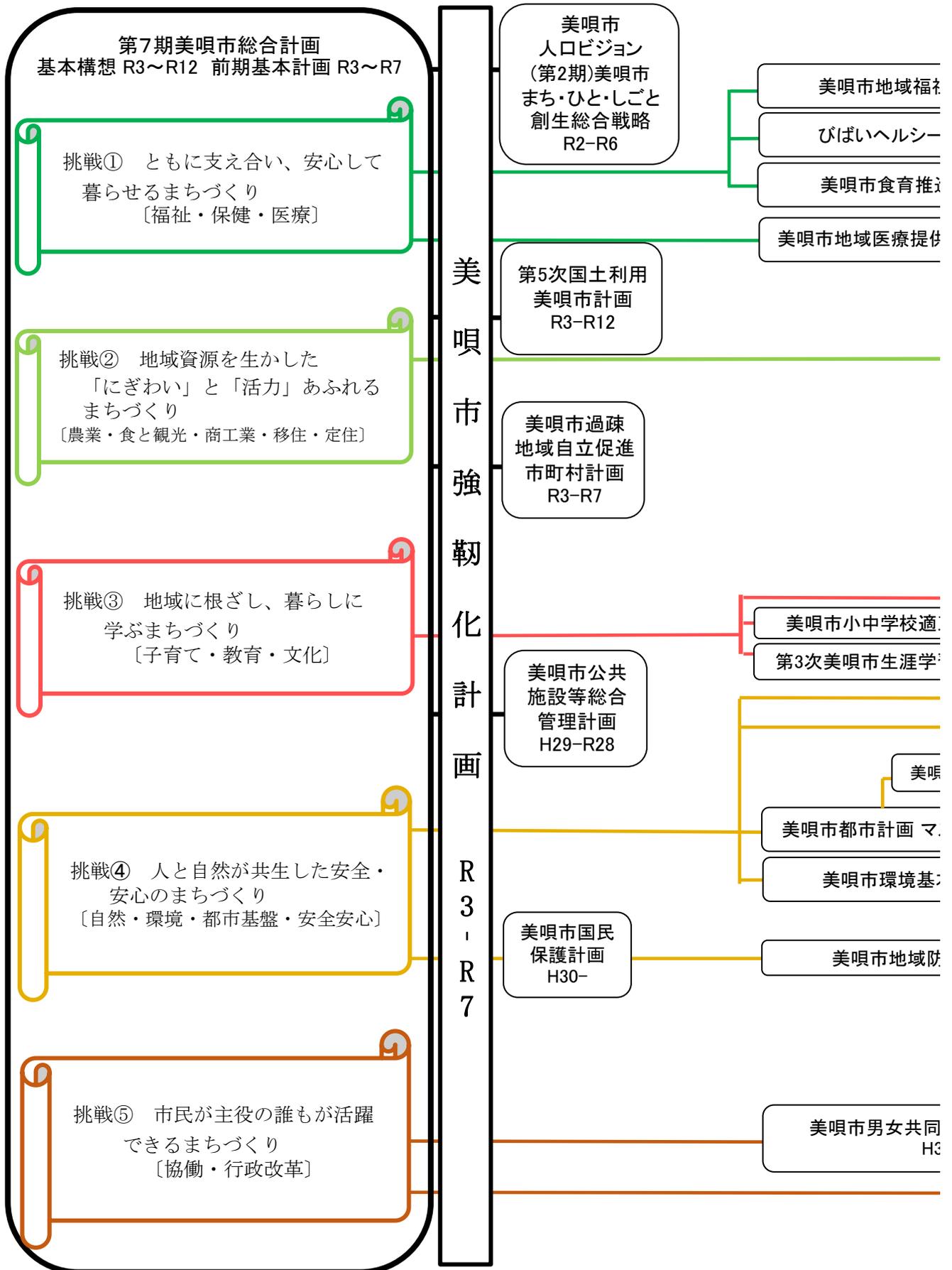
お米（おぼろづき、香りのあぜ道ハーブ米など）
野菜（グリーンアスパラガス、玉ねぎ、ニンニク）
ハスカップ
美唄焼き鳥
中村のとりめし
農業・農地
工業・工業団地（そらち団地・東明工業団地）
商業・商店街
雪冷熱エネルギー利用技術

など

5. 個別計画の体系

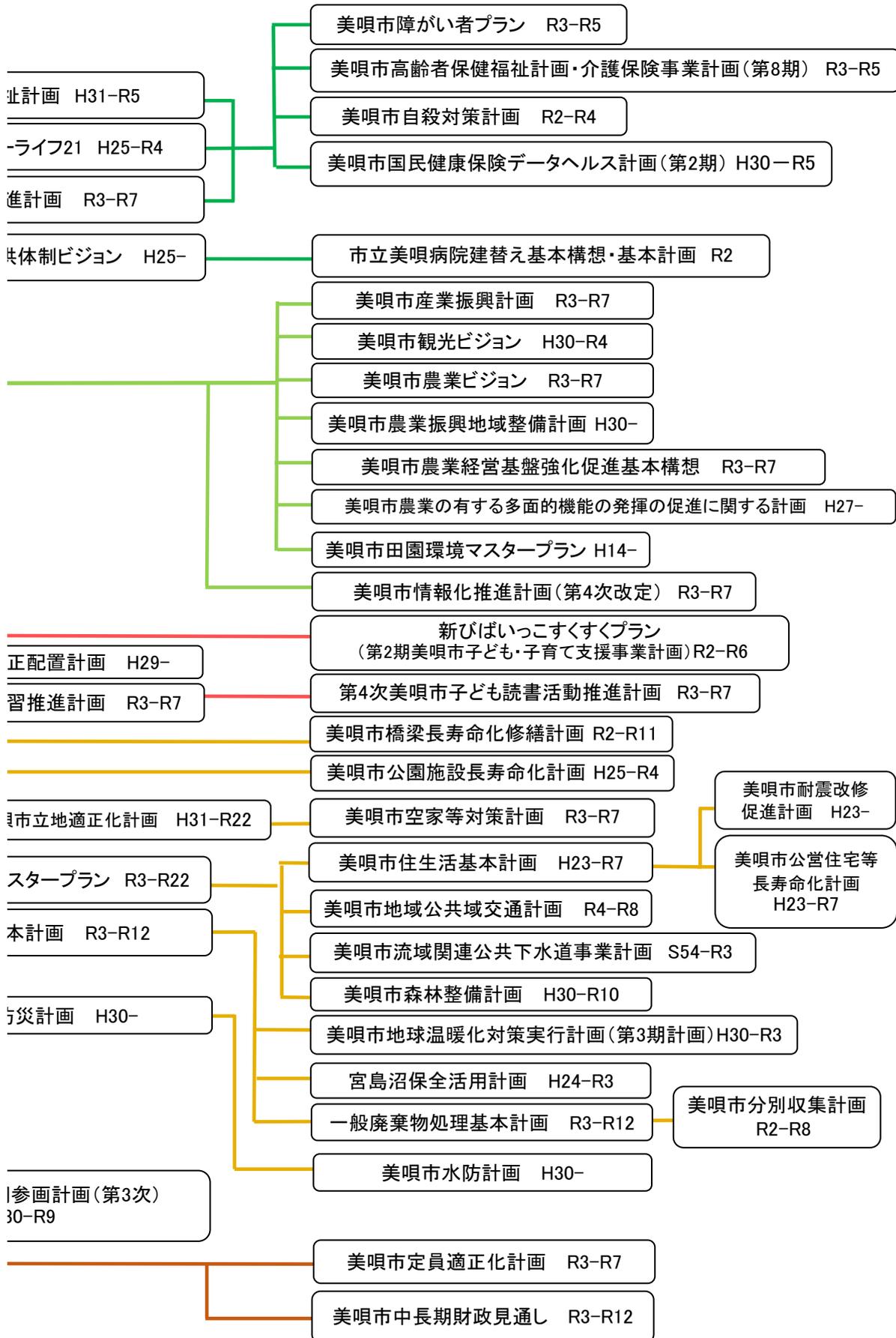
<総合計画>

<中間>



計画＞

＜個別計画＞



6. 5年後の美唄市の姿（まちづくり成果指標）

区分	分類	指標名	指標の定義	指標の説明	現状→目標
1 暮ら とも らせる 支え 合 づ くり 安 心 し て	地域 コミュニティ	1 何かのかたちでまちづくりに参加している市民の割合	まちづくり市民アンケート調査でまちづくりに参加していると回答した市民の割合	地域力を測るため何かのかたちでまちづくりに参加している市民の割合で見る指標	45.0%→  現状値より高めます
	障がい者 福祉	2 地域で生活できている障がい者の割合	障がい者の総数に対する施設入所していない障がい者の割合	障がい者の自立に向けた取組の成果を地域で生活できている障がい者の割合で見る指標	97.5%→98.0%
	高齢者 福祉	3 要介護認定率【年齢補正值】	高齢者の総数に対する要介護認定を受けている高齢者の割合	介護予防の取組により要介護者がどの程度抑えられているかを要介護認定率で見る指標	17.6%→現状維持
	保健	4 自分が健康だと思っている市民の割合	まちづくり市民アンケート調査で健康であると回答した市民の割合	健康づくりの取組により自分が健康であると思う市民の割合で見る指標	69.8%→75.0%
	地域医療	5 地域医療に対する満足度	地域医療に対し満足と思っている市民の割合	市民の観点から、どの程度地域医療に対する満足度を見る指標	数値無→60.0%
2 「地域 活力」 資源 を生 か し た 「に ぎ わ い」 と	商工業振興	6 製造品出荷額	工業統計調査による市内の製造品出荷額の総額	工業振興の成果を製造品出荷額の総額で見る指標	159億円→現状維持
	雇用対策	7 職業紹介者の就職率	ハローワークで職業紹介を受けた人のうち、実際に就職に結びついた人の割合	求人情報提供や職業紹介の成果を見る指標	53.3%→現状維持
	観光・交流	8 観光入込客数	北海道観光入込客数調査報告書による美唄市への観光入込客数	観光振興・交流推進の成果を観光入込客数で見る指標	39.6万人→60.0万人
	地域情報化	9 市が提供するデジタル情報を閲覧している割合	まちづくり市民アンケート調査でデジタル情報を閲覧していると回答した市民の割合	市が提供しているデジタル情報をどの程度閲覧しているかを見る指標	21.3%→30.0%
	農業振興	10 農業産出額	農林水産統計による市内の農業産出額（生産量×農家庭先価格）の総額	農業振興の成果を農産物の総産出額から見る指標	H26-H30平均 58億円→65億円
	農商工連携	11 新たに商品化された特産品数	美唄産農産物を活用して商品化された特産品の累計数	農商工連携の取組の成果を、新たに商品化された特産品累計数で測る指標	9商品→20商品
	移住・定住	12 人口の社会増数（転入）	移住・定住情報を利用して実際に美唄市に移住した人数	移住・定住の取り組み成果を移住・定住情報を利用して実際に美唄市に移住した人数で測る指標	483人→600人
3 地 域 に 根 ざ し、 ま ち づ く り	子育て 支援	13 子育てしやすいまちだと思える市民の割合	まちづくり市民アンケート調査で子育てしやすいと回答した市民の割合	美唄市がどの程度子育てしやすい環境にあるかを市民の視点から見る指標	22.0%→40.0%
	平和施策	14 平和祈念行事に参加した市民の数	平和祈念行事（平和図書コーナー、ポスター展、ミニコンサート）に参加した市民の人数	平和について考える契機となる行事に参加した市民の人数から、平和施策の継続性を測る指標	820人→870人

区分	分類	指標名	指標の定義	指標の説明	現状→目標
3 地域に根ざし 暮らしに学ぶ まちづくり	学校教育	15 夢や希望を持つ 子どもの割合	全国学力・学習調査に おける児童生徒質問紙 から夢や希望を持って いると回答した児童 生徒の割合	将来の夢や目標を 持っている子どもがどの 位いるのかを見る指標	小学校 78.0% →  中学校 69.3%  現状値より 高めます
	生涯学習・ スポーツ	16 生涯学習に取り 組んでいる市民の 割合	まちづくり市民アンケ ー調査で取り組んでい ると回答した市民の割合	生涯学習施設の利用や 情報を提供すること により活動の機会が得 られているかを見る指標	40.3% → 50.0%
	文化・芸術	17 市内で芸術・ 文化鑑賞をした 市民の割合	まちづくり市民アンケ ー調査で鑑賞したと回答 市民の割合	身近に芸術・文化に触 れる機会があるかを見る 指標	18.4% → 40.0%
4 安心と自然が共 生した安全・ まちづくり	自然保護	18 市内の自然環境 の満足度	まちづくり市民アンケ ー調査で満足していると 回答した市民の割合	自然環境の保全と活用 の取組の成果を市民の 満足度から見る指標	86.3% → 90.0%
	循環型社会	19 ごみの適正 分別率	ごみの合計量に占める適 切に分別されたごみの量 の割合	ごみの適正な排出に関 する意識の向上と実践 度を見る指標	81.2% → 90.0%
	都市基盤 整備	20 都市機能の 満足度	まちづくり市民アンケ ー調査で不満と回答し なかった市民の割合	都市基盤整備の成果を JR美咲駅を中心とした 都市機能に対する満足 度から見る指標	69.3% →  現状値より 高めます
	景観・ 緑づくり	21 公園・緑地の 満足度	まちづくり市民アンケ ー調査で満足と回答し た市民の割合	公園・緑地の適正管理 の状況を市民の満足 度から見る指標	17.2% →  現状値より 高めます
	生活・交通	22 市内公共交通 の満足度	まちづくり市民アンケ ー調査で市内公共交通 に満足と回答した市民 の割合	日常生活で公共交通が どの程度充足している かを見る指標	62.4% → 70.0%
	国土強 靱化	23 災害発生時 における人的被害 の発生	災害発生時における 人的被害の発生件数	強靱化を進める事で 被害をどれだけ抑制 できたかを見る指標	人的被害 0件 → を発生 させない
	防災・防 犯・交通 安全	24 災害に備えて 食料・水を備蓄し ている市民の割合	まちづくり市民アンケ ー調査で災害に備えて 備蓄していると回答 した市民の割合	災害に備えて市民が どの程度食料や水を 備蓄しているかを見る 指標	33.7% → 50.0%
	消防・救 急	25 出火率	年間の火災発生件数を 人口1万人当たりで換 算した割合	火災予防の取組によ りどの程度火災の発 生が抑えられたか を見る指標	4.7% → 0.0%
	消費者 保護	26 消費者相談 窓口を知っている 市民の割合	まちづくり市民アンケ ー調査で消費者相談 窓口を知っていると 回答した市民の割合	消費者被害を未然に 防止するために、相 談窓口の場所をどの 程度知っているか を見る指標	41.8% → 60.0%
5 市民が主役 の活躍できる まちづくり	協働のま ちづくり	27 何かのかたち でまちづくりに参 加している市民の 割合	まちづくり市民アンケ ー調査でまちづくりに 参加していると回答 した市民の割合	協働のまちづくりの 成果として、市民が まちづくりにどの程 度参加しているか を見る指標	45.0% →  現状値より 高めます
	男女共 同参画	28 固定的な性 別役割分担意識 を持たない市民 の割合	まちづくり市民アンケ ー調査で固定的な性 別役割分担意識を 持たないと回答し た市民の割合	男女共同参画の取 組の成果を固定的な 性別役割意識を 持たない市民の割 合から見る指標	65.9% → 80.0%
	行財政 運営	29 住みよいま ちだと思っている 市民の割合	まちづくり市民アンケ ー調査で住みよいま ちだと思っていると 回答した市民の割 合	市の施策を通して、 どの程度住みよいま ちだと思っている かを見る指標	44.2% →  現状値より 高めます

7. 分野別計画

分野別の計画は、次のように構成しています。

現 状	
分野ごとの現状をまとめています。	
課 題	
分野ごとの課題をまとめています。	
関連する個別計画等	美唄市で策定している分野ごとの関連する個別計画等を掲載しています。
関連する国、道、民間の事業や動き	分野ごとの関連する国や道、民間の事業や動きなどを掲載しています。

目指す姿

5年後にどのようなまちの姿になることを目指すのかを明示しています。

施策の方向

「現状」と「課題」、「関連する個別計画等」「関連する国、道、民間の事業や動き」を踏まえて、「目指す姿」に到達するには、どのようなことをしなければならないかという方向性を記述しています。

成果指標

「目指す姿」を分かりやすく表す数値目標を設定しています。

関連
指標

「施策の方向」の進め方を分かりやすく表す数値目標を設定しています。

施策の方向の図示、現状データ等

8. 持続可能な開発目標（SDGs）17のゴールと関連する施策

17のゴール	ゴールへの取組	関連する施策
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。</p>	(1) 地域コミュニティ
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。</p>	(10) 農業振興
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p>	(1) 地域コミュニティ (4) 保健 (2) 障がい者福祉 (5) 地域医療 (3) 高齢者福祉
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	(13) 子育て支援 (16) 生涯学習・スポーツ (14) 学校教育 (17) 文化・芸術 (15) 平和施策
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。</p>	(28) 男女共同参画
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。</p>	(20) 都市基盤整備
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	(6) 商工業振興 (19) 循環型社会 (10) 農業振興
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。</p>	(6) 商工業振興 (8) 観光・交流 (7) 雇用対策 (10) 農業振興
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。</p>	(6) 商工業振興 (10) 農業振興 (9) 地域情報化 (11) 農商工連携

17のゴール	ゴールへの取組	関連する施策
	<p>10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する。</p>	<p>(2) 障がい者福祉</p>
	<p>11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。</p>	<p>(2) 障がい者福祉 (11) 農商工連携 (3) 高齢者福祉 (20) 都市基盤整備 (4) 保健 (21) 景観・緑づくり (5) 地域医療 (22) 生活・交通 (6) 商工業振興 (23) 国土強靱化 (7) 雇用対策 (24) 防災・防犯・交通安全 (8) 観光・交流 (25) 消防・救急 (9) 地域情報化 (26) 消費者保護 (10) 農業振興 (29) 行財政運営</p>
	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。</p>	<p>(10) 農業振興 (11) 農商工連携</p>
	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。</p>	<p>(10) 農業振興 (22) 生活・交通 (18) 自然保護 (23) 国土強靱化 (19) 循環型社会</p>
	<p>14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。</p>	
	<p>15 陸の豊かさを守ろう 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。</p>	<p>(10) 農業振興 (23) 国土強靱化 (18) 自然保護 (24) 防災・防犯・交通安全 (19) 循環型社会</p>
	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構成する。</p>	<p>(1) 地域コミュニティ (26) 消費者保護 (2) 障がい者福祉 (28) 男女共同参画 (15) 平和施策</p>
	<p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<p>(4) 保健 (28) 男女共同参画 (27) 協働のまちづくり (29) 行財政運営</p>

■分野ごとの施策

1. とともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

□ 誰ひとり置き去りにしない、安心して暮らせる地域社会の形成

(1) 地域コミュニティ

現 状

1 地域福祉推進の取組

本市は「美唄市福祉のまちづくり条例」前文の「私たち美唄市民は、これまでの先人が培ってきた生活文化を受け継ぎ、新たな時代の中で育むことにより、だれもが住み慣れたこの美唄の地域で、安心して生き生きと暮らすことのできる福祉のまちを創造することを決意し」、地域福祉の取組を推進することとしています。このため、市の「美唄市地域福祉計画」や市社会福祉協議会の「美唄市地域福祉実践計画」に基づき、各種施策や事業に取り組むとともに、地域福祉活動の担い手の育成にも努めています。

また、各地域では、社会福祉協議会、民生児童委員、各種ボランティアなど様々な関係者・団体との連携・協力や市民参加を図りながら、様々な取組を進めています。

2 地域コミュニティの再構築に向けて

地域コミュニティは、市民の日々の生活に最も身近な空間ですが、急速な人口減少や少子高齢化など、社会・環境の変化により、住民のつながりが希薄し、自治組織の役員の成り手も不足し、これまで取り組んできた行事や日常的な活動の連携、実施も難しくなっています。

また、地域においては空き地・空き家の増加、8050問題や引きこもり、単身高齢世帯の増加など様々な課題が生じています。さらに、孤独死など地域でも孤立が生じているほか、制度支援に結びつかない人が生じるなどの問題も浮き彫りとなっています。こうした地域の活力低下などにより地域の問題を地域の力だけでは解決しがたい状況が生じています。

課 題

1 地域福祉推進の取組

地域福祉の推進に関する意識調査では、「住民相互の支え合いや助け合いが必要」との回答が9割を超えていますが、「地域の問題に対して何かしらの行動をした」との回答は3割に達していません。地域をあげた取組として課題解決に向かっていけるよう、参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。

また、認知症や知的・精神障がい等のある方が、地域の中で安心して生活できるよう、成年後見制度など様々なサポートの利用を推進していく必要があります。

2 地域コミュニティの再構築に向けて

高齢化が進行する中で、近所や地域とのつながり、社会的な孤立の問題への対応が必要となっており、一人暮らしの人や生活困窮者などに対する、地域住民が主体となった地域での支え合いや見守りの仕組みづくりが必要です。

また、地域共生社会の実現を目指すうえで、困りごとがある人が孤立化したり、孤独死といった事態が今後生じないよう地域住民のつながりの維持、再生が必要です。そのため、これまでの支援策にとどまらず、地域の実情を踏まえた上で、より一層協働した新たな取組を実施していくことが必要です。

関連する個別計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期美唄市地域福祉計画 H31-R5 ・美唄市福祉のまちづくり条例 H16
関連する国、道、民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期地域福祉実践計画 H31-R5：美唄市社会福祉協議会 ・生活保護法 S25 ・生活困窮者自立支援法 H27

目指す姿

◆世代を超えた交流と支え合いにより、活気あふれる地域になっています

施策の方向

1 地域福祉推進の取組

地域福祉の推進に向けては、地域住民自らが自立するための努力である「自助」を始め、「互助、共助」そして「公助」のそれぞれにおいて取組が必要であり、民生児童委員や社会福祉協議会を始めボランティアの方々と連携し体制づくりを進めるとともに、施策のサービスが届いていない人やサービスを自ら求めることができていない人に対しては出向くサービス提供も行い、問題、課題の把握と解決に努めていきます。

また、こうした取組について、「美唄市福祉のまちづくり条例」に基づき設置された市民ささえあい推進委員会へも報告し意見を求めるなど、市民の声を反映した取組を進めていきます。

2 地域コミュニティの再構築に向けて

課題やその要因は、地域ごとに異なるため、市職員による「地域応援チーム」のこれまでの取組に加え、新たに「集落支援員制度」を活用して、地域課題や地域資源などを整理し、地域住民の取組を支援しながら、地域コミュニティの再構築を図るなど、「誰ひとり置き去りにしない、ともに支え合い、分かち合う地域づくり」を推進します。

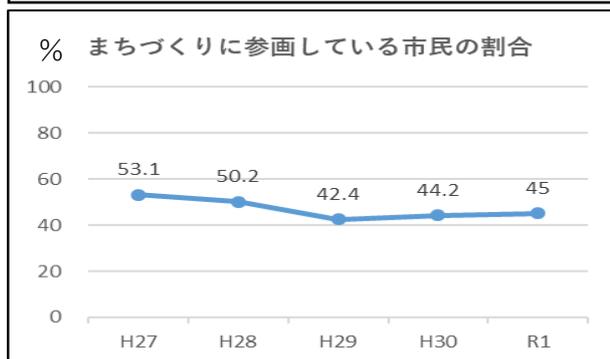
また、社会的孤立者には、ひきこもりのほかに、虐待などがあり、サービスを拒否（支援拒否）する人も潜在的におりますが、十分な説明により生活困窮者等の相談支援につなげるほか、必要に応じて生活支援制度の活用を促すなど、横断的かつ包括的な相談支援体制の充実・強化に努め、生活の再建及び地域との交流再開に取り組み、地域共生社会の実現を目指していきます。なお、社会的孤立を予防するためにも、生活に課題をもつ人や支援が必要とされる人の早期発見と支援に結びつけ、課題解決に努めます。

成果指標

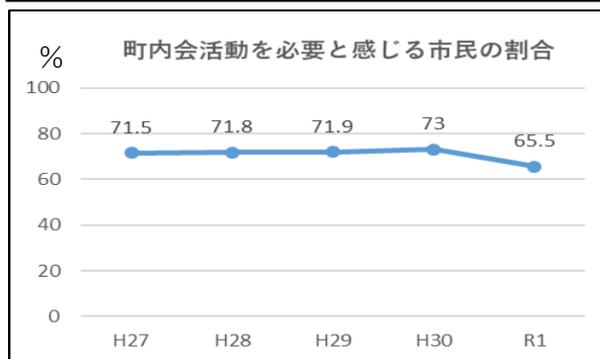
	現状値	目標値	指標の説明
◆何かのかたちでまちづくりに参加している市民の割合	R1 45.0 %	R7 % 現状値より高めます	地域力を測るための指標で、まちづくり市民アンケート調査で何かのかたちでまちづくりに参加していると回答した市民の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	1	町内会活動を必要と感じる市民の割合	R1 65.5 %	R7 % 現状値より高めます	コミュニティ活動が必要だと感じる市民がどの程度いるかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で必要と回答した市民の割合で測ります。
2	地域福祉活動を行っている地区数	R1 25 地区	R7 地区 現状値より高めます	地域福祉の充実度を自主的又は市と協働で地域福祉活動を行っている地区数からみる指標です。	

資料：まちづくり市民アンケート調査



資料：まちづくり市民アンケート調査



(2) 障がい者福祉

現 状

1 在宅支援の強化・充実

障がい者が地域で暮らしていくためには、在宅での必要な支援を十分に受けられることが必要です。平成25年に施行された「障害者総合支援法」では、利用者の実態に応じた支援を行う観点から、利用者像やサービス側の提供形態に応じて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労継続支援等の様々なサービス提供が行われています。

多様化する利用者ニーズに対応するため、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われ、こうした制度に基づいてサービス提供や給付が行われています。

2 地域生活支援事業の利用促進

障がい者の地域における生活と社会活動の拡充に向けて、制度改正などが行われています。本市では、障がい者(児)のサービス事業所が増加し、障がい者(児)等の相談体制の拡充が図られたことから、実際の利用ニーズも高まり、利用も増えています。

発達に心配のある子どもの保護者に対して、サービス事業所による相談や療育指導などの必要な支援が行われています。サービスは多様なニーズに対応して、きめ細かく提供されており、障がい者の地域移行や就労支援が促進されるなど、社会参加に向けた支援として機能しています。

3 社会参加の促進

障がい者(児)への合理的な配慮を求め、共生社会実現を目指す「障害者差別解消法」、生きがいや経済的自立の実現、事業主が障がい者を雇用する義務付けを始め、差別の禁止や合理的配慮を求める「障害者雇用促進法」、障がい者の尊厳を守るための「障害者虐待防止法」が整備されています。

これらの各法律により、障がいの有無に関わらず地域で生きがいをもって生活できる体制の構築に向けて、障がい者の権利擁護や住民の理解促進の取組の推進が求められています。

課 題

1 在宅支援の強化・充実

障がい者の高齢化や重度化が進んだ場合や、親亡き後を見据えて地域における障がい者の受け入れ、支援体制づくりが必要となっています。

特に、障がい者の地域生活への移行開始や親元からの自立に係る相談、緊急時に受入れができる体制は、安心して新たな生活へ踏み出す上で、必要な支援体制であり、その仕組みづくりが必要となっています。

また、質の高いサービスの提供を、切れ目なく実施することや、在宅生活を望んでいてもなかなか地域移行に結びつかない施設入所者に対しては、十分な配慮や支援が必要です。

2 地域生活支援事業の利用促進

障がい者が地域で暮らすためには、その地域特性を十分理解した上で、計画相談事業所や通所支援施設、就労継続支援施設や地域のグループホーム等を活用することが重要です。また、利用者側の多様なニーズを満たしていくには、相談・支援体制の更なる充実が必要です。

このほか、安心して自立生活支援を行うには、災害時など緊急時を想定した支援体制をあらかじめシミュレーションし構築しておくことが必要不可欠となります。

3 社会参加の促進

障がい者の社会参加の促進に向けて最も重要なのは、障がい者が住み慣れた地域で安定した生活を持続できることであり、そのためには、障がい者個々の特性に応じた雇用が確保された就労支援、さらに生活基盤の安定を図る相談支援体制の充実が必要です。

また、障がい者への周囲の理解がまだ十分とは言えない状況があることから、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを十分認め合い、共に生きていこうとする地域社会の形成を目指すことが必要です。このため、障がいや障がい者(児)への理解促進を図る啓発や相互理解を促進する交流の機会を拡充していくことが必要です。

関連する個別計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・びばいヘルシーライフ21 H25-H34 ・第4期美唄市地域福祉計画H31-R5 ・第6期美唄市障がい者プラン R3-R5 ・美唄市手話言語条例 R2
関連する国、道、民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法 S45 ・障害者雇用促進法 S45 ・障害者虐待防止法 H24 ・障害者差別解消法 H28 ・障害者総合支援法 H25 ・障害者優先調達法 H25

目指す姿

◆障がいや障がい者（児）への理解が深まり、障がい者が安心して暮らせる地域共生社会になっています

施策の方向

1 在宅支援の強化・充実

障がい者（児）一人ひとりの多様なニーズや思いを尊重しながら、住み慣れた地域で暮らすためのサービスの利用が開始、継続できるよう、相談支援体制づくりを進めていきます。

サービス利用計画の策定やモニタリングなどにおいて、障がい者（児）の声を丁寧に聞きとり、ニーズにマッチし充実したサービス提供が継続されるよう、支援を行う事業者との連携を図ります。

また、入所施設から地域のグループホーム等への移行がスムーズに行えるよう、環境整備に努めます。

2 地域生活支援事業の利用促進

障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らす上において、不測の事態への対応も想定した備えが必要であり、そのような場合にも地域全体で支える体制づくりをさらに進めていきます。

障がい者（児）への相談や支援体制の拡充を図るため、各関係機関・団体との連携をより一層強化していきます。

3 社会参加の促進

ノーマライゼーションの理念の下、障がい者（児）をサポートできるよう、支え合う思いと実践の行動が必要です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性に目を向け、お互いに尊重しながら共に生きる共生社会を築き、誰もが参加しやすい地域社会の創出を目指します。

また、社会参加を促す上で自己決定権を十分に尊重した意思決定のサポートを行い、地域で暮らしやすい支援の仕組みを構築します。

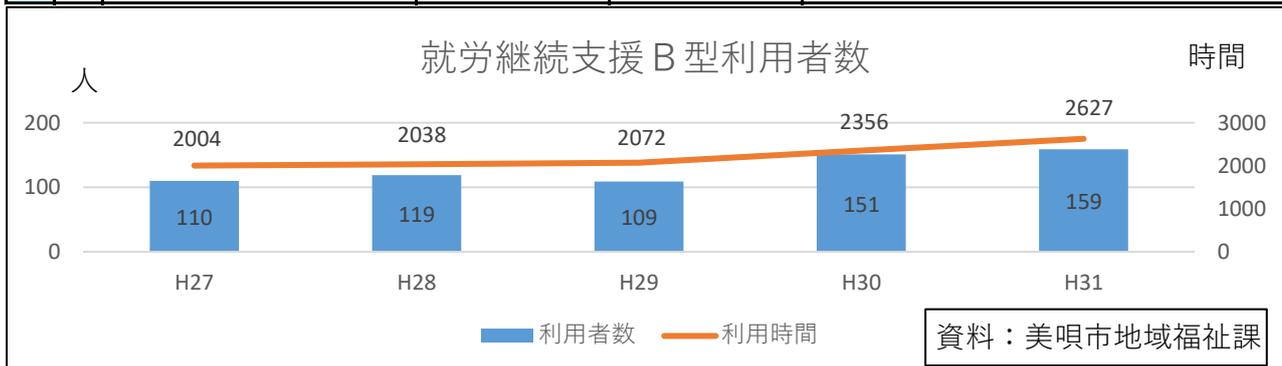
さらに、障がい者の社会参加と持続には経済的な自立と安定が欠かすことのできない必要条件であり、誰もがいきいきと働き暮らすことができるよう雇用の場の確保に努めます。

令和2年に施行した美唄市手話言語条例の周知・浸透や手話の普及を図るとともに、障がいや障がい者（児）への理解促進が図られる取組を推進していきます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆地域で生活できている障がい者の割合	R1 97.5 %	R7 98.0 %	障がい者の自立に向けた取組の成果を地域で生活できている障がい者の割合で見る指標で、障がい者の総数に対する施設入所していない障がい者の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	3	地域生活移行の件数	R1 1 人	R7 5 人	相談支援体制の充実度を件数の推移から見る指標です。
4	サービス等利用計画の作成件数	R1 468 件	R7 500 件	障がいの特性に応じたサービスの提供に係る計画件数の推移から見る指標です。	



(3) 高齢者福祉

現 状

1 高齢者の総合的な生活支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療と介護の連携を図るとともに緊急通報装置の更新など住まい方のニーズに合わせた支援を実施し、地域包括ケア体制の充実に努めています。また、自立した生活に向けて介護予防を推進するため、貯筋体操（転倒予防体操）や出前講座を継続して実施したほか、認知症の方や家族の居場所づくりと相談、支援の場として認知症カフェを運営しています。

さらに、認知症サポーター養成講座実施により、認知症への理解促進に努めるとともに、平成30年設置の認知症初期集中支援チームにより、認知症の人やその家族に対して早期に訪問し対応する支援を行っています。

2 住民主体の支え合いの仕組みづくり

高齢者の生活支援、介護予防サービス体制整備の推進を目的に地域サロンを設置し、住民主体による地域の助け合い、支え合い活動の定着を支援しています。

また、こうした活動に取り組む地域を拡大するため、美唄市社会福祉協議会との連携により、新たに取組を開始する地域への支援を行うほか、高齢者の生活に役立つ生活情報を分かりやすくまとめた、生活便利帳を作成し配布しています。

3 介護保険制度の運用

介護保険サービスの提供に当たっては利用者に対して十分に説明するように努めています。が、制度をより理解いただき必要なときに安心して利用することができるよう、制度説明のパンフレットや、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険の各会計決算状況をまとめた資料を市内施設に配置するとともに、市民向けの出前講座により制度の周知に努めています。

また、制度改正に伴い介護医療院への転換等を行う医療機関に対して必要な手続きに対応し、円滑な介護保険サービスの確保に対応しているほか、市内の介護サービス事業所に対しては立入り調査等を行い、介護保険制度に基づいた適正な運営が行われるよう取り組んでいます。

課 題

1 高齢者の総合的な生活支援

本市の高齢者人口（65歳以上）は、住民基本台帳では平成30年の9,059人をピークに既に減少傾向となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所によれば、本市の高齢化率は令和27年（2045年）には、58%を超え、後期高齢者の割合も38%を超えると推計されています。

今後、後期高齢者の割合がますます高まる推計を踏まえると、高齢者がフレイル（心身の活力が低下した虚弱状態）とならないよう介護予防、認知症施策をより一層推進し、健康長寿を目指した取組を強化していく必要があります。

2 住民主体の支え合いの仕組みづくり

高齢者がいる世帯の構成をみると、ひとり暮らしや高齢夫婦の世帯が圧倒的に多く、家族の支え合いには介護力に課題があります。高齢者が孤立せずに地域で暮らして行けるよう、地域における支え合いの仕組みづくりが必要です。

3 介護保険制度の運用

急激な高齢化の進行に対応するため、介護保険制度はこれまでも様々な制度改正が行われてきました。今後においても、令和7年（2025年）以降の現役世代人口の急減を見据え、介護人材の確保とそれに資する介護現場の生産性の向上に向けた制度改正が進められることから、利用者が安心してサービスを利用できるよう改正内容の周知を図り、運用することが必要です。

関連する 個別計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期） R3-R5 ・第4期美唄市地域福祉計画 R1-R5 ・びばいヘルシーライフ21 H25-R4 ・美唄市福祉のまちづくり条例 H16 ・美唄市介護保険条例 H12
関連する国、道、 民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画 R3-R5 ・老人福祉法 S38 ・介護保険法 H9 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 H17

目指す姿

◆高齢期に健やかで心豊かに住み慣れた地域の中で安心して生活しています

施策の方向

1 高齢者の総合的な生活支援

高齢者が元気なうちから貯筋体操を始めとする介護予防に取り組み、自立した生活が続けられるよう支援するほか、認知症高齢者の増加にも対応できる取組を進め、支援や介護を必要とする状態になっても住み慣れた自宅や地域の中で暮らし続けられるよう、介護、保健、医療、福祉関係者が連携して各種サービスの提供を図ります。

また、高齢者の生活の質を高め、できるだけ健康長寿が保たれるよう、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの取組を医療、福祉関係者が連携して推進し、在宅医療サービスやQOD（quality of death、終末期においても穏やかに迎える最期）の向上を図ります。

さらに、超高齢社会にあっても元気な高齢者が多数暮らししており、こうした方々が成熟社会での活躍の場を得て社会参加や社会的役割を担うことで、生きがいを持つことや介護予防につながっていきます。これまで職業人として仕事や社会活動で培ってきた知識や技術、経験を地域で活かし、さらに次世代へ継承することができるよう、老人クラブの活動促進やシルバー人材センターの雇用機会確保に向けた取組などを支援していきます。

2 住民主体の支え合いの仕組みづくり

ひとり暮らしや高齢世帯夫婦も住み慣れた地域において、社会から孤立することなく、安心した生活を営み続けることができるよう生活支援体制を推進します。そのために、支援を必要とする高齢者の地域生活を支える、住民が主体となった仕組みづくりが地域の中で進むよう取り組んでいきます。

3 介護保険制度の運用

地域包括ケアを推進するため、医療、介護、住まい、予防、生活支援の連携と本人の意思の尊重、家族の理解のもとで体制づくりを進めていきます。

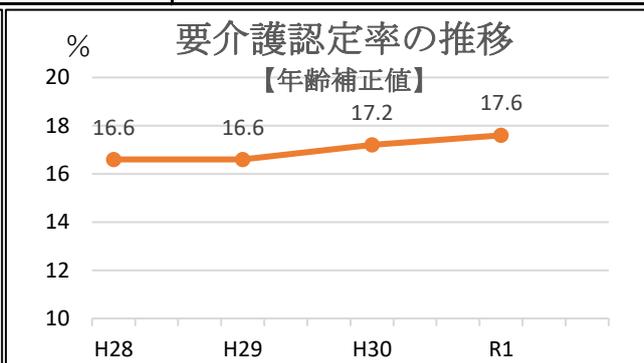
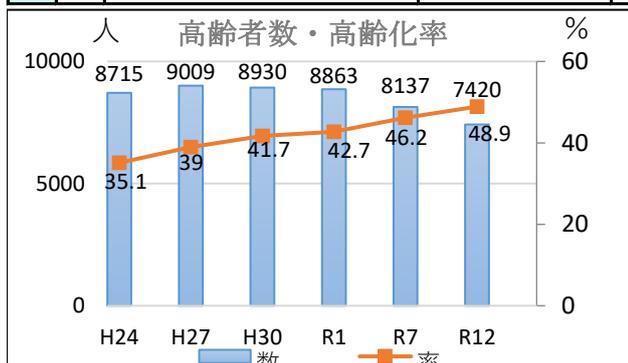
また、地域の状況や特性に応じた介護サービスの提供体制を構築するとともに、専門職を含めた介護人材の確保や介護現場における技術利用（ロボット、ICTなど）の検討も行っています。保険者である市としては、これまでと同様に介護保険制度の市民への周知を図るため、出前講座や各種資料の普及を行ってまいります。また、介護事業者や従事する専門職等から市民に向けた情報発信が促進されるよう、多職種ネットワークを通じて関係者へ情報発信の促進を働きかけてまいります。

さらに、介護サービス事業者に対する実地調査を適切に実施し、介護保険制度が適正に運営されるよう取り組むほか、地域の人口が減って高齢化が進み、その中で認知症になったとしても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりの実現を目指した条例の制定に取り組んでいます。

成果指標

◆要介護認定率 【年齢補正值】	現状値		目標値	指標の説明
	R1	17.6 %	R7	

関連指標	No.	指標名	現状値		目標値	指標の説明	
	5		地域での支え合いの仕組み（地域）の数	R1	1 地域		R7
6		介護保険制度等出前講座実施回数	R1	4 回	R7	5 回	介護保険制度、認知症施策などの出前講座の年間実施回数



(4) 保健

現 状

1 ライフステージと6つの領域に応じた健康づくり

乳幼児期から後期高齢期までのライフステージで生じている顕在・潜在の健康問題を把握し解決していくために、健診の実施や家庭訪問・健康相談を積極的に行っているほか、妊産婦や新生児などに対しても、きめ細やかな支援を総合的に実施しています。

また、市民が自らの健康に関心を持ち、「栄養・食生活」、「運動・身体活動」、「休養・メンタルヘルス」、「飲酒」、「喫煙(受動喫煙)」及び「歯と口腔の健康」の6つの領域から健康づくりを進めることができるよう、一人ひとりの健康や生活状況に応じた健康情報の提供や健康教育を行っています。妊娠・出産の希望をかなえるため、不妊治療費の一部助成を行っているほか、心の健康づくりでは、令和2年度から美唄市自殺対策計画に基づき、市の各分野で早期に気づき、支援に結び付ける体制づくりを進めています。

2 地域主体の健康づくり

豊かな人生のための健康づくりは社会・生活環境に影響を受けるため、個人の努力だけで取り組んでいくことは難しいことから、市民一人ひとりの健康づくり意識の向上や健康づくり実践に結び付きやすい環境づくりをヘルスプロモーションの理念に基づき推進しています。また、地域における健康づくりを推進する保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員との協働による小学校区単位の世代間交流活動を行っているほか、地域ごとの課題に応じた「食・運動・こころの健康づくり」などの取組を継続しています。

3 市民の健康を守る受動喫煙防止の取組

本市独自に条例を制定し取り組んできた受動喫煙防止は、条例施行後に美唄市医師会などで行った共同調査によって、脳卒中や心筋梗塞による救急搬送が減った効果が明らかにされています。令和2年に国が受動喫煙対策を本格実施することに合わせて市条例を改正し、市民、とりわけ妊産婦や子どもたちをより一層受動喫煙から守る取組に発展させ、啓発事業や禁煙の相談・支援事業も実施しています。

4 感染症予防とウィズコロナの時代の取組

各種感染症予防のため、定期予防接種やピロリ菌、エキノコックス検査を実施しています。令和2年には新型コロナウイルス感染症が国内外で流行し、国の緊急事態宣言の外出自粛要請などにより、市民生活や地域経済に大きな影響が生じました。本市は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して対応方針を定め、市民への感染予防の実践を呼びかけ、保健センター健康相談電話の増設、公共施設の衛生環境改善や各種行政事務での接触機会の抑制に向け、市役所全体でリモート対応の推進などに努めました。また、市立美唄病院に臨時発熱外来を開設したほか、消防本部ではアイソレーターを備え、新型コロナウイルス感染症にも対応可能な高規格救急車を導入しています。

課 題

1 ライフステージと6つの領域に応じた健康づくり

高齢化や生活習慣の変化により、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加していることから、子どもから高齢者まで、生涯をとおして健康への意識をしっかりと持ち、6つの領域の健康づくりが実践されるよう、健康情報の発信を強化するとともに、生活習慣改善のきっかけとなる健診や健康相談など健康づくりへの支援を切れ目なく行っていくことが必要です。

地域の将来を担う次世代の健康を支えるため、妊産婦や子どもの心身の健康づくり、働く世代の職場における健康づくりを引き続き推進していくことが必要です。

2 地域主体の健康づくり

高齢化等により健康づくり組織の担い手不足が顕在化しており、市民が主役となって健康の意識を互いに高め合っていけるよう、地域全体で予防・健康づくりを進める環境づくりが必要です。健康を保つためにはよりよい生活習慣の定着、特に「栄養・食生活」については、個人や家庭だけではなく、飲食店や販売店において、減塩やバランスのよいメニューの提供など事業者とも協働し、地域全体で取り組むことが必要です。

3 市民の健康を守る受動喫煙防止の取組

国の改正健康増進法では、家庭や自家用車内での喫煙は規制の対象外となります。このため改正市条例では、子どもや妊産婦がいるこうした場でも喫煙をしないように求めるなど、市独自の規定を盛り込んでいることから、条例の内容の周知徹底を図り、実践に結び付ける展開が必要です。

4 感染症予防とウィズコロナの時代の取組

感染症対策は市民一人ひとりの日頃からの意識や実践が重要であり、予防に必要な情報を適切に発信するとともに、健康相談への対応や予防接種を着実に推進していく必要があります。特に新型コロナウイルス感染症は、心疾患・糖尿病等の持病がある方や喫煙者に、重症化する傾向が多いことから、生活習慣のより一層の改善と、メンタルヘルスへの意識を高め、生活と命を支える取組が必要です。

関連する個別計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・びばいヘルシーライフ21(第2期) H25-R4 ・新びばいっこすくすくプラン(第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画) R2-R6 ・美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期) R3-R5 ・美唄市国民健康保険データヘルス計画(第2期) H30-R5 ・美唄市受動喫煙防止条例 H27 ・美唄市食育推進計画(第3次) R3-R7 ・第4期美唄市地域福祉計画 H31-R5
関連する国、道、民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none"> ・健康日本21(第2次) ・すこやか北海道21 ・南空知健康プラン21(第2次)

目指す姿

◆誰もが住み慣れた地域で安心して健康に暮らしています

施策の方向

- 1 ライフステージと6つの領域に応じた健康づくり**
 妊娠期、乳幼児期のうちから生活習慣病予防に視点を置いた、6つの領域の健康づくりを推進します。また、子育て支援を出産から切れ目なく行うため、保健センターに「子育て世代包括支援センター」の機能を加えて、妊婦の支援プランを作成し、適切な支援をいち早く実施していきます。
 健康診査やがん検診などの推進により、疾病の早期発見、治療に結びつけて合併症や重症化を予防するほか、加齢に伴う体調の変化に応じた介護予防について家庭訪問・健康相談を総合的に行うなど、きめ細やかな支援を継続します。自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、関係機関・団体等と連携し、メンタルヘルスに関する啓発を図るとともに、一人ひとりの生活を守るための包括的な支援を推進します。
- 2 地域主体の健康づくり**
 子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりやこころの健康づくりの意識が高まるよう、啓発の機会を増やすとともに、健康づくり組織や市民組織(主任児童委員、すきやき隊等)と協働で、小学校区単位で実施している世代間交流事業や高齢者の集いなど地域主体の健康づくりを引き続き支援します。
- 3 市民の健康を守る受動喫煙防止の取組**
 受動喫煙防止の意識がより高まるよう、たばこに関する子どもメッセージなどの啓発事業を行うほか、禁煙の相談・支援事業を引き続き実施し、人もまちも元気なまちづくりを進めていきます。
- 4 感染症予防とウィズコロナの時代の取組**
 感染症対策としてオンライン通信機器を利用した非対面型の相談にも対応していきます。
 また、新型コロナウイルス感染症については、流行の状況や国・北海道の取組動向を把握し、市として必要な対策を速やかに講ずるとともに、市民に対して迅速、適切に情報提供等を行っていきます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆自分が健康だと思っている市民の割合	R1 69.8 %	R7 75.0 %	健康づくりの取組により、自分が健康だと思う市民がどの程度いるかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で健康であると思うと回答した市民の割合で測ります。

No.	指標名	現状値		目標値		指標の説明
		R1	%	R7	%	
7	1年間で健診を受診した割合	R1	70.9 %	R7	75.0 %	健康への関心が高まり、定期的に健診を受けている市民の割合から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で受診したと回答した市民の割合で測ります。
8	喫煙習慣のある成人市民の割合	R1	18.1 %	R7	12 %	成人が習慣的に喫煙しているかを見る指標です(目標値は健康日本21(第2次)の目標値です)。

ライフステージと6つの領域に応じた健康づくり(主な取り組み)						
領域	乳幼児期	学童思春期	青年期	壮年期	前期高齢期	後期高齢期
栄養・食生活	食の健康フェスタ					
運動・身体活動	乳幼児健康診査 親子の健康づくり事業	世代間交流事業 学童保育児童の健康 教育	中高年疾病予防事業 中高年健康づくり事業		高齢者健康づくり事業	
休養・メンタルヘルス	産婦健診・産後ケア事業	自殺対策研修会、こころの健康相談			高齢者健康づくり事業	
飲酒	薬物・アルコール教育		中高年健康づくり事業		高齢者健康づくり事業	
喫煙(受動喫煙)	健康増進法、北海道受動喫煙防止条例、美唄市受動喫煙防止条例の周知・啓発 喫煙防止教育・たばこメッセージ展					
歯・口腔の健康	よい歯のコンクール		歯科健診			

(5) 地域医療

現 状

1 地域医療

超高齢社会を迎え、生活習慣病の増加など疾病構造の変化により市民の医療ニーズが多様化する中で、市内の医療機関それぞれが機能を分担しながら地域医療を支える重要な役割を担っています。

救急医療については、医師会、市立美唄病院、岩見沢・砂川の市立病院及び美唄消防署との連携を図り、救急搬送や受入れ体制の維持に努めています。

2 市立美唄病院

持続可能な医療体制を構築するため、人口推計や財政推計などに基づく将来負担、北海道地域医療構想調整会議における協議などを踏まえ、しっかりと見通しのもとに、医師会や市民の皆さんとの合意形成を図り、本市にふさわしい市立美唄病院の建替え計画を進めています。

また、全国的に医師の地域偏在や医療従事者が不足する中、効果的な医療提供体制の構築と医師確保に取り組んでいます。

課 題

1 地域医療

高齢化と少子化の進行によって人口構造が激変し、人口構造が変われば疾病構造も変わり、疾病構造が変われば医療需要が変わることから、医療需要に合った医療供給体制の整備が必要となります。

また、将来にわたって良質な医療サービスを提供していくためには、医療従事者を安定的に確保するとともに、在宅医療や緩和ケアの推進など保健・医療・福祉が一体となった包括的なサービスの提供が求められています。

救急医療については、高齢化の進行に伴い救急患者の増加が見込まれていることから、近隣医療機関との広域的な連携を含めた救急医療体制の充実が求められています。

2 市立美唄病院

医師を始めとする医療従事者の確保が困難な状況にあっても、安全・安心な医療を継続して提供していくため、近隣医療機関との広域的な役割分担の下、診療体制や病棟の再編を含めた検討を行う必要があります。

また、病院建替えについては、超高齢社会・人口減少が進む中、今後の市立美唄病院のあり方・役割について、「治す医療」としての病院完結型医療から、「治し支える医療」である地域完結型医療への転換を図り、プライマリ・ケアの充実や在宅医療の拡充、多職種連携など地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行う必要があります。

<p>関連する 個別計画等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市地域医療提供体制ビジョン H24 ・市立美唄病院建替え基本構想・基本計画 R2 ・市立美唄病院改革プラン R3-R7
<p>関連する国、道、 民間の事業や動き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律 H26 ・北海道医療計画 H30-R5 ・北海道地域医療構想 H28-R7

目指す姿

◆「超高齢社会のフロントランナー美唄」として、「治し支える医療」である地域完結型医療を推進した地域包括ケアシステムが構築されています

施策の方向

1 地域医療

「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年に向け、医療のあり方も、これまでの「治す医療」としての病院完結型医療から、治すだけではなく、生活の質や終末期ケアまでも重視しながら、市民の皆さんが住みなれた地域で暮らしていく「治し支える医療」としての地域完結型医療に転換する必要があります。

このような医療のあり方や人口構造の変化に対応し、今後必要となるリハビリテーションや在宅医療の確保など、バランスの取れた医療提供体制を構築することを目指し、市民が安心して生活できる安定的な地域医療体制を確立して、保健・医療・福祉との包括的な連携システムの構築に向けた取組を進めます。

また、救急医療については、医師会や近隣中核病院とより一層の連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保していきます。全ての市民が必要なときに、必要な医療が受けられるよう、市民の健康を守るまちづくりを進めます。

2 市立美唄病院

市立美唄病院が地域での役割を果たすため、他の医療機関との役割分担を図るとともに、広域的な医療資源を活用するほか、医師を始めとする医療従事者の確保に努め、市民が安心して医療を受けることができる体制づくりを進めます。

また、新病院の病床機能や規模については、段階的な見直しを行い、目標として2040年には回復期を中心とした規模に再編するとともに、感染症に必要な対策も講じていきます。「超高齢社会のフロントランナー美唄」として、「治す医療」としての病院完結型医療から、「治し支える医療」である地域完結型医療への転換を図るため、プライマリ・ケアの充実を図り、在宅医療の拡充や多職種連携の推進、人材の育成など、美唄らしい地域包括ケアシステムの確立に努めます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆地域医療に対する満足度	R1 — %	R7 60.0 %	市民の観点から、どの程度地域医療に対する満足度があるのを見る指標です。

(参考) 南空知医療圏域において2025年に必要とされる病床数～岩見沢保健所資料

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	合計
2025年の必要病床数	98	474	708	645		1,925
2017.7.1現在 (病床機能報告)		1,218	132	929	59	2,338
必要病床数との差	▲ 98	744	▲ 576	284	59	413

※ 南空知圏域においては高度急性期病床及び回復期病床が求められている

2. 地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり

□地域資源を生かした「にぎわい」づくり

(6) 商工業振興

現 状

1 商業の振興

人口減少に伴う消費購買力の低下に加え、インターネット購入等の拡大や消費者の購買形態が多様化していることから、事業所数、従業員数、売場面積は減少傾向にあるほか、後継者不足や空き店舗など、中心市街地の空洞化が懸念されています。

本市の商業圏は、郊外型の大型店舗が立地する国道の東側地区に移行している状況となっています。

令和元年度に北海道ベースボールリーグに参画する美唄球団が設立され、若者の美唄への移住や地元企業の人材確保など、スポーツを契機とする新たなビジネスが創出されています。

2 工業の振興

製造業の企業数は減少傾向にあるものの、工業出荷額は、ほぼ横ばいの状況となっていますが、多くの企業は、人材等が不足しており、商工会議所等との連携により、人材の育成・確保や販路拡大等の経営基盤の強化を図っています。

美唄で生産された農産物等を活用した新たな商品開発や販路開拓の取組への支援など、本市の基幹産業である農業との連携を図っています。

美唄中小企業相談所における経営相談や企業向けのアンケート調査を適宜実施するとともに、美唄市産業連携会議を設置して、企業の業況動向や必要な支援制度について情報交換・意見交換を行っています。

3 企業立地の推進

平成26年3月に中小企業基盤整備機構から取得した空知団地においては、設備投資を検討する企業があるものの、多くの雇用が期待される製造業の進出意向は少ない状況となっています。

令和2年に空知団地の土地の一部が道外企業に売却され、雪冷熱エネルギーを活用したホワイトデータセンター構想の事業化が進められています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、「大都市への過度な人口集中から地方分散へ」という大きな流れの中で、都市部から地方への移住ニーズやテレワークが広がっています。

課 題

1 商業の振興

中心市街地においては、まちの顔として、まち全体の魅力発信やコミュニティ活動等の拠点としての役割も果たしていることから、後継者不足を解消し事業継承や空き店舗対策等による活性化が必要なほか、郊外型大型小売店との共存共栄による商業活動の推進、さらには農業など他の産業との連携や交流の場の創出・充実など、多様な取組を有機的に展開することが必要とされています。

スポーツを契機とするビジネスの波及効果をより高めるためにも、美唄球団の事業や地域貢献活動に対して、引き続き支援を行うことが必要です。

2 工業の振興

企業の事業継続力を強化するため、雇用対策や新たな事業の創出への支援が必要です。

さらには、本市の基幹産業である農業との連携による食関連産業やホワイトデータセンター構想に関連するエネルギー事業等への支援を有機的に展開することが必要です。

企業訪問や各種動向調査等を通じて、設備投資や運転資金などの補助・融資制度を周知するとともに、必要に応じて制度の見直しを図っていくことが必要です。

3 企業立地の推進

空知団地において、今後のホワイトデータセンターの事業拡張を始め、関連するエネルギー事業や食関連産業の集積など事業の多角化に向けた取組の誘致促進が期待されています。

地方への移住やテレワーク等のニーズに応じて、その受入れ環境を整備拡充するとともに、テレワークやワーケーション（仕事と休暇を兼ねて滞在する労働形態）、サテライトオフィスも含めた誘致促進を図ることが重要となっています。

関連する 個別計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市産業振興計画 R3-R7 ・第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 R2-R6 ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画 H29-R4
関連する国、道、 民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道バックアップ拠点構想 H24 ・北海道強靱化計画 R2-R6 ・ホワイトデータセンター構想 H25 ・食料備蓄拠点構想 H25

目指す姿

- ◆市内企業の事業継続力が強化されるとともに、市内で買い物をする人が増えています
- ◆食関連産業や環境にやさしい雪冷熱エネルギーを活用した事業等が展開されています

施策の方向

1 商業の振興

市内企業の経営基盤の強化と成長を図るため、「美唄市中小企業等振興条例」に基づき、本市の地域資源や特性を活かした新事業創出や付加価値の高い製品・サービスの創出、販路開拓、人材育成などに向けた取組を支援します。

中心市街地の活性化を図るため、「美唄市中小企業等振興条例」に基づく商店街の環境整備や中心市街地への交通アクセスの確保を図るほか、地域おこし協力隊による賑わい創出のためのイベントの開催や本市を訪れる関係人口・交流人口の中心市街地や郷土史料館への回遊を促進します。

また、商工会議所や関係機関などと連携を図りながら、中心市街地の活性化に向けた方策の検討を進めるとともに、若者等の発想を活かした創業の促進や事業継承・空き店舗対策等に取り組み、魅力ある商店街づくりや安定した経営ができる商業環境づくりに努めます。

美唄球団に地域おこし協力隊を配置して、その事業運営を確かなものとし、若者の本市への移住、市内企業の労働力不足の解消など、スポーツを契機とする新たなビジネスの創出に努めます。

2 工業の振興

「美唄市産業振興条例」や「美唄市中小企業等振興条例」に基づき、市内企業の経営基盤の強化を図るため、工場等の新設・増設に対する助成及び課税の免除や融資制度等の支援のほか、AIやIoT、ロボット等の先端技術の導入等により、新事業の創出や新製品・サービス・新技術の創出に向けた取組に対する支援を実施します。

また、本市で生産された農産物等を活用した新たな商品開発や販路開拓の取組への支援など食関連産業やホワイトデータセンター構想に関連するエネルギー事業等への支援を実施していきます。

美唄地域人材開発センターで行われる人材育成事業の支援を行うとともに、商工会議所や関係機関などと連携して、企業訪問や様々な媒体による情報提供を行うなど、市内企業の事業継続力の強化に向けてサポートしていきます。

3 企業立地の推進

空知団地への企業立地を促進するため、政府の2050年カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション等の施策、北海道強靱化計画と連携し、ホワイトデータセンターの集積につなげるとともに、AIやIoTの関連事業や再生可能エネルギー事業などの誘致と起業化の支援を一体的に進めます。

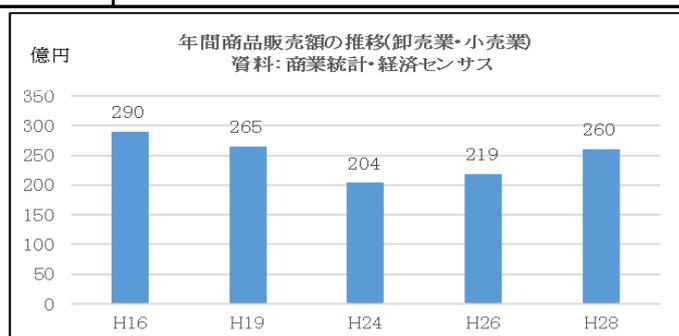
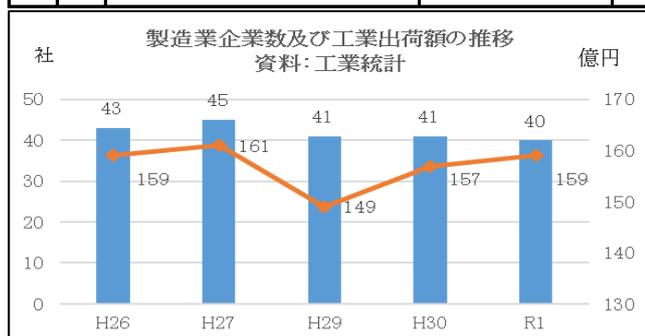
美唄自然エネルギー研究会と連携し、雪冷熱エネルギーを活用した食料備蓄拠点構想の実現や食関連産業の集積に向けて取り組みます。

美唄ハイテクセンターを拠点として、そのテレワーク環境の整備拡充を図るとともに、本社機能やワーケーション、サテライトオフィス等の誘致促進に取り組みます。

成果指標

◆製造品出荷額	現状値	目標値	指標の説明
	R1 159 億円	R7 現状維持	工業振興の成果を製造品出荷額の総額により見る指標で、工業統計調査による市内の製造品出荷額の総額で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	9	年間商品販売額	R1 260 億円	R7 現状維持	経済センサスによる指標です（卸売業・小売業）。
	10	企業数	R1 40 社	R7 現状維持	工業統計調査による指標です（製造業）。



(7) 雇用対策

現 状

1 人材の育成・確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用情勢については、令和2年8月の有効求人倍率は1.04倍となっていますが、同月の労働力調査では完全失業率が3.0%と前月から0.1ポイント上昇するなど、予断を許さない状況にあります。

また、事務系、建設業、医療介護分野などの職種によっては、求人側と求職側の条件が一致しない、雇用のミスマッチが依然として生じています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、「大都市への過度な人口集中から地方分散へ」という大きな流れの中で、都市部から地方への移住ニーズやテレワークが広がっています。

2 就業環境の整備

急速な高齢化とこれに伴い人口が減少している中で、契約・派遣社員など、非正規雇用の形態が増加傾向にあるほか、高齢就業者数が増加し、若年層の雇用機会が減少しています。

また、長時間労働の是正や年次有給休暇の円滑な取得を始め、安全で健康に働ける職場環境の整備など「働き方改革」が進められており、引き続き、安心して働くことができる職場環境づくりを進める必要があります。

課 題

1 人材の育成・確保

新型コロナウイルス感染症による経済活動が停滞している中において、引き続き、企業立地の促進や新たな産業づくりへの取組を通じて、新たな雇用の創出・確保に取り組むとともに、新規学卒者等の市内就職の促進や、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など多様な人材が活躍できるよう、就職等への支援を行っていく必要があります。

2 就業環境の整備

非正規労働者や若年労働者が安心して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、雇用・賃金体系等の改善などが必要となっています。

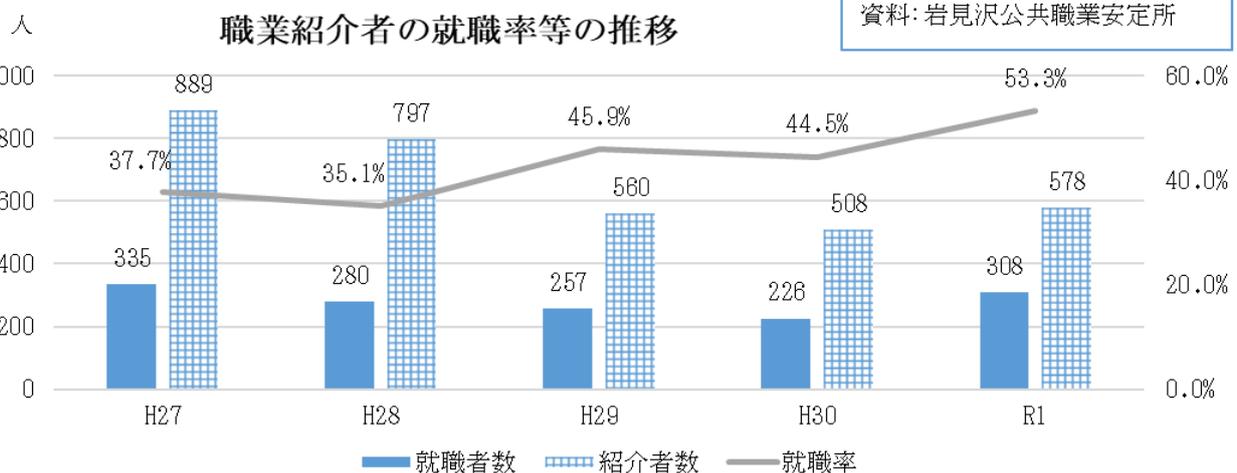
また、若年層の雇用確保に加えて、就労意欲のある高齢者や障がい者の雇用、働く女性や子育て世帯に対する就労環境の整備及び季節労働者の通年雇用化などへの対応が求められています。

関連する
個別計画等

- ・美唄市産業振興計画 R3-R7
- ・第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 R2-R6

関連する国、道、
民間の事業や動き

美唄市ふるさとハローワーク（ジョブガイドびばい）を国と市が連携し運営し、求職活動の利便性を図っている。



目指す姿

◆多様な働き手が将来に希望を持って、誰もが安心していきいきと働ける職場になっています

施策の方向

1 人材の育成・確保

教育機関との連携を強化し、地元高校生を対象とする地元就職応援合同企業説明会や社会体験学習会、技能習得等に対する支援を実施するとともに、南空知地域雇用対策協議会（岩見沢市・美瑛市・三笠市・月形町）が行う各種就職セミナー等を通じて、新規高校卒業者を始めとする若年者の地元企業への就業支援や職場定着の促進を図ります。

また、テレワーク、ワーケーション等も含めた企業立地と産業振興施策の展開や、国や道の支援制度を積極的に活用して、女性や若年層、高齢者、障がい者を含む雇用機会の創出を図るとともに、美瑛市ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」と連携した就労促進に努めます。

さらに、美瑛地域人材開発センター運営協会などへの支援を通じた就職希望者の技能・知識習得及び地元企業の人材育成に対する支援を実施するとともに、高齢者雇用に係る機運の醸成、美瑛市シルバー人材センターによる就業機会確保対策のほか、ハローワーク・企業との連携による体験就労も含めた障がい者雇用のサポートに努めます。

そのほか、国の移住支援金等を活用し、UIJターンによる市内就職の促進やワーケーション等のプロモーションを行い、関係人口の創出や定住促進につなげるほか、国際交流を始めとした外国人との共生に向けた取組と連携しながら、外国人などの雇用に対する制度の周知や採用事例等の受入れ環境の検討・支援に努めます。

2 就業環境の整備

商工会議所やハローワーク等の関係機関と連携し、労働相談事業や労働基本調査等を通じて、就労環境等の実態把握に努めるとともに、企業に対して、長時間労働の是正や年次有給休暇の円滑な取得を始め、安全で健康に働ける職場環境の整備など「働き方改革」を促進するとともに、最低賃金制度や労働関係法令の遵守等の働きかけや相談対応を実施します。また、美瑛市季節労働者通年雇用促進協議会と連携し、季節労働者の通年雇用化を促進します。勤労者にとって働きやすい環境を整えるため、美瑛市勤労者共済会などへの支援を通じ、勤労者の福利厚生増進に対する支援に努めます。

成果指標

		現状値	目標値	指標の説明
◆職業紹介者の就職率		R1 53.3%	R7 現状維持	求人情報提供や職業紹介の成果を、美瑛市ふるさとハローワークで職業紹介を受けた人のうち、実際に就職に結びついた人の割合で見る指標です。
関連指標	No. 11	市内高校の地元就職者数	R1 9人 R7 現状維持	新規学卒者等の市内就職の促進状況を、市内高校の地元就職者数から見る指標です。
	No. 12	美瑛地域人材開発センター運営協会受講者数	R1 789人 R7 現状維持	技能講習等の状況を、市が指定する研修期間で受講した人数から見る指標です。

(8) 観光・交流

現 状

1 情報発信とPR活動の充実

札幌圏・首都圏などで開催される観光・物産イベントや商談会などに出展するとともに、観光パンフレット、市のホームページ、SNS等を活用し、観光資源を活かした本市の魅力を国内外に広く情報発信しています。

観光入込客数は、平成26年度以降、約30～31万人で推移してきましたが、令和元年度は39.6万人に増加しました。一方、外国人観光客は平成29年度：434人、平成30年度：951人に増加してきたものの、令和元年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため531人に減少しています。

また、ふるさと納税の特産品の返礼等を通じて、本市の特産品や地域資源をPRしてきており、ふるさと納税の受入額は、返礼品の種類増加等により、平成29年度：58百万円、平成30年度：76百万円、令和元年度：94百万円と、少しずつ増加しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、「大都市への過度な人口集中から地方分散へ」という大きな流れの中で、地方回帰の動きが活発化しています。

2 交流拡大のしくみづくり

「遊ぶ・見る・食べる」観光から「遊ぶ・見る・食べる・体験する・学習する」という観光ニーズの変化に対応して、観光関係機関・団体と連携し、「体験する」を加えた滞在型観光を目指すとともに、近隣自治体と連携し、北海道の自然や食・芸術・文化に関心を持つ台湾やタイなど、アジア諸国からの観光客の誘致に取り組むなど、交流人口の拡大を図っています。

課 題

1 情報発信とPR活動の充実

「遊ぶ・見る・食べる」観光から「遊ぶ・見る・食べる・体験する・学習する」という観光ニーズの変化に対応して、国内外の観光ニーズに対応したわかりやすい観光パンフレットを作成するとともに、市のホームページ、SNS等などで本市の魅力ある地域資源に関する情報を積極的に発信していくことが必要です。

現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、感染拡大の防止と地域経済活動の活性化を両立させるという新しい段階にある中、「ふるさと美唄応援団」等の取組と連携しながら、美唄の魅力や優位性を知っていただき、美唄に所縁のある人や思い入れのある人や団体等を呼び込むなど、美唄と多様な形でつながる関係人口の拡大を図る必要があります。

2 交流拡大のしくみづくり

観光関連施設・設備等の計画的なリニューアルや利用者ニーズにあった管理運営を行うとともに、道道美唄富良野線の開通を見据え、広域による観光ルートの形成や関係人口や交流人口を滞在・回遊させる仕組みづくりが必要です。

また、関係人口や交流人口が美唄に滞在や回遊させるためのコンテンツづくりを進めるとともに、ホスピタリティの向上を図るなど、市内関係機関や団体、企業などとともに受入れ体制の整備に取り組むことが必要です。

関連する個別計画等	<ul style="list-style-type: none">・美唄市産業振興計画 R3-R7・第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 R2-R6・美唄市観光ビジョン H30-R4
関連する国、道、民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none">・観光立国推進基本法(H19年)に基づく観光立国推進基本計画が平成29年3月に閣議決定・北海道観光のくにつくり条例 H13・北海道観光のくにつくり行動計画(第5期)

目指す姿

◆国内外からたくさんの方が美唄に滞在し、関係人口・交流人口が増えています

施策の方向

1 情報発信とPR活動の充実

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄や宮島沼、日本遺産に認定された「炭鉄港」などの地域資源のほか、農泊（農村滞在旅行）、サイクリングなどのアウトドア観光、さらには、美唄焼き鳥やとりめしなどの郷土料理や農産物・特産品について、旅行博やホームページ・SNS、「ふるさと美唄応援団」を通じたPRなど、国内外におけるシティプロモーションにより、本市の魅力を広く情報発信していきます。

また、道や関係機関と連携し、農協を始めとした市内事業者に、国内外での商談会などへの参加を促すとともに、美唄産農産物や特産品のPR活動を積極的に実施し、ふるさと納税寄附者への返礼品としての活用に向けた取組を強化します。

2 交流拡大のしくみづくり

美唄とのつながりや関係する人口・企業を創出・拡大するため、美唄の魅力や優位性を知っていただき、美唄に所縁のある人や思い入れのある人や団体等呼び込むとともに、関係人口に魅力的な体験・滞在型のコンテンツづくりや推進主体の組織化など、受入れ体制の整備を図ります。

関係人口・交流人口が美唄での滞在時間を堪能するため、美唄の地域資源である安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄や宮島沼、日本遺産に認定された「炭鉄港」のほか、美唄ならではの食、農泊（農村滞在旅行）、サイクリング等を通じて自然を楽しむ体験メニュー・観光商品を創出します。

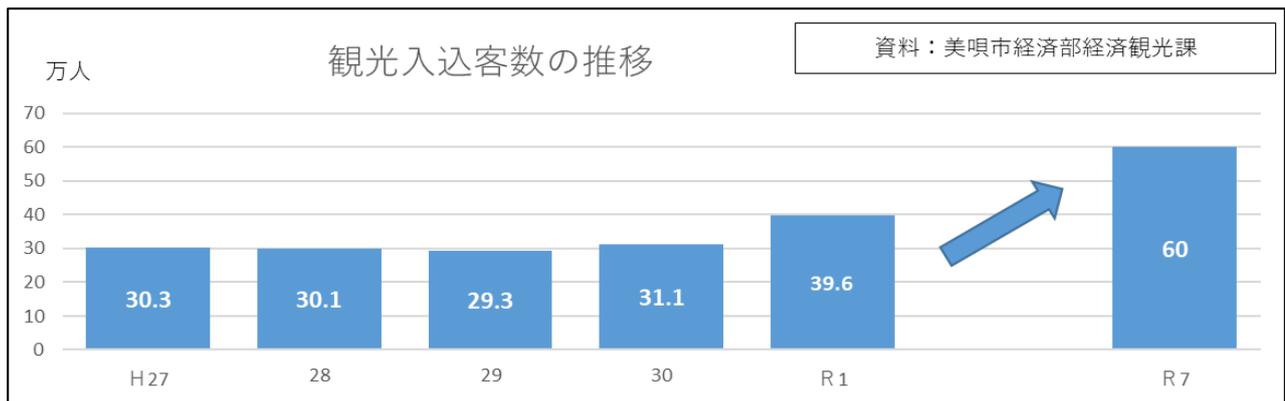
併せて、交流拠点施設を中心とした広域的な回遊ルートの開発や、Wi-Fiや外国語表示の充実等による中心市街地や郷土史料館への回遊など、「住んで良し、訪ねて良し」の滞在環境の充実を図ります。

「美唄市産業振興条例」や「美唄市中小企業等振興条例」に基づき、宿泊施設や観光施設の新設・増設等に対する助成及び課税の免除のほか、新たな観光関連のサービス提供に対する支援を実施します。

成果指標

◆観光入込客数	現状値		目標値		指標の説明
	R1	39.6 万人	R7	60.0 万人	
観光振興・交流推進の成果を観光入込客数で見る指標です。					

関連指標	No.	指標名	現状値		目標値		指標の説明
	R1	2.6 万人	R7	4.0 万人			
13	宿泊者延べ数	R1	2.6 万人	R7	4.0 万人	滞在型観光の推進状況を宿泊者延べ数で測る指標です。	
14	ふるさと納税額	R1	94 百万円	R7	1,000 百万円	美唄産農産物や特産品をふるさと納税寄附者への返礼品として、PR活動を実施した成果をふるさと納税額で測る指標です。	



(9) 地域情報化

現 状

1 行政情報サービス

市広報紙や市ホームページ、SNS*等を活用して、市政情報や地域の情報などを発信するとともに、地デジ広報を通じて、暮らしの情報や災害などの緊急情報をお知らせするなど、情報の共有に努めています。

2 情報通信基盤の整備

ICT*の急速な進化により、私たちの日常生活においても、幅広い場面で影響をもたらしており、地域の様々な課題に対応すべく、ICTを活用した方策に取り組んできました。

また、通信情報基盤の充実を図るため、光回線サービスのエリア拡大に取り組んできた結果、世帯カバー率は約9割に達しましたが、面積率では約5割が未整備地域となっています。

課 題

1 行政情報サービス

多様化、複雑化する市民ニーズに対応するため、情報発信の基幹となるホームページのさらなる充実や、行政手続のオンライン化などを図っていくことが必要です。

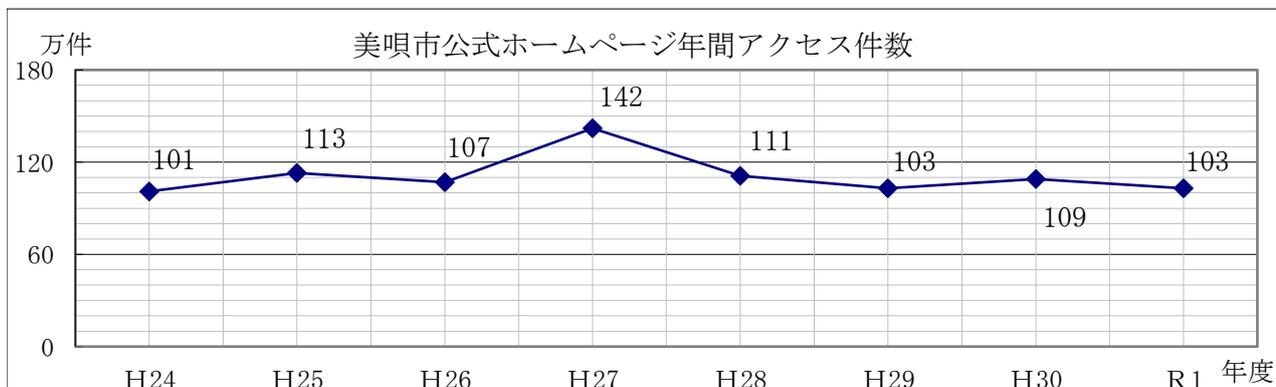
また、引き続き個人情報保護の徹底や情報セキュリティ対策を講ずるほか、高齢者や障がいのある方などに対しても、情報通信技術の恩恵が受けられるよう取り組んでいくことが必要です。

2 情報通信基盤の整備

東京一極集中による人口の偏在や大規模な自然災害、感染症等のリスクに的確に対応していくためには、行政のデジタル化を急速に進めていくことが必要です。

また、産業、教育、医療、保健、福祉、子育て、防災、防犯といったあらゆる分野の地域課題を解決するため、ICTの効果的な利活用が必要であり、光回線サービスのエリアの拡大が求められています。

関連する個別計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市情報化推進計画（第4次改定） R3-R7 （美唄市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画） ・美唄市情報公開条例 H11 ・美唄市個人情報保護条例 H11
関連する国、道、民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道ICT利活用推進プラン H30-R3



目指す姿

◆必要な時に必要なまちの情報を、多様な媒体により容易に入手することができます

施策の方向

1 行政情報サービス
 少子高齢化により多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、誰もが必要なときに必要な情報を入手できるよう、市広報紙や市ホームページ、SNSなどを積極的に活用するとともに、市民サービスの向上に向けた住民票や印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で交付できるコンビニ交付や市税のキャッシュレス決済を導入するなど、利用者の利便性の向上を図ります。
 また、まちの魅力を効果的に発信することにより、交流人口や移住・定住人口の増加、美唄らしい関係人口の創出・拡大を目指します。

2 情報通信基盤の整備
 「新たな日常」の構築の原動力となるデジタル化への定着・加速に向けて、IoT（自動認識や自動制御）やAI（人工知能）などのデジタル技術の導入を図ることで人々の生活をより良いものへと変革させるデジタル・トランスフォーメーション（DX）*を推進します。
 また、地域の課題解決に向けて、光回線のサービスエリアの市内全域への拡大や次世代通信技術5G*の活用など、高度なICT基盤の確立を図り、デジタル情報の格差解消により、スマート農業やGIGAスクール構想等の一層の推進を図ります。
 さらに、マイナンバーカードの普及などにより、個人情報保護に対する関心が高まっていることから、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆市が提供するデジタル情報を閲覧しています	R1 21.3 %	R7 30.0 %	市が提供しているデジタル情報を市民がどの程度閲覧しているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で、デジタル情報を閲覧していると回答した人の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	15	美唄市公式ホームページ年間アクセス数	R1 103 万件	R7 150 万件	アクセス件数により市からの情報の受信状況を測る指標です。
16	デジタル技術を活用した事務改善数（累計）	R1 — 件	R7 10 件	デジタル技術を活用し、業務の効率化や市民サービスの向上が図られた事業数を見る指標です。	

用語解説
 * SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：人と人のつながりを促進・サポートするコミュニティ型のインターネットサイト。
 * ICT（Information and Communication Technology）：情報通信技術のこと。
 * デジタル・トランスフォーメーション：企業・行政などの組織や活動、社会の仕組みや人々の暮らしなどが、デジタル技術の導入と浸透により根本的に変革すること。
 * 5G：多くのデータを高速で遅延なく通信できる第5世代移動通信システムのこと。

□いのちを育む食と農の振興

(10) 農業振興

現 状

1 強い農業経営基盤づくり

美唄市農業（農業産出額54億円(H30)）は、農産物を原料とする食料品製造、肥料・飼料等の生産資材や農業機械、観光・流通など広範な産業と密接に結びついており（特に食料品製造は、美唄の産業別製造品出荷額の24%(35億)を占めている）、雇用と所得の確保など市民生活や地域経済を支える基幹産業として、本市の経済の中で重要な位置を占めています。

また、広大な農地(9,451ha)を生かして、基幹作物であり全道6位(R1)の生産量を有する水稲を中心に、小麦(全道25位)、大豆(全道5位)、なたね(全道1位)などの土地利用型作物、アスパラガス、たまねぎなどの野菜、ハスカップや花きなど様々な農産物を生産する道内有数の農業地帯として、重要な役割を果たしています。

本市を含む農業・農村の現状は、米の消費量の減少や農産物価格の低迷、生産資材の高止まり、TPP11等の発効に伴うグローバル化の進展など、厳しい環境におかれている中、農家戸数は年々減少を続け、担い手農家の高齢化が進行しているとともに、一戸当たりの経営面積の拡大が進んでいます。

2 消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり

安全・安心で良質な農産物を求める消費者ニーズに対応するため、クリーン農業を推進していますが、農家戸数の減少等により、道の「YES! clean」表示制度の登録集団やエコファーマー登録制度の農業者が減少傾向にあります。

また、農業・農村の持続性を高め、農村地域の維持・活性化を図るため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動が行われています。

このほか、エゾシカ等による農業被害額が約490万円(R1)になるなど、依然として農業での被害が発生しています。

課 題

1 強い農業経営基盤づくり

人口減少やライフスタイルの変化などに伴って、農林水産物・食品の消費の減少が見込まれることから、消費者や実需者のニーズに対応した農産物の計画的かつ安定的な生産体制づくりを進める必要があります。

また、農家戸数の減少や担い手農家の高齢化とともに、1戸当たりの経営面積が拡大していく中で、多様な消費者ニーズに応じた農産物の生産に合わせて付加価値向上を図るため、農産物のブランド化や6次産業化・農商工連携の促進とともに、ICTを活用したスマート農業の加速化や優れた担い手農家の育成・確保、女性農業者の活躍促進を図っていく必要があります。

国営・道営の農業生産基盤整備事業（令和2年度現在：国営 2地区、道営：14地区で実施）により、圃場の大区画化や地下水位制御システム・農業水利施設が整備され、農産物の収量・品質の向上や低温や長雨による冷湿害の軽減など、農業の生産性向上に大きく貢献していますが、排水不良などにより基盤整備を必要とする地域がまだ残されているほか、経年劣化などにより農業水利施設等の機能低下が懸念されていることから、これらの適切な管理と計画的な整備を進める必要があります。

2 消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり

消費者に信頼される安全・安心な農産物づくりを実現するために、農産物の品質向上や生産収量の確保、地産地消などを進めることにより、消費者や食品関連事業者から積極的に選択される産地づくりを進める必要があります。

また、農家戸数の減少や担い手農家の高齢化の進行により、農業生産の減退やコミュニティ機能の低下が懸念されていることから、農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮に向けた地域活動や営農活動の促進が求められているほか、鳥獣被害防止対策の必要があります。

このほか、都市から農村地域に移住・定住するなど、「田園回帰」による人の流れが全国的に広がっている中、都市との交流や食育の実践活動など、関係機関と連携により、都市住民・市民や消費者、生産者との結びつきを段階的に深める必要があります。

<p>関連する 個別計画等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市産業振興計画 R3-R7 ・美唄市農業ビジョン R3-R7 ・美唄市農業経営基盤強化促進基本構想 R3-R7 ・美唄市食育推進計画（第3次） R3-R7 ・美唄市農業振興地域整備計画 H30- ・美唄市田園環境整備マスタープラン H14- ・美唄市農業の有する多面的機能の発揮に関する計画 H27-
<p>関連する国、道、 民間の事業や動き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画（国） R2-R6 ・国営北海土地改良事業（国） ・第6期北海道農業・農村振興推進計画（案） R3-R7 ・北海道農業経営基盤強化促進基本計画 R3-R7

目指す姿

◆いのちを育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物を作るとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村が形成されています

施策の方向

1 強い農業経営基盤づくり

水稻や畑作物の生産振興については、農産物の品質向上や生産収量の確保を図るため、新たな輪作作物の試験栽培を行い、美唄型輪作体系の確立と普及を推進するほか、直播等の栽培技術や新たな高収益作物の導入支援、良品質米の食味選考会等による農産物のブランド化・販路拡大や6次産業化を図る取組を支援するなどにより、消費者や実需者ニーズに対応した生産体制の強化を図ります。

農業生産基盤の整備については、国営・道営の事業を計画的に進めるとともに、担い手への集積・集約化を進め、優良農地の確保を図ります。農業用排水路施設の長寿命化や必要な改修等が整備されるよう国や道に働きかけるとともに、市においても更新期を迎える農業用排水路施設や農地の保全に必要な施設等の計画的な維持・改修・更新等の整備を進め、農業生産を支える基盤づくりを進めます。

また、農業生産基盤整備事業により大区画化されているほ場を有効活用し、農業生産基盤整備事業の効果を高めるためにも、5G等の次世代通信技術の開発動向に対応しながら、スマート農業をはじめ農業分野におけるデジタル技術の活用に向けた取組を進めます。

担い手農家の育成・確保については、農業後継者はもとより、高校生・大学生等の若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた取組に対して支援を行うほか、経営体質の強化や農業法人の育成等の取組を推進します。また、他産業や異業種、他地域から、例えば、スポーツ分野や福祉分野との連携など、農外からの多様な人材の確保を図ります。

2 消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり

安全・安心で良質な農産物を求める消費者や食品関連事業者のニーズに対応するため、クリーン農業や有機農業など、環境に配慮した持続可能な農業生産を継続して支援します。

また、農業・農村地域は、文化・歴史の継承、癒しや安らぎを与えてくれる農村景観の形成や農業体験の提供など多面的な機能を有していることから、市民の理解増進や地域の共同保全活動を継続的に支援し、活力ある農村づくりを推進するほか、野生鳥獣による農作物への被害軽減のため、地域における駆除やICTを活用した技術の導入など、被害防止対策の強化を図るとともに、ジビエの利活用の促進を図ります。

食農教育や地産地消、農泊等について、市民に加えて関係人口も含めた幅広い主体の参画の下で、美唄産農産物・食品の生産に込められた思いや創意工夫等の理解を深めつつ、触れる機会の拡大を図り、活力ある農村として持続的な発展を目指します。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆農業産出額	H26-H30平均 58 億円	R7 65 億円	農業振興の成果を農産物の総額から見る指標で、農林水産統計による市内の農業産出額（生産量×農家庭先価格）の総額で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	17	ほ場整備済面積	R1 4,512 ha	R7 6,376 ha	農業生産性の向上の程度を、ほ場の整備済面積から見る指標です。
18	スマート農業機械利用者普及率	R1 12 %	R7 30 %	市内の農業者について、スマート農業機械を利用している農業者の割合から見る指標です。	

強い農業経営基盤づくり

消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり

<ul style="list-style-type: none"> ・農商工連携・6次産業化の促進 など 	<p>農業所得の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹作物等の安定生産 ・輪作体系の検証・確立 ・新たな高収益作物の導入 	<p>生産基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤の整備 ・農業水利施設等の長寿命化 ・スマート農業の推進など 	<p>多様な担い手と労働力確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の支援 ・農業法人の育成 ・女性農業者の育成 ・多様な人材の受入など 	<p>環境と調和した農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な農産物の生産 ・環境保全効果の高い営農活動の促進 ・雪冷熱エネルギーの活用 ・鳥獣被害防止対策など 	<p>地産地消と都市と農村の交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係人口の創出・拡大 ・食や農業・農村の理解促進 ・地産地消の取組 ・食農教育の推進・実践など 	<p>農村環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能の發揮促進 ・中山間地域における農業生産活動の維持
--	---	--	---	---	--	---

農業・農村の持続的な発展

(11) 農商工連携

現 状

1 産業間連携の取組

本市は、全道6位の生産量を有する水稻の他にアスパラガスやハスカップ、にんにく、しょうがなど様々な農産物を生産する道内有数の農業地帯として、重要な役割を果たしています。

令和元年度ふるさと納税の返礼品の人気ランキング（件数ベース）において、1位が米で63.7%、2位がアスパラガスやスイートコーン等の農産品で11.0%、3位が焼き鳥等の食品加工品で10.9%となっています。

また、これまで、市内で生産される農産物を活用した新たな商品開発に関する試験研究及び商品化、販路開拓の取組に対して支援をしてきており、これまで、ハスカップや米粉、乾燥野菜、アスパラ羊等が商品化されています。

2 販路拡大への取組

新商品の美唄ブランド化に向けて、市内アンテナショップによる販売やふるさと納税返礼品としての活用、さらには展示会でのPRなどに取り組んでいます。

課 題

1 産業間連携の取組

多様な消費者ニーズに応じて、米をはじめとする農産物の品質向上・生産収量の確保とともに、農産物のブランド化を図るための取組を継続的に実施していく必要があります。

一方、担い手農家の高齢化や農業基盤整備事業の推進等により、アスパラガス・ハスカップの改植が進まないことや株の老朽化が進行し、アスパラガス・ハスカップの作付面積や収穫量が減少しています。

そのため、農協と連携しながら、アスパラガスやハスカップ等の高収益作物の生産を拡大するとともに、地域資源を活用した新たな商品開発・販路拡大のため、地域間、産業間の交流や情報交換の機会を設け、外部の意見やアイデアを取り入れていく必要があります。

また、雪冷熱エネルギーによる農産物を貯蔵することを通じて、農産物・食品の熟成、長期間の鮮度保持、低温乾燥加工等により、糖度の上昇、旨味の増加、鮮度保持による出荷時期の調節・販売をできることが評価されており、農産物のブランド力の向上や端境期出荷による競争力の向上が期待されています。

2 販路拡大への取組

農商工連携助成事業等により開発された商品の販路拡大には、美唄ブランドの形成醸成が重要であり、美唄の観光資源としてPRを継続していくための効果的な方法や連携を構築する必要があります。

また、ふるさと納税の更なる受入れ拡大のためにも、お米以外の魅力ある返礼品・商品づくりが求められています。

関連する個別計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市産業振興計画 R3-R7 ・第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 R2-R6 ・美唄市農業ビジョン R3-R7
関連する国、道、民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者と農林業業者との連携による事業活動促進に関する法律（農商工等連携促進法：H20年） ・地域資源を活用した農林業業者等による新産業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法：H22年）

目指す姿

◆「食」と「農」の魅力を活かした美唄ブランドが確立しています

施策の方向

1 産業間連携の取組

市内農協と連携しながら、米をはじめとする農産物のブランド化を図るための取組を支援するとともに、生産振興するアスパラガス・ハスカップの他、にんにくやしょうが等の高収益作物の導入に対し支援に努めます。

また、市内で生産される農産物などに付加価値を付けた新たな商品開発、加工、販売等について、国・道の農商工連携・6次産業化に関する支援制度や農商工連携等推進補助金を活用しながら、食関連事業者やホワイトデータセンター構想に関連する事業者等に対する支援を実施します。

さらに、商工会議所や観光物産協会等と連携しながら、農商工連携セミナーを開催し、農業者及び食品製造事業者などに対する制度の周知や商品開発の啓発など、農業者と地元企業との連携に努めます。

2 販路拡大への取組

新商品の美唄ブランド化に向けて、商工会議所や観光物産協会等と連携しながら、ふるさと納税返礼品としての活用や市内外のアンテナショップによる販売、さらには展示会や物産展などでのPRにより、美唄の「食」と「農」の魅力を生かした商品の販路拡大や魅力発信に努めます。

成果指標

◆新たに商品化された特産品数	現状値		目標値		指標の説明
	R1	9 商品	R7	20 商品	
					農商工連携の取組の成果を、新たに商品化された特産品累計数で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値		目標値		指標の説明
	R1		R7		R7		
19	農商工連携推進補助金交付団体数	R1	12 団体	R7	24 団体		美唄産の農作物を活用した商品開発のための試験研究や商品化までの調査研究及び販路開拓等の取組の状況を、補助金交付団体数で見る指標です。
20	物産イベント、商談会等参加回数	R1	2 回	R7	6 回		市内外での、一般消費者やバイヤー等への商品PR、販路拡大を目的とする活動の状況を見る指標です。

農商工連携・6次産業化のフロー図

市内農業者、中小企業者が美唄産農産物に付加価値をつけた新たな製品開発を行う

試験・研究機関等との連携

・新商品の開発
・新たなサービスの提供

市民のアイデアや要望、新たな提案、試食評価

(事業者)

イベント出品、販売促進、商品のブラッシュアップ

(行政)

農商工連携等推進補助金等の支援
販路拡大と販売促進支援

様々な商品化・販路拡大により、地域経済の活性化につなげる

□ 移住・定住の促進

(12) 移住・定住

現 状

1 関係人口の拡大

近年、人口減少のペースはやや緩やかになったものの、転出数が転入数を上回る社会減とともに、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続き、2040年には、人口が現在の半分程度まで、減少するものと推計されています。

このように人口減少や少子高齢化が進む中、今後も持続可能なまちづくりを進めるため、市と商工会議所、民間との協働で設立した「美唄市移住・定住推進協議会」と連携し、移住イベントへの参加や本市に短期滞在していただく「ちょっと暮らし」事業などを行うとともに、移住支援策として、新築住宅や中古住宅を購入された方への助成やJRを利用し札幌への通勤に対する助成、市分譲地の購入に対する助成など、各種助成制度の活用を図りながら、移住・定住施策に取り組んでいます。

2 PR活動の推進

本市の魅力をもっと多くの方にPRするために、移住・定住の専門誌やWEB広告への掲載、首都圏などでの移住定住フェアの出展を行ったとともに、市広報紙や市ホームページ、地デジ広報への掲載を行うなど、プロモーション活動に取り組んでいます。

また、「美唄市移住・定住推進協議会」で「びばい空き家バンク」を運営し、空き家等の情報提供を行っています。

課 題

1 関係人口の拡大

市内から市外への転出データを年齢別にみると、大学進学や就職の時期に多くの若者が市外へ転出しており、人口減少、労働者不足の時代にあつて、地域経済を支える産業の人材が不足しています。

このため、本市の特徴ある食や農業、文化、歴史など、魅力ある地域資源を有効に活用し、多くの人に「美唄」を訪れてもらえるような取組を行うとともに、助成制度の幅広い活用を図りながら、若い世代の移住・定住の促進及び転出者の抑制を図る必要があります。

2 PR活動の推進

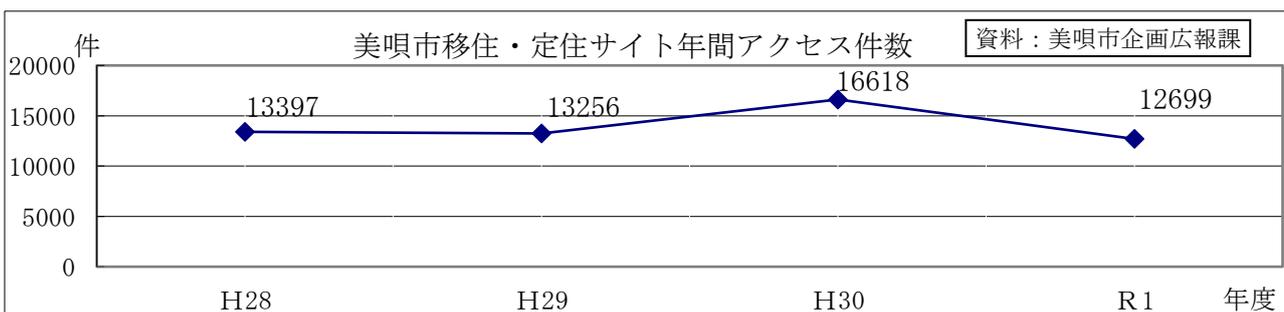
「美唄市移住・定住推進協議会」と連携協力し、インターネットを活用したPRや移住イベントへの積極的な参加により、本市の特徴や魅力などを様々なツールを用いて、きめ細かな情報の提供に努める必要があります。

関連する
個別計画等

・第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 R2-R6
・美唄市過疎地域自立促進計画 R3-R7

関連する国、道、
民間の事業や動き

・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 R2-R6



目指す姿

◆子育て、教育、福祉など様々な施策を含めた移住・定住の取組により、道内外の若者や子育て世代などの移住・定住が進み、まちに活力があふれています

施策の方向

1 関係人口の拡大

移住・定住の促進に向けて、社会減を減少させるために、本市の様々な施策を効率的かつ効果的に展開し、まちの魅力を高めるとともに、U I J ターンなどの促進や外国人材の受入れ環境の整備、美唄独自の歴史・文化の発信など、人の呼び込み、呼び戻しの取組を行います。

また、未来のまちづくりを担う子どもたちの学力向上を図るとともに、小中高連携や地域の企業等の交流を通じ郷土愛を育むことにより、若者の地元定着を促進するほか、進学や就職で転出してふるさとを想い、将来、美唄に戻ってくる、又は関係人口として応援してもらえるよう「美唄に暮らす喜びと誇り」（シビックプライド）を育む取組を進めます。

さらに、地域との関りを求める首都圏の都市住民への情報発信や「ふるさと美唄応援団」を活用し、美唄の魅力や暮らしなどの情報について積極的に発信を行い、新たな関係人口の創出・拡大を図り、首都圏等と継続的なつながりを持ち、本市への新しい人の流れをつくります。

2 PR活動の推進

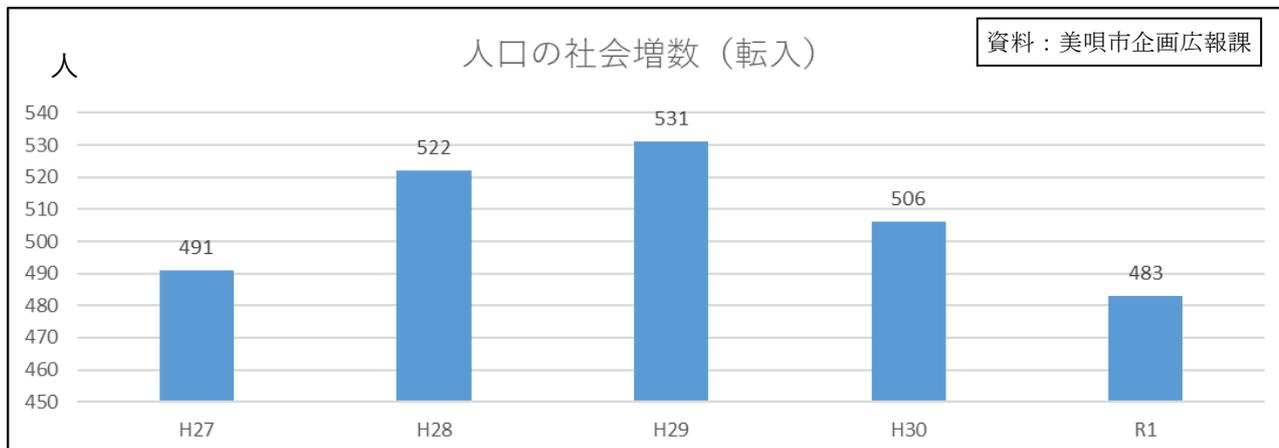
都市部の人口集中・過密に伴う、感染症のリスク回避の動きが広がっている首都圏在住者に対し、本市の自然豊かな立地環境をインターネットなどを活用し、PR活動をさらに強化するとともに移住支援策の一層の充実を図ります。

また、地域おこし協力隊の積極的な活用や美唄市移住・定住推進協議会と連携し、移住相談窓口や移住希望者への空き家・空き地の情報提供を行う空き家バンクの充実など、移住者の拡大に向けた取組を進め、移住・定住につなげます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆人口の社会増数（転入）	R1 483 人	R7 600 人	移住・定住推進の取組成果を移住・定住情報を活用して実際に美唄市に移住した人数で測る指標です。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	21	ふるさと美唄応援団の登録者数（累計）	R1 — 人	R7 個人600人・団体・企業60件	美唄の暮らしなどの地域情報を積極的に発信し、関係人口や交流人口の拡大をふるさと美唄応援団の登録者数で測る指標です。



3. 地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり

□ 安心して子育てできる環境の充実

(13) 子育て支援

現 状

1 子育て支援環境

全国的に少子化や核家族化が進行し、女性の就業率が高まる中で、子育てに対する不安、負担感や孤立感が増えています。本市では、「こどもは地域の宝であり、未来、希望そのもの」という考え方のもと、「新びばいっこすくすくプラン（第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき子育て支援を行っています。子育て支援センターでの親子の活動、保健師等と連携した妊娠・出産・子育ての支援・相談、子ども療育広場での発達支援など、就学前から就学移行への切れ目のない支援に努めています。また、平成27年4月からの国の子ども・子育て支援制度や、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化制度に対応した取組を行うほか、令和元年度からは市独自施策として小学生までの医療費を無償化しました。子ども達の健やかな成長に向けて、子育て支援団体等の協力により、登下校の見守りや世代間交流イベントの開催、託児支援等を行うほか、子育て支援センターにおいて、家庭児童相談を実施し、関係機関との連携により児童虐待等に関わる相談・通告への対応や支援を行っています。

令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯に対する国の支援策とは別に、市独自で児童手当及び児童扶養手当支給対象児童を対象として支援を実施しました。この中で、児童扶養手当支給の対象となるひとり親世帯の国の調査（平成27年調査）によると、母子世帯及び父子世帯の平均所得金額は、5年前の平成22年調査よりも改善しているものの、一般世帯に対してそれぞれ49.2%及び81.0%にとどまり厳しい環境にあることが示されています。

2 保育環境の整備

公立保育施設として、平成25年以降、認定こども園ひまわりの開設や老朽化した保育園を集約してピパの子保育園を開設したほか、病児保育室を設置し、子育て中の世帯が安心して働くことができる環境づくりを行ってきました。また、へき地保育所は、子どもの減少に伴い2園体制となりましたが、それぞれ特色のある保育を実施しています。

子どもの数は減少傾向にあるものの保育ニーズは高く、特に、3歳未満児について入園希望が高くなっています。

子ども達の健やかな発達を促す保育環境の向上や、新型コロナウイルス感染症に対する対策を強化するため、各施設の衛生環境や感染防止策の向上、強化に努めています。

3 幼児教育

市内の幼稚園については、令和2年3月をもって市立栄幼稚園が閉園したことにより、私立幼稚園2園となっています。保育所・認定こども園・幼稚園等と小学校との連携については、1日入学や授業体験、給食試食会、児童公開日への参加等をとおして安心感や期待感をもって入学できるよう交流を図っています。また、小学校入学当初における「スタートカリキュラム」の充実や障がいのある児童生徒についての特別支援教育の充実に取り組んでいます。

旧栄幼稚園の跡利用については、「旧美唄市立栄幼稚園利活用検討委員会」を設置し、木造校舎や自然環境、芸術空間という貴重な教育資源の活用に向けた検討を進めています。

4 青少年の健全な育成

関係団体等との連携を図り、青少年の健全育成に努めてきましたが、少子高齢化や核家族化の進展、地域の間人関係の希薄化等のほか、携帯機器等の普及により屋内で過ごす青少年が増加傾向にあるなど、青少年の人の関わり方が変化しています。

課 題

1 子育て支援環境

「美唄市まちづくり市民アンケート」では、「子育てしやすいまちだと思える市民の割合」が、20～30%台にとどまっており、子育てに係る課題が多様化、複雑化する中、子育て支援策の情報発信方法の見直しや相談体制の強化等のほか、子どもが安全に遊べる環境整備が必要です。

また、こども療育広場の運営や児童虐待の対応等において、引き続き関係機関との連携強化を図るとともに、社会全体で子どもを支えるサポート体制を維持、強化するため、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保が必要です。

2 保育環境の整備

人口減少や出生率の低下に伴い、子どもの総数は減少傾向にあるものの、3歳未満児を始め保育のニーズは高いことから、保育所・認定こども園・へき地保育所のあり方や連携について、必要な人材確保策とともに検討していくことが必要です。

また、病児保育室は、設置・運営に一定のコストを必要としますが、必要なときにいつでも利用でき、安心して子育てができるよう現在の体制を維持していくことが必要です。

3 幼児教育

特別な教育的支援を必要とする幼児は増加傾向にあり、保育所・認定こども園・幼稚園等においては、全ての保育者が特別支援教育に関する知識・技能等を身に付けるための研修機会の確保や研修内容の充実に向けた取組が必要です。旧栄幼稚園の跡利用については、木造校舎や自然環境、芸術空間を生かした子どもたちの情操教育を行う場としての検討が必要です。

4 青少年の健全な育成

青少年の成長には、社会の活動に積極的に関わり、様々な経験を積むことが大切ですが、地域の高齢化や団体組織の役員等の成り手不足もあって、地域の子どもを支援する組織、人員の減少が続いています。

関連する個別計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・新びばいっこすくすくプラン(第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画) R2-R6 ・美唄市地域福祉計画 H31-R5 ・美唄市食育推進計画(第3次) R3-R7 ・第3次美唄市生涯学習推進計画前期基本計画 R3-R7 ・びばいヘルシーライフ21 H25-R4 ・第4次美唄市子ども読書活動推進計画 R3-R7
関連する国、道、民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 S22 ・子ども・子育て支援法 H24 ・児童虐待の防止等に関する法律 H12 ・第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画 R2-R6 ・北海道幼児教育振興基本方針 H31-R4

目指す姿

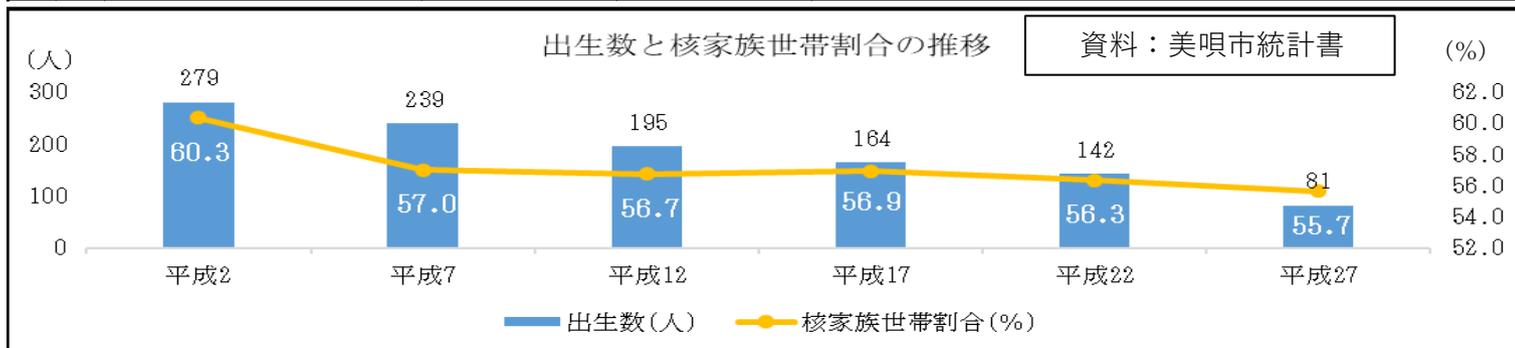
◆多世代の人たちがふれあい、子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができるまちになっています

施策の方向

- 1 子育て支援環境**
「新びばいっこすくすくプラン」に基づき、関係機関と連携し、次世代を担う地域の宝である全ての子どもたちの健やかな成長を見守り、支え合う社会の実現を図ります。また、障がいの有無や生まれ育った環境により、子どもの将来が左右されることのないよう、支援を必要とする方々の様々なニーズの把握に努め、児童虐待、子どもの貧困をはじめ、子どもたちを取り巻く課題の解決や、各種支援の充実を図ります。
- 2 保育環境の整備**
保育ニーズを十分踏まえつつ、保育施設の今後の方向性、あり方を検討します。また、女性の就労機会の増大や就業形態の多様化など女性の社会進出に対応できるよう、病児保育室の運営、保育所等における延長保育、一時預かり事業等の充実や、必要な保育人材の確保策の具体化等に取り組み、多様な保育ニーズへの対応を図ります。
- 3 幼児教育**
保育所・認定こども園・幼稚園等で特別支援教育に取り組む体制の構築や、園内研修の充実を図ります。また、「個別の教育支援計画」等の作成・活用の推進を図るとともに、関係機関との情報共有や連携強化等に努めます。
旧栄幼稚園については、子どもたちが集い、交流の場として活用できる施設づくりに努めます。
- 4 青少年の健全な育成**
コミュニティ・スクールや学校支援地域本部、美唄市子ども会育成連絡協議会等、学校教育と社会教育の連携を図り、関係団体の育成等を進め、子どもたちが未来社会に力強く生きていく力を育てていきます。

成果指標

		現状値	目標値	指標の説明	
◆子育てしやすいまちだと思う市民の割合		R1 22.0 %	R7 40.0 %	市民の視点から、どの程度子育てしやすい環境かを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で子育てしやすいと回答した市民の割合で測ります。	
関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	22	子育ての広場利用率	R1 50.1 %	R7 60.0 %	0歳から小学校就学前までの児童が保護者とともに子育ての広場を利用することで、相談支援等により子育ての負担感や孤立感の緩和が図られているかを見る指標です。
	23	3歳未満児の保育施設への入所率	R1 31.7 %	R7 % <small>現状値より高めます</small>	女性の社会進出に伴う就労機会の増大等に対応するため、ニーズの高い3歳未満児の受入れが図られているかを見る指標です。



□ 生きる力を育む教育と次代を担う人材育成
(14) 平和施策

現 状

<p>1 啓発活動と協働による取組</p> <p>本市は、昭和60年に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行うとともに、戦没者追悼式を始め、広島・長崎に原爆が投下された日と終戦記念日の黙祷やサイレンの吹鳴のほか、市民文集の発行、平和図書コーナーの開設、ポスター展の開催、市広報紙での啓発などを通じて、世界の恒久平和の実現を願ってきました。</p> <p>美唄市まちづくり基本条例では、「平和の希求」をまちづくりの理念に掲げ、まちづくりを進めるための重要な前提として「平和」を考えてきました。</p> <p>また、戦後70年に当たる平成27年度には、戦争を語り継ぐ市民文集を作成するなど、戦争を後世に語り継ぐ取組を行いました。</p>
<p>2 他都市との連携</p> <p>平成20年に「平和首長会議」（加盟国165カ国・地域7,968都市(国内加盟1,733都市)令和2年11月1日現在)に加盟し、世界中の平和を願う都市と連携して、核兵器の廃絶に向けた活動に参加しています。</p>

課 題

<p>1 啓発活動と協働による取組</p> <p>戦後70年が経過し、戦争体験者が高齢化して戦後世代が多数を占めるようになり、戦争に対する意識の風化が懸念されます。</p> <p>そのため、市民一人ひとりが平和の大切さを忘れずに心に刻み込むための息の長い取組を続けながら、市として「平和の希求」を訴え続けることが必要です。</p>
<p>2 他都市との連携</p> <p>核兵器の廃絶に関しては、近年では平成29年に国連において「核兵器禁止条約」が採択され、2021年1月に発効されましたが、世界で唯一の戦争被爆国として、日本が今後も国内外の都市と連携して、核兵器廃絶を世界に訴えていくことが必要です。</p>

<p>関連する個別計画等</p>	<p>・核兵器廃絶平和都市宣言 S60</p>
<p>関連する国、道、民間の事業や動き</p>	<p>・核兵器廃絶に向けた活動に参画する都市が増えています。</p>

核兵器廃絶平和都市宣言

我が国は、世界で唯一の核被爆国としてこの地球上に再び広島、長崎の惨禍を繰り返してはならないと訴えているところであります。しかしながら、核兵器の増強は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしています。

美唄市は、日本国憲法の基本理念であり人類共通の念願である恒久平和に向けて、将来にわたり非核三原則が遵守されることを願い、またあらゆる核兵器の廃絶を強く訴え、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言します。

昭和60年9月27日

美 唄 市

目指す姿

◆平和を願い、考える機会を持ち続けます

施策の方向

1 啓発活動と協働による取組

戦争経験のない子どもたちに、戦争の悲惨さや平和の大切さについて理解を深めてもらうとともに、「核兵器廃絶平和都市宣言」に込めた世界平和の願いが、子どもから高齢者まで広い世代にわたり浸透していくよう、平和映画会の開催や市民文集の活用を図りながら、啓発活動を継続していきます。

また、多くの市民や団体との協働による平和祈念行事を開催して、平和について考える機会を確保しながら、世界平和と核兵器の廃絶を願う市民の輪をさらに広げていきます。

2 他都市との連携

本市が加盟している平和首長会議では、「核兵器のない世界の実現」と「安全で活力のある都市の実現」のため、加盟団体と連携して様々な活動を展開しており、今後も「核兵器禁止条約」を実効性のあるものとするため、平和を願う世界各国の加盟都市と連携し署名活動を行うなど、核兵器のない平和な世界の実現に向けて、取り組んでいきます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆平和祈念行事(平和図書コーナー、平和祈念ポスター展、平和ミニコンサート)に参加した市民の数	R1 820 人	R7 870 人	平和祈念行事に参加した市民の数から、平和施策の継続性を測ります。

<平和祈念行事>

- 1 戦没者追悼式の開催
- 2 平和図書コーナーの開設
- 3 平和祈念ポスター展の開催
- 4 平和ミニコンサートの開催

日本国憲法（前文抜粋）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

美唄市まちづくり基本条例

（平和の希求）

第5条 わたしたち市民は、日本国憲法の基本理念であり人類共通の願いである世界の恒久平和を理念に掲げ、まちづくりを進めます。

(15) 学校教育

現 状

1 学校教育

学力の向上については、全国学力・学習状況調査などの分析結果や課題を「確かな学力育成プラン」に取りまとめ、各学校で策定する「学校グランドデザイン」等をとおして、授業の工夫や改善に努めています。また、本市の基幹産業である農業に着目し、教室での食育の取組と合わせ、子どもたちが農地に足を運び、体験的に農業や食の大切さを学ぶ「グリーン・ルネサンス推進事業」をとおして、生きる力やふるさとを愛する心などを育てています。

いじめや不登校等については、未然防止と迅速・適正な解決に向け、各学校において組織的、継続的な生徒指導に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる積極的な教育相談のほか、子どもの「心の居場所」を確保するために適応指導教室の活用を図っています。

体力の向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を「美唄市調査結果」として取りまとめ、各学校の創意工夫による体力づくりや運動機会の確保に努めています。

今日的な教育課題への取組については、ICT機器（電子黒板・i P a d・デジタル教科書等）を活用した学習方法の工夫や授業改善に努めています。また、市内高等学校による小中学校への出前授業や小中学校による高等学校施設の活用などをとおし、小・中・高の交流を進めるほか、地域力の活用を図るとともに、地元企業等への職場体験をとおしたキャリア教育の推進に努めています。

学校給食については、可能な限り加工食品を使用せずに、地元のお米や野菜を使用するなど、地産地消を推進し、安全で安心な給食の提供に努めています。

2 教育環境の整備

令和元年度から令和2年度までの2か年で中央小学校の大規模改修工事を実施しました。

ICT環境については、小中学校のコンピュータ機器の更新、小中学校の校内LANの整備など、教育環境の充実に努めています。

課 題

1 学校教育

学力の向上については、全国学力・学習状況調査による本市の平均正答率が依然として全道・全国を下回っており、確かな学力の定着が喫緊の課題となっています。また、全道・全国と比べて、家庭学習の時間が少なく、テレビやゲーム、スマートフォン、インターネット等に費やす時間が多い傾向にあることを踏まえ、家庭や地域との連携を強化しながら、家庭学習や放課後学習等の機会を設けていく必要があります。さらに、農業体験等を通じた「ふるさと教育」に継続して取り組み、豊かな人間性の育成に努める必要があります。

いじめや不登校等については改善の傾向にあることから、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、今後も緊張感を持続した取組が必要です。

体力の向上については、全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果では、一部の学年がやや低い状況となっていることから、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、体力の向上につなげるとともに、体育の授業改善や活動の充実に努める必要があります。

今日的な教育課題への取組については、情報化社会に対応した教育を進めるため、授業の中でICTを効果的に活用することにより、より一層分かる授業・できる授業を子どもたちに提供できるよう環境整備に力を入れるとともに、市内高等学校との連携も含め、引き続きキャリア教育の充実に取り組む必要があります。

学校給食については、栄養バランスや健康管理を食事により整えていくことを学ぶ教材でもあり、様々な工夫により、しっかり食べてもらえるおいしい給食を提供できるよう努める必要があります。

2 教育環境の整備

安全で安心な教育環境を整えるため、計画的な施設の整備・改修を行い、施設の安全性の向上や延命化を図る必要があります。また、ICT環境では、効率的で効果的な学習の確保やICT機器を活用した家庭学習等の実現のため、ICT教育の環境整備が必要となります。

関連する個別計画等	・美唄市いじめ防止基本方針 H27 ・美唄市小中学校適正配置計画 H29
関連する国、道、民間の事業や動き	国：第3期教育振興計画 H30-R4 新学習指導要領・生きる力 H29.3 H30.3 いじめ防止対策推進法 H25 北海道：北海道教育推進計画 H30-R4 北海道いじめ防止基本方針 H26

目指す姿

◆健やかに育ち、郷土愛を育みながら、基礎的・基本的な学力を身に付けた子どもが育っています

施策の方向

1 学校教育

学力の向上については、振り返る時間を充実させ「分かる授業づくり」に向けた授業改善の徹底に努めるほか、全校的な学習規律の周知・徹底を図るとともに、子どもが楽しく通える学校づくりに取り組みます。また、授業の充実や放課後学習の一層の充実を図るため、地域ボランティア等の積極的な活用を推進します。さらに、安全・安心な学校給食の提供やふるさと給食、教室での食育の取組のほか、地域力の活用を図りながら農業体験学習を通し、幼保・小中・高校へとつながる「学びの連携」を図るなど、本市の特色ある教育の推進に努めます。

いじめ・不登校等については、家庭と学校や適応指導教室、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら子どもたちの心のケアや生活のリズムを整え、支援体制の充実を図ります。

体力の向上については、社会教育と連携し、各学校で行っている「一校一実践」を全学年で取り組むとともに、個々の成長を継続的に記録し、客観的に到達度を分析するなど、実効性のある取組を推進します。

今日的な教育課題への取組については、「美唄市教職員サマーセミナー」や「ふるさと美唄研修」など、教員の研修機会の充実を図り、より質の高い学習が展開できるよう努めます。また、市内高等学校施設を活用した中学校との授業交流をさらに深めるほか、小中高が連携した学習会、市内中学生の1日体験入学や部活動の交流など、キャリア教育活動の充実に努めます。

学校給食については、ふるさと給食事業の拡充による学校給食の質の向上や子育て世代の経済的な負担の軽減を図る取組を推進するほか、学校給食の公会計化に取り組みます。

2 教育環境の整備

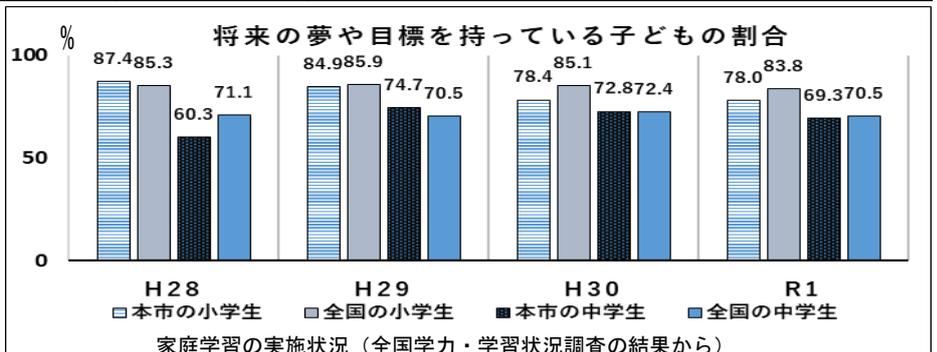
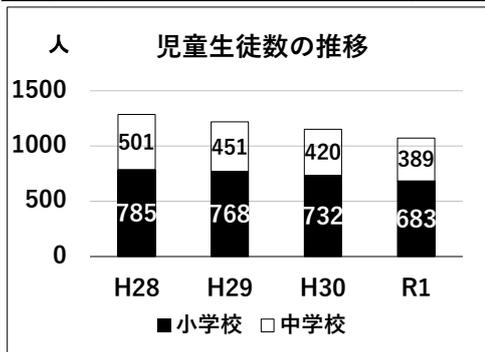
校舎等の計画的な整備・改修を実施するとともに、デジタル教科書の導入などICT教育環境の充実を図ることで、児童生徒に向き合う時間を十分確保し、教職員の人間性を高めながら、児童生徒に必要な総合的な指導を持続的に取り組むほか、生涯学習センターを併設する小中一貫校や義務教育学校の導入に向けた協議・検討を進めます。

また、学校安全マップの活用のほか、地域の人たちとともに登下校時の安全を見守り、児童生徒の安全の確保に取り組みます。

成果指標

		現状値	目標値	指標の説明
◆夢や希望を持つ子どもの割合				
	R1	小学校78.0 中学校69.3 %	R7 現状値より高めます	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙から、将来の夢や目標を持っている子どもの割合を見る指標です。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	24	全国学力・学習状況調査の平均正答率	R1 小学校 -11.6 中学校 -6.8 %	R7 全国平均正答率	学力の定着度を「全国学力・学習状況調査」の平均正答率で測る指標です（市内と全国との比較）。
	25	いじめは許されないと認識している子どもの割合	R1 小学校93.8 中学校87.3 %	R7 現状値より高めます	いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査から、「いじめは絶対に許されないと認識している子どもの割合を見る指標です。
	26	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点	R1 小学校男子 49.6 小学校女子 49.6 中学校男子 49.1 中学校女子 46.0	R7 現状値より高めます	体力や運動能力の状況を「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点で測る指標です（市内と全国との比較で、全国平均を50とした場合）。



□ 文化・芸術を育む活動と生涯学習・スポーツの振興

(16) 生涯学習・スポーツ

現 状

1 生涯学習活動の活性化

生涯学習活動については、市民の誰もが気軽に学べる生涯学習社会をつくるために、各種事業を展開してきましたが、少子高齢化、市民の趣向や生活様式の多様化により、時間と参加場所が決められた事業については、全体として参加する市民の減少傾向が見られます。

生涯学習機会の提供については、地域の人材の記憶や貴重な経験などの情報を活用し、「地域学・美唄学」を学ぶ市民カレッジ講座を開始しています。

図書館については、民間事業者の能力と活力を積極的に活用することで市民サービスの一層の向上と図書館機能の拡充を図ることを目的に、平成30年度から指定管理者制度の導入をしています。

市民会館・公民館については、文化・芸術の活動拠点として、社会教育・学校教育等による生涯学習活動や優れた文化・芸術等の鑑賞の機会を設けることにより、市民文化の向上に資する取組を行っています。また、公民館事業については、関係機関、団体、サークル等と連携して文化や芸術の充実に努めています。

活動の中心となる市民会館・公民館については、施設の老朽化が進んでいます。

2 スポーツ・運動による健康・活力増進、施設整備

子どもから高齢者、性別、障がいの有無を問わず、市民の多様なスポーツやレクリエーションへの参加機会を得られるよう、スポーツ推進委員等と連携しながら、スポーツ大会や教室の開催など、スポーツに親しむ機会の充実に努めます。また、指導者の育成を含めた団体の強化に取り組みます。

各スポーツ施設については、市民が安心して利用できるよう安全対策に取り組むとともに、競技者の目線に立ちながら計画的に改修、修繕に努めます。

また、選手の生活・練習拠点として、廃校施設の有効活用や室内運動施設などの整備を進めるほか、各種合宿・大会誘致に取り組みます。

課 題

1 生涯学習活動の活性化

生涯学習への取組については、個人差があり多種多様化していることから、市民の希望や意向などのニーズを把握していく必要があります。また、市内外の生涯学習活動の情報を一元的に紹介する体制も必要です。

図書館については、市民の皆さんが読書活動を広げられるよう利用しやすい図書館づくりに努めて行く必要があります。

サークルや団体については、加入者の高齢化や減少により、活動の縮小が懸念されることから情報交換や交流活動を支援していく必要があります。また、現在、市内文化活動を取りまとめる文化団体が定まっていないことから、サークル活動への影響が懸念されます。

市民会館・公民館については、公演会や展示会、文化祭を通じた発表機会の確保と、そのための老朽設備・施設の更新を進める必要があります。

2 スポーツ・運動による健康・活力増進、施設整備

少子・高齢化が進展し、子どもたちの運動習慣の定着と体力の向上、高齢者を含む家族ぐるみの運動など、市民全体の健康への関心と意識の高揚を図ることが必要です。また、指導者の育成を含めた団体の強化が必要です。

各スポーツ施設については、全般的に老朽化が進んでおり、計画的な改修が必要です。

スポーツ合宿については、宿泊施設や雨天時に利用可能な室内運動施設などの要望に応えることができない現状にあります。

<p>関連する個別計画等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次美唄市生涯学習推進計画 前期基本計画 R3-R7 ・美唄市公共施設等総合管理計画 H29-R28 ・第4次美唄市子ども読書活動推進計画 R3-R7
<p>関連する国、道、民間の事業や動き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次北海道生涯学習推進基本構想 H27-R7 ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第4次計画) H30-R4 ・北海道子どもの読書活動推進計画(第4次計画) H30-R4 ・第2期スポーツ基本計画 H29-R3 第2期北海道スポーツ推進計画 H30-R4

目指す姿

- ◆誰もがいつでも、どこでも自らの意志によって学び、学ぶことによる自己の充実を図ることができる環境が整備されています
- ◆日常的に運動を取り入れ、心身ともに健康な市民が増えています

施策の方向

1 生涯学習活動の活性化

市民ニーズに沿った、生涯学習活動の情報を市ホームページ等で情報発信するとともに、地域の人材等と地域資源を活用した市民カレッジなどの講座を実施します。

図書館については、資料や情報を求めている人と適切な情報源を職員が手助けをして結びつけるレファレンスサービスの充実を図るとともに、企画展示や宅配サービスなど利用しやすい環境の整備に努めます。

また、小中学校一体となった生涯学習センター構想の策定を進め、生涯学習環境の向上を目指します。

文化活動団体等との連携を図り、市民文化祭を始めとする市民行事を開催するほか、文化活動団体等の情報を収集・提供することで横断的な交流を促すとともに、市民の皆さんに文化・芸術に参加する機会と触れる機会の充実を図ります。

公民館・市民会館については、市民の相互の交流や文化活動の充実につながるよう利用促進に取り組みます。また、市内文化団体の育成に努め、市民の文化活動の推進に取り組みます。

市民会館については、老朽化が進んでいることから、市民が安心して利用できるよう改修、修繕に努めます。

2 スポーツ・運動による健康・活力増進、施設整備

子どもから高齢者、性別、障がいの有無を問わず、市民の多様なスポーツやレクリエーションへの参加機会を得られるよう、スポーツ推進委員等と連携しながら、スポーツ大会や教室の開催など、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。また、指導者の育成を含めた団体の強化に取り組みます。

各スポーツ施設については、市民が安心して利用できるよう安全対策に取り組むとともに、競技者の目線に立ちながら計画的に改修、修繕に努めます。

また、選手の生活・練習拠点として、廃校施設の有効活用や室内運動施設などの整備を進めるほか、各種合宿・大会誘致に取り組みます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆生涯学習に取り組んでいる市民の割合	R1 40.3 %	R7 50.0 %	生涯学習施設の利用や情報を提供することにより活動の機会が得られているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で取り組んでいると回答した市民の割合で測ります。

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
関連指標	27 市民会館・公民館年間利用者数	R1 36,229 人	R7 46,000 人	市民や文化団体、各種サークルの活動の拠点である市民会館・公民館(分館含む)の利用状況を測る指標です。
	28 市民1人当たりの図書貸出数	R1 3.3 冊	R7 5.0 冊	読書は言葉を学び、感性を磨くなど、人生をより深く生きていく上で重要であり、市民が読書に関心をもっているか見る指標です。
	29 1日30分以上週2回以上の運動習慣を身に付けている市民の割合	R1 40.3 %	R7 50.0 %	健康保持やスポーツに関心があり、運動を意識的に行っている人の割合を測る指標です(まちづくり市民アンケート調査)。

(17) 文化・芸術

現 状

1 文化・芸術の振興

市民会館や安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄での展覧会、コンサートの開催など文化芸術に親しむ取組を継続しています。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、本市の芸術文化交流施設として、展示会や演奏会等の開催のほか情報発信に努めています。また、平成28年には、博物館法に基づく美術館となり、本市の代表的な芸術文化施設として市外の方の認知が高い状況となっています。

2 歴史遺産の保存・活用と伝承

郷土史料館については、開拓当時の文化を伝える市民からの寄贈品などの収集を継続したほか、郷土史研究会などの協力を得ながら講座や収蔵展、移動展などを開催し、市民が郷土の歴史に触れ、学ぶ機会の確保に努めています。また、同館の冷暖房設備の整備を行い、令和2年度から通年開館とし、冬期間の利用ができるようにするなど、利用者の利便性向上を図っています。

文化財については、三菱美唄炭鉱堅坑櫓、人民裁判の絵、旧栄小学校及び美唄鉄道東明駅・4110形式十輪連結タンク機関車2号が、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財に認定されました。

また、市の無形文化財については、保存会との連携に努めています。

新たに、友情人形（青い目の人形）を市指定文化財第8号(平成30年2月)に指定するなど、地域資源の発掘・保全に努めています。

課 題

1 文化・芸術の振興

人口減少や高齢化の進展、趣味趣向の多様化等により文化芸術事業への鑑賞者が年々減少傾向にあります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、施設の老朽化が進んでいるため、保全調査の結果を受けて計画的な整備を行っていく必要があります。

また、日本遺産認定された構成文化財として、今後、どのように保全・活用していくのか、検討する必要があります。

2 歴史遺産の保存・活用と伝承

郷土史料館の資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行うため、専門的知識を有する学芸員の配置が必要です。

美唄屯田兵屋や旧桜井家住宅などの道・市指定有形文化財の老朽化が進行しており、計画的な修繕が必要です。また、市指定の無形文化財は、後継者の確保が困難となっています。

関連する個別計画等	・第3次美唄市生涯学習推進計画 前期基本計画 R3-R7
関連する国、道、民間の事業や動き	・文化財保護法 S25 ・第3次北海道生涯学習推進基本構想 H27-R7 ・北海道文化財保存活用大綱 R2

目指す姿

- ◆個人の趣向や場所、時間に合わせ、文化・芸術に親しめる環境が整っています
- ◆郷土の歴史を大人から子どもへ伝え、将来の市民につながっています

施策の方向

1 文化・芸術の振興

文化芸術イベントの企画・開催については、関係団体と連携して取り組み、多くの人々が楽しめる時間と空間を創造していきます。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、施設や周辺環境、ソフト事業を含めその文化芸術性を深めていけるよう、指定管理者と連携を図りながら文化芸術交流の促進に努めます。

2 歴史遺産の保存・活用と伝承

郷土史料館については、令和2年度の沼貝村130年、美唄市制施行70年の歴史を節目として、展示中心の施設から展示以外の地域人材の記憶や貴重な経験など「地域学・美唄学」の拠点施設としての取組を進めます。また、学芸員を配置し、本市の歴史的資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これらと関連する事業の充実に努めます。美唄の子どもたちに、住んでいるまち「美唄」に誇りと愛着を育むことや、本市の歴史や良さの再発見につなげる活動を進めます。

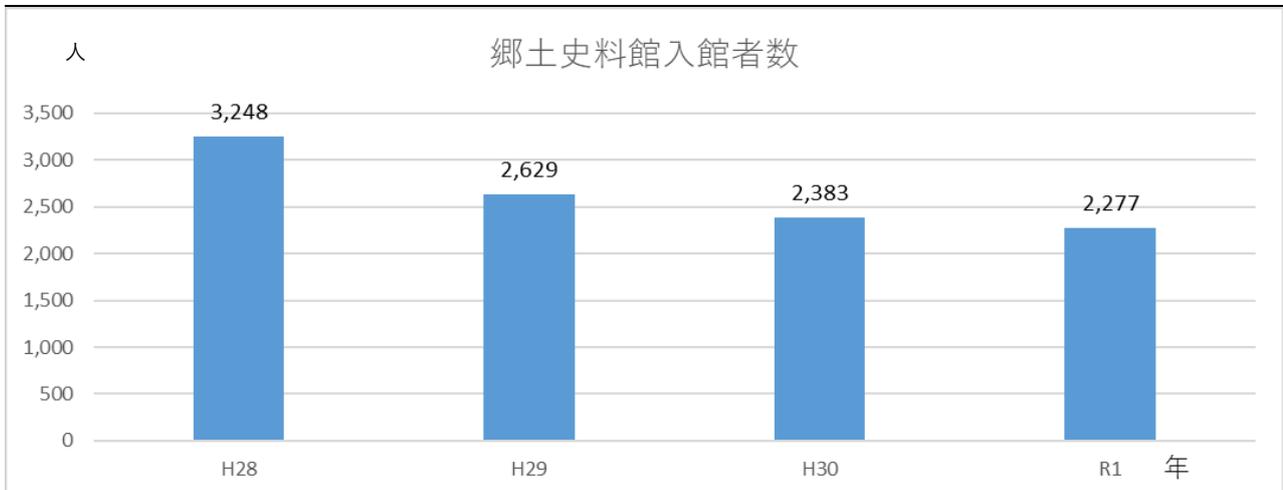
道・市指定文化財等については、適正な維持・保全と活用を進めるとともに、木造建築物については、計画的な維持・修繕により保存に努めます。また、市指定無形文化財については、後継者の育成に努め、次世代につなげていく取組を進めます。

日本遺産については、炭鉄港推進協議会と連携を図りながら、情報発信などの取組を進めるとともに保全・活用に努めます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆市内で芸術・文化鑑賞をした市民の割合	R1 18.4 %	R7 40.0 %	身近に芸術・文化に触れる機会があるかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で、鑑賞したと回答した市民の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	30	郷土史料館入館者数	R1 2,277 人	R7 10,000 人	郷土史料館の入館者数により、利用状況を測る指標です。



4. 人と自然が共生した安全・安心のまちづくり

□ 豊かな自然環境の保全と共生

(18) 自然保護

現 状

1 宮島沼の保全と活用

ラムサール条約の登録湿地である宮島沼は、春、秋の渡りの季節に6万羽を超えるマガンが飛来する寄留地となっています。また、ハクチョウやカモ類など100種類以上の野鳥も生息する貴重な自然環境です。

この自然環境を保全するため、国の特別鳥獣保護区に指定されていることから、法令に基づく規制を行うとともに、関係団体や研究機関との連携による調査を行っています。

また、宮島沼の会などの市民団体との協働により、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点とした環境教育や地元農家との連携による「宮島沼カントリーフェス」の開催、沼周辺によるフィールドワークやフットパスの実施により、貴重な動植物や自然と農業の関わりなど、自然環境の学習の場として活用しています。

2 協働による取組の推進

市民へのアンケート調査により、森や川などの自然の豊かさや、田や畑などの緑の多さに対する満足度は高いものとなっており、今後とも、宮島沼や美唄山、美唄湿原などの豊かな自然環境を保全するために、市民、企業、行政が協働して取り組めるよう、環境学習会を開催するほか、市のホームページやニュースレターを通じ、環境に関する普及啓発や情報提供を行っています。また、沼周辺の農業者との協働により、「宮島沼水鳥・湿地センター」の管理運営に努めています。

課 題

1 宮島沼の保全と活用

宮島沼は、水質の富栄養化や水面積の縮小が進行するとともに、水深が浅くなっているため、沼の浚渫（しゅんせつ）を実施するなどして良好な環境を保護していかなければ、その豊かな自然が失われてしまう懸念があります。

また、春にはマガンによる小麦の食害が発生しており、被害調査や代替採食地の設置等、効果的な防除方法の検証や広域的な対策が必要です。

2 協働による取組の推進

環境問題を自らの問題とし、豊かな自然環境を保全するために、市民、事業者、行政が協働しながら人と自然が共生できる快適な生活環境づくりをしていくことが必要です。市民意識を見ると節電、節水などの取り組みに対する意識は高く、事業者においては低公害車の導入割合が従前に比べ高くなっています。そこで、地球温暖化をはじめとする環境問題に関する様々な情報を市民に提供し、地球環境問題への意識の高揚を図っていくことが必要です。

関連する個別計画等	<ul style="list-style-type: none">・美唄市環境基本計画 R3-R12・宮島沼保全活用計画 H24-R3・宮島沼の保全と再生に関するマスタープラン H30・美唄市美しきまちづくり条例 H20
関連する国、道、民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none">・生物多様性基本法 H20・生物多様性国家戦略2012 H24.9.28閣議決定・北海道生物の多様性の保全等に関する条例 H25

目指す姿

◆宮島沼を始め、豊かで美しい自然環境が維持、保全されています

施策の方向

1 宮島沼の保全と活用

宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、地域住民や関係機関と連携し、子どもたちが、自然の大切さを実感し、身近に自然と親しむことができるよう、イベントの開催や、ふゆみずたんぼなど環境学習会を推進します。

また、宮島沼と周辺の湖沼群、周囲の農地が国の「生物多様性保全上重要な里地里山」の一つに選定されたことから、マガン等が飛来する環境を保全するため、ワイズユースを推進していくとともに、宮島沼の湿地環境を維持するため、水環境の改善に向けた取組のほか、自然環境保全や生物多様性に配慮した活動を進めます。

2 協働による取組の推進

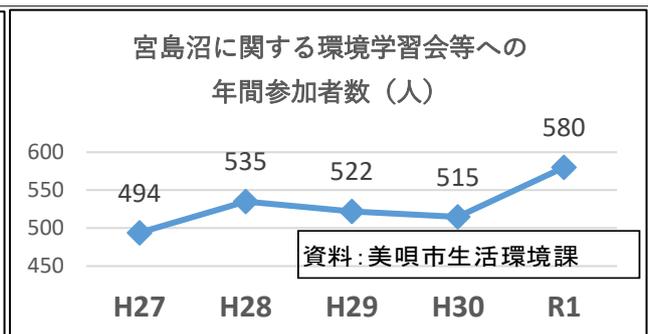
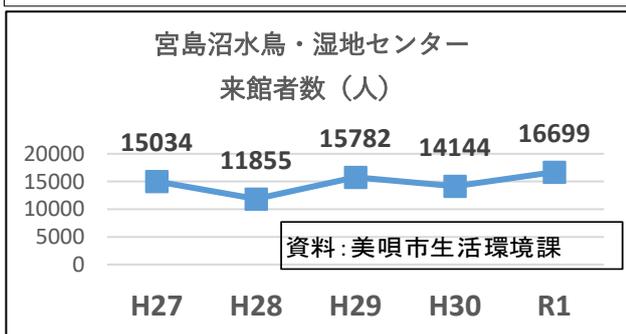
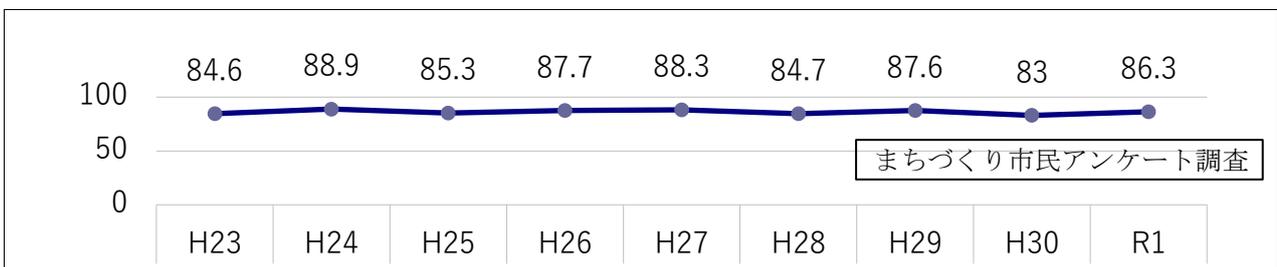
国では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという「カーボンニュートラル」を目指し「脱炭素社会」を掲げており、本市においても、市民や事業者と協働のもと、環境に与える負荷の少ない社会の実現を目指すこととしています。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆市内の自然環境の満足度	R1 86.3 %	R7 90.0 %	自然環境の保全と活用の取組の成果を市民の満足度から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で満足していると回答した市民の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	31	宮島沼水鳥・湿地センター来館者数	R1 16,699 人	R7 現状値を維持します	自然環境の保全と活用の取組状況をセンター来館者数から見る指標です。
32	宮島沼に関する環境学習会等への年間参加者数	R1 580 人	R7 現状値を維持します	自然環境の保全と活用の取組状況を環境学習等の行事への参加者数から見る指標です。	

市内自然環境の満足度



(19) 循環型社会

現 状

1 環境行動の実践

市では、CO2削減に向け平成30年に美唄市地球温暖化対策実行計画（第3期計画）を策定し、市役所等の公共機関で省エネ、省資源、リサイクル、クールビズの推進に取り組んでいるほか、市民協働での美唄クリーン作戦の実施や市民を対象としたエコセミナーなどを開催しています。国では、再生可能なエネルギーを最大限活用するとともに、2050年までに温室効果ガスゼロを目指すとしています。

2 ごみとし尿の適正処理

ごみの収集については、平成19年からの家庭系ごみの有料化を行ったほか、平成27年度から生ごみの分別収集の実施、また、燃やせるごみについては、広域による焼却処理を行っており、現在は、生ごみは週2回、燃やせるごみは週1回、燃やせないごみは月2回収集しているほか、プラスチックごみは週1回、紙パック、ダンボール、空き缶、ペットボトル、空きびんは月2回の資源物回収を行っており、ごみ排出量は減少傾向にあります。

なお、令和元年度の適正分別調査では、生ごみ99.8%、燃やせるごみ84.3%、燃やせないごみ41.5%と、燃やせないごみの適正分別率が低い状況にあります。最終処分場については、嵩上げを行うなど適正な維持管理に取り組んでいます。

また、し尿、浄化槽汚泥の処理については、奈井江浄化センターにおいて広域処理を行っています。

課 題

1 環境行動の実践

環境行動を実践するために必要な情報を整理して、よりわかりやすく市民に情報提供することが必要となっています。

また、過剰包装の自粛や使い切り・食べ切りなどの、商品の生産、流通、消費の各段階において、市民、企業、行政が適正な役割分担と連携により、ごみの発生抑制やリサイクル等により減量化に向けての取組をさらに推進し、環境にやさしい循環型社会の形成を図ることが必要であり、本市においても、第3期の「美唄市地球温暖化対策実行計画」に沿った取組を行いながら、公共施設の省エネや節電・節水等の取組を一層推進していく必要があります。

2 ごみとし尿の適正処理

令和2年度、最終処分場の嵩上げを行い、施設を15年延命しましたが、維持管理及び延命化の取組が重要な課題となっています。

また、令和元年度の適正分別調査結果から、ごみの適正分別率の向上を図ることも課題となっています。

なお、し尿の広域処理に伴い廃止した「美唄市し尿処理場」の適正な管理が必要です。

関連する個別計画等	<ul style="list-style-type: none">・美唄市環境基本計画 R3-12・第9期美唄市分別収集計画 R2-R6・美唄市地球温暖化対策実行計画（第3期計画）H30-R3・美唄市一般廃棄物処理基本計画 R3-R12・美唄市美しきまちづくり条例 H20
関連する国、道、民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策の推進に関する法律 H11

目指す姿

◆資源のリサイクルを進めることにより、環境に与える負荷を軽減する資源循環型社会が形成されています

施策の方向

1 環境行動の実践

市民や事業者、団体の自主的な環境保全活動や環境美化活動を促進するとともに、必要な支援を行います。また、サンアール推進員などと連携した啓発活動等により、エコロジーなまちづくりに向けた取組や各種イベントでのリユース食器の活用など、環境保全活動に取り組みます。さらに、国の地球温暖化対策や、今後のプラスチックごみの処理方法についての情報を的確に把握しながら、その取組を進めていきます。

2 ごみとし尿の適正処理

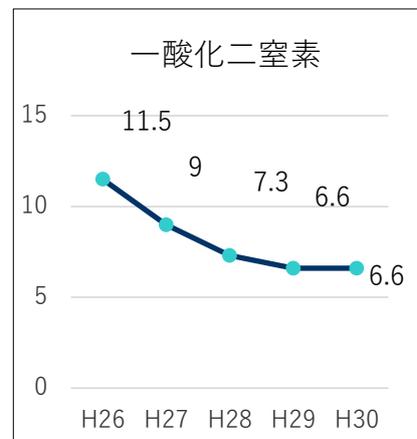
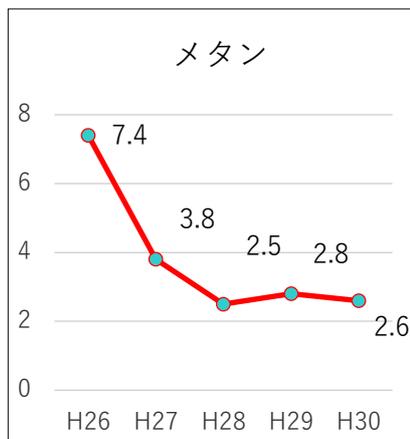
ごみの分別排出の徹底により、適正分別率の向上を図り、ごみの発生抑制と資源化できるごみの適正な排出を促進していくとともに、最終処分場、生ごみ堆肥化施設やリサイクルセンターの適切な管理により資源循環型社会を推進していくほか、不法投棄防止に向けた啓発活動を推進していきます。また、燃やせるごみについては、広域による中間処理施設により、適正な処理を行い、し尿、浄化槽汚泥の処理については、引き続き広域処理を行います。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆ごみの適正分別率	R1 81.2 %	R7 90.0 %	ごみの適正な排出に関する意識の向上と実践度を見る指標で、ごみの合計量に占める適切に分別されたごみの量の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	33	市民一人当たり年間ごみ排出量	R1 0.32 t	R7 0.30 t	ごみ排出量が減少しているかを測る指標です。
34	リサイクル率	R1 25.3 %	R7 28.0 %	ごみのリサイクルの状況を見る指標です。	

美唄市の公共施設における温室効果ガス排出量 (t-CO2)



□ 快適な都市空間の形成

(20) 都市基盤整備

現 状

1 道路・橋りょう施設

老朽化等により補修や改修の必要な道路や橋りょうが増加しています。

2 魅力ある都市空間と暮らしやすさを実感できる居住環境

人口減少、少子高齢化が進む中、人口分布が拡散し、中心市街地の空洞化が進んでいます。対応年限が経過した市営住宅が多く、維持管理に支障をきたしています。また、市街地を始め、市内の各地に空家が多く存在しています。

3 上下水道

上水道については、水道管の老朽化が進み、毎年、漏水事故が発生しています。下水道については、計画に基づき施設整備を行っていますが、下水道施設における老朽化が進み維持管理費が増加しています。また、人口減少が進むことで事業の経営が安定しない傾向にあります。

課 題

1 道路・橋りょう施設

道路の安全性や信頼性の確保が重要であり、維持管理費用が増大しているため、計画的な道路施設の改修が必要となっています。

2 魅力ある都市空間と暮らしやすさを実感できる居住環境

将来の人口規模に見合ったコンパクトなまちづくりのために策定した、立地適正化計画に基づき計画的に整備していく必要があります。また、快適な居住環境を図る上で、老朽化した市営住宅の再編と人口減少に見合った管理戸数の削減が必要となります。さらに、耐震化率向上のため、耐震性のない空家住宅の除却費に対しては、支援をしているものの、特定空家等などの解消に向けた対策が必要となります。

3 上下水道

快適な生活環境の整備を図る上で、下水道については、公営企業法適用に向けた準備を進めながら、老朽化した上下水道施設の改築・更新が必要となります。

<p>関連する 個別計画等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市橋梁長寿命化修繕計画 R2-R11 ・美唄市都市計画マスタープラン R3-R22 ・美唄市住生活基本計画H23-R7 ・美唄市公営住宅等長寿命化計画H23-R7 ・美唄市立地適正化計画 R元-R22 ・美唄市空家等対策計画 R3-R7 ・美唄市流域関連公共下水道事業計画R3-R12 ・美唄市耐震改修促進計画H23-
<p>関連する国、道、 民間の事業や動き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道12号4車線化（峰延道路） ・主要道道美唄富良野線整備

目指す姿

◆ままとまりのある、利便性のすぐれた居住環境が実現しています

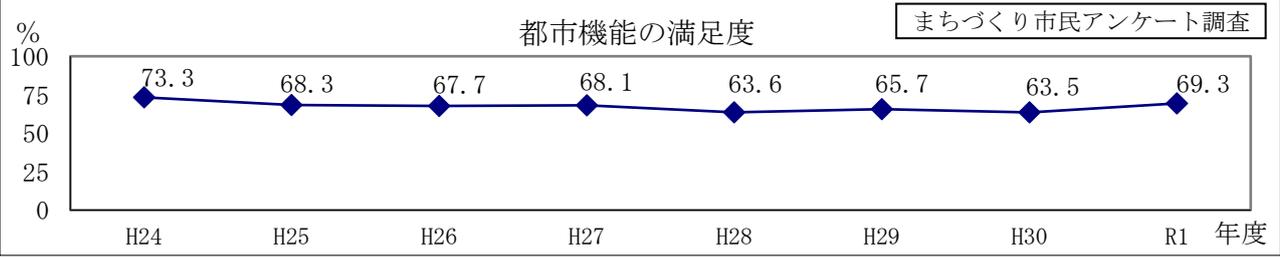
施策の方向

- 1 道路・橋りょう施設**
 国道12号の4車線化及び道道美唄富良野線の早期完成に向けた取組と、安全で安心して道路が利用できるよう、市道の整備や橋りょうの補修及び適切な維持管理と除排雪を進めます。
- 2 魅力ある都市空間と暮らしやすさを実感できる居住環境**
 将来の人口規模に見合ったコンパクトなまちづくりに向けた立地適正化計画に基づき将来の人口減少を踏まえた公共施設を計画的に整備していきます。市営住宅の再編については、関係住民との連携を図りながら、美唄市公営住宅等長寿命化計画の見直しを図り、適正な市営住宅の再編を進めます。空家対策については、空家等対策計画に基づき安全で、安心なまちづくりを進めます。
- 3 上下水道**
 上水道については、公営企業として企業経営の安定性や水道事業の効率化を図ることを目的に桂沢水道企業団と構成3市による水道事業統合に向けた検討を行うとともに、水道施設や水質管理を徹底し、安全で安定した水道水の供給を図ります。
 下水道については、経営の安定性や効率化を図りながら、美唄市流域関連公共下水道事業計画に合わせ、事業計画区域内の未整備地区を計画的に整備し、老朽化した下水道施設の改築・更新を進めます。
 また、公営企業法適用に向け準備を進めます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆都市機能の満足度	R1 69.3 %	R7 現状値より高めます	都市基盤整備の成果をJR美唄駅を中心とした都市機能に対する満足度から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で普通以上と回答した市民の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	35	都市の集約化率	R1 61.0 %	R7 現状値より高めます	居住誘導区内人口の総人口に対する指標です。
	36	市営住宅の管理戸数	R1 1,040 戸	R7 900 戸	長寿命化計画に基づく将来削減戸数を考慮した管理戸数です。
	37	空家の解消（解体）	R1 - 件	R7 50 件	空家等対策計画に基づく指標です（解体数 10件/年 5カ年の目標値50件）。
	38	道路整備延長	R1 1,076 m	R7 1,100 m	路盤改良や舗装など、単年度での道路整備の延長から見る指標です。
	39	下水道水洗化率	R1 93.9 %	R7 現状値より高めます	下水道事業計画区域内の水洗化人口に対する指標です。



(21) 景観・緑づくり

現 状

1 景観づくり

市内の公園は、桜の名所となっている東明公園のほか、市民の憩いの場となっている、中央公園などの近隣公園、住宅地などにある街区公園、ウォーキングなどに利用されている都市緑地の遊園通りなどがあり、市公園施設長寿命化計画に基づく施設の更新や施設点検による修繕等を行っています。

また、市民との協働による公園等でのボランティア活動や花木の植栽活動が実施されているが、道路の植樹柵や植樹帯等に雑草が繁り良好な環境を保つことが難しくなっています。

2 森林の保全と活用

本市の森林面積は12,239haと行政面積の44%を占める森林に恵まれた地域となっており、木材需要が増加しているカラマツやトドマツを主体とした人工林の面積は4,186haであり、人工林率は34%と全道平均より高く、利用期を迎えています。

また、森林は、CO₂（二酸化炭素）の吸収源や水源の涵養（かんよう）など多面的な機能を持っているものの、森林への関心が薄れることにより、生物多様性の損失や森林の管理が適切に行われない事態が懸念されています。

課 題

1 景観づくり

公園利用者の安全性の確保と公園施設長寿命化計画に基づいた施設の計画的な修繕や更新及び様々な利用者の形態を考慮した遊具などの設置が必要となっています。

また、道路の植樹柵や植樹帯、特に美唄駅周辺の花壇等潤いのある景観を保つためのマンパワーが不足していることや、都市景観と農村景観それぞれを有効に活用した景観づくりが必要となります。

2 森林の保全と活用

緑豊かな森林環境を保全するため、森林の効果や多面的機能に対する役割について広く市民の理解を深める必要があります。

また、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加により、管理が適切に行われない私有林について、平成31年(2019年)に森林経営管理法や森林環境譲与税が創設されたことを踏まえ、森林の適切な管理や保全等に取り組む必要があります。

関連する個別計画等	・美唄市環境基本計画 R3-R7 ・美唄市都市計画マスタープラン R3-R22 ・美唄市森林整備計画 H30-R10 ・美唄市公園施設長寿命化計画 H25-R4
関連する国、道、民間の事業や動き	・東明公園の樹木管理に関するボランティア活動 ・森林経営管理法 H31 ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 H31

目指す姿

◆市民との協働で、花や緑にあふれたうるおいのある景観づくりが進んでいます

施策の方向

1 景観づくり

公園を適切に維持管理するとともに、公園施設長寿命化計画に基づく施設の更新や施設点検による修繕等を行うほか、遊具の設置について検討を行います。

また、今ある優れた景観を掘り起こす「美唄百景」の取組を継続するとともに、都市景観、農村景観、自然環境、歴史的環境の保全や活用及び発信方法などについて検討し、市民と市との協働で景観の向上や緑づくりに向けた活動を広げていくとともに、道道美唄富良野線開通に向けた景観条例を検討します。

2 森林の保全と活用

森林の効果や多面的機能を理解してもらうため、市民が森林を体験し身近に感じる機会の充実を図ります。

また、地球温暖化防止に向けては、個人や団体による環境貢献活動の必要性を唱え、美唄市森林整備計画に基づく森林の保全と植樹の推進に努めます。

私有林の伐採後の植林活動については、北海道とともに支援するほか、森林環境譲与税を活用し、私有林の適正な管理と保全等に向けた支援制度の検討・創設を行い、森林組合などの林業事業者と連携しながら森林整備に努めます。

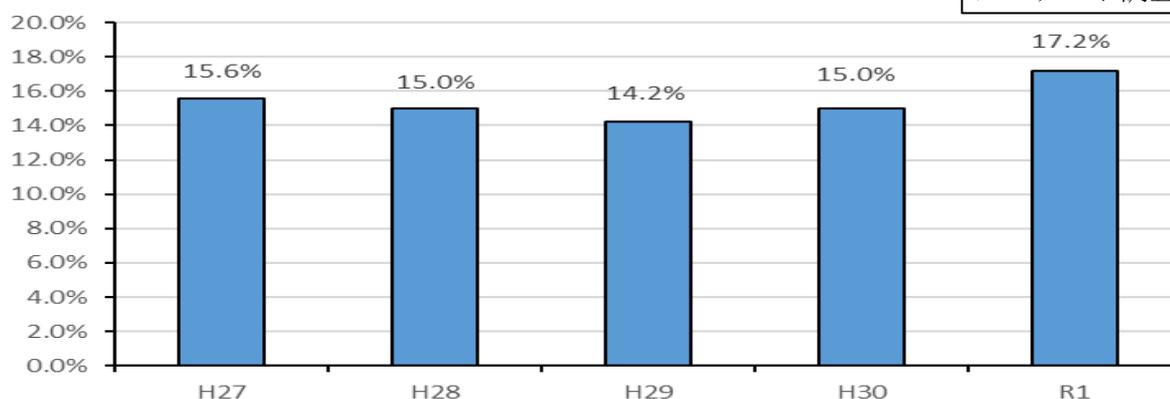
成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆公園・緑地の満足度	R1 17.2 %	R7  現状値より高めます	公園・緑地の適正管理の状況を満足度から見る指標です。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	40	公園・緑地の利用率	R1 38.1 %	R7  現状値より高めます	公園・緑地の適正管理の状況を利用率から見る指標です。
	41	森林面積	R1 12,239 ha	R7 現状維持	森林面積が維持される状況を見る指標です。

公園・緑地の満足度

まちづくり市民アンケート調査



(22) 生活・交通

現 状

1 公共交通機関

鉄道交通は、JR函館本線が市街地を南北に横断しており、市内には美唄駅のほか、峰延駅、光珠内駅、茶志内駅があり、札幌、旭川方面への交通の利便性は高い状況にあります。

バス交通については、市民バス事業では、市街地を循環する東線とスクールバスを利用した混乗便を合わせた西線、民間バスでは、岩見沢と滝川・南美唄地区と市街地を運行する便が運行されています。

また、地域人口の減少やバス停までの距離が遠いなど、利用者にとって不便な地域(盤の沢・我路地区、日東・茶志内地区、西美唄・開発地区、中村・沼の内地区)においては、乗合タクシーによる運行を行っています。

市民バスの利用状況については、人口減少の影響から減少傾向ではありますが、交通弱者に対する移動手段として公共交通の維持は必要不可欠なものとなっています。

2 公共交通の見直し

地域公共交通活性化再生法の改正により、平成28年に「コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携」や「地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築」を盛り込んだ、「美唄市地域公共交通網形成計画」を策定し、利用者へのアンケート調査や乗降調査を行いながら、持続可能な公共交通体系の再構築への取組を進めています。

3 墓地・火葬場

墓地・火葬場については、年次計画により火葬設備の更新や墓地の参道等の整備を行っています。また、少子高齢化や核家族化等の進行、社会経済情勢の変化により、市民の墓に対する意識に変化が生じており、公共合同墓の利用を求める人が増えています。

課 題

1 公共交通機関

鉄道交通については、JRのダイヤ改正に伴い、札幌と旭川を結ぶ特急列車や普通列車の本数が年々減少傾向にあることから、通勤・通学や通院などで利用する方々が安心して利用できるようJRダイヤの確保が必要となっているほか、高齢者等の免許返納者に対する新たな取組が必要です。

バスの運行については、民間事業者においては、利用者数の減少により減便や運行経路の変更が避けられない状況となってきており、市民バスについても同様な状況となってきていることから、今後は、より一層利用者が利用しやすく、かつ効率的な運行が必要です。

また、乗合タクシーについても、運行開始から9年が経過し、運行区域や運行経路、運行日数などの問題点や改善点があることから、今後は見直しを行いながら、より効率的な運行をする必要があります。

2 公共交通の見直し

公共交通のあり方については、市で運営している公共交通に限らず、民間事業者や商業団体等を含めたまちづくりと一体となった見直しが求められていることから、市が中心となって、関係者との合意の下で、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成する必要があります。

3 墓地・火葬場

少子高齢化社会に対応するため、既存の市営墓地の効率的な運用や適正管理を進めるとともに、市民ニーズの高い「公共合同墓」を整備する必要があります。

関連する
個別計画等

・美唄市地域公共交通計画 R4-R8

関連する国、道、
民間の事業や動き

・地域公共交通の活性化に関する法律 H19

目指す姿

◆**運転のできない学生・生徒や高齢者、障がい者、妊婦等の交通手段が確保されています**

施策の方向

1 公共交通機関

「美唄市地域公共交通網形成計画」及び新たに策定する「美唄市地域公共交通計画」に基づき、民間事業者やまちづくりと連携した、地域にとって望ましい公共交通を整備し、高齢者など交通弱者の日常生活に配慮した公共交通を持続していくとともに、乗合タクシー事業についても、事業者や利用者の意見を伺いながら、利便性を図ります。

2 公共交通の見直し

市民バス路線をはじめ、民間路線や買い物バスなどの既存路線にかかる乗降調査や市民・地域からの意見を聴取し、運行経路の見直しを行い、路線の維持に努めます。

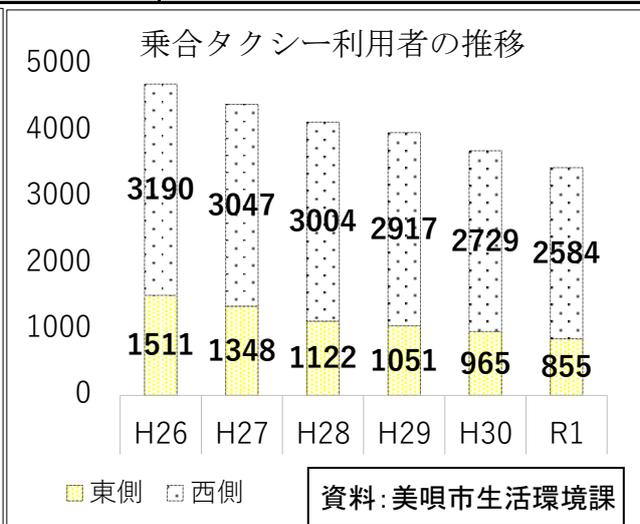
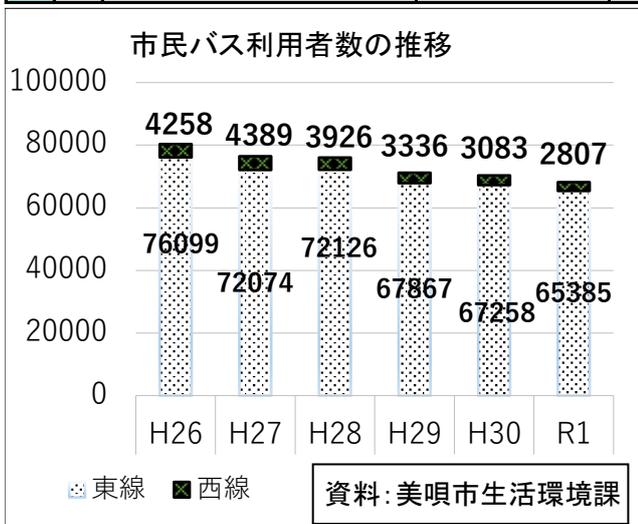
3 墓地・火葬場

墓地・火葬場については、今後も年次計画に基づき、必要な整備を行うとともに、公共合同墓については市有施設としての公共性を踏まえた施設形態や、機能、管理のあり方等を見極めながら、景観に配慮した整備に向け取組を進めます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆市内公共交通の満足度	R1 62.4 %	R7 70.0 %	日常生活で公共交通がどの程度充足しているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で市内公共交通に満足していると回答した市民の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	42	市民バス年間利用者数	R1 68,192 人	R7 現状値を維持します	市民バスの利用状況を1年間の市民バス(西線・東線)延べ利用者数でみる指標です。
43	乗合タクシー年間利用者数	R1 3,439 人	R7 現状値を維持します	乗合タクシーの利用状況を1年間の延べ利用者数でみる指標です。	



□ 安全・安心なまちづくり

(23) 国土強靱化

現 状

1 市民の生命・財産及び社会経済システムの保護

本市においては、暴風雨や豪雪、暴風雪などの自然災害がたびたび被害をもたらしており、平成30年の北海道胆振東部地震の際には市内全域が停電となるなど、ライフラインの確保や物資・食料等の供給に不安が生じる事案が発生しました。

2 国・北海道全体の強靱化への貢献

本市は農業を基幹産業としており、大規模自然災害発生における被災地への応急食料等の供給確保にとどまらず、平時においても全国へ食料を安定的に供給するという重要な役割を担っています。また、冷涼な気候に恵まれ、首都圏等との同時被災の可能性が低いことや、交通アクセスの良さなどから、データセンター等の立地に適しています。

3 市の持続的成長

国土強靱化の取組は、市民の安全と生命を守ることのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりや、地域の持続的な成長につながっています。

課 題

1 市民の生命・財産及び社会経済システムの保護

本市に甚大な被害を及ぼすと想定されている自然災害から市民の生命・財産を守り、行政や経済活動の持続性を確保するため、ハード・ソフトの両面から幅広い分野の政策を総合的に進めていくことが必要です。

2 国・北海道全体の強靱化への貢献

国土強靱化基本法では、地方公共団体は地域の実状に応じた強靱化を進めていくことが求められています。そのため、本市においては、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、農業の経営効率化や大区画化など農業生産基盤の整備を進めるほか、交通アクセスの良さや冷涼な気候、雪冷熱エネルギーを活用して、首都圏等のバックアップ機能を強化していくことが必要です。

3 市の持続的成長

今後、想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の社会経済が致命的被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となるよう強靱化の取組を着実に進めていくことが必要です。

関連する個別計画等	・美唄市強靱化計画 R3-R7 ・美唄市地域防災計画 H30 ・美唄市水防計画 H30 ・美唄市公共施設等総合管理計画 H29-R28
関連する国、道、民間の事業や動き	・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法 H25 ・国土強靱化基本計画 H30-R4 ・北海道強靱化計画 R2-R6

目指す姿

◆大規模自然災害が発生しても、市民の生命・財産と社会経済システムが守られています

施策の方向

1 市民の生命・財産及び社会経済システムの保護

大規模自然災害に対応するため、「防災」の範囲を超えて、平時より産業、交通、エネルギー、まちづくりなど、あらゆる分野において機能の強化を図ることにより、市民の生命・財産を保護し、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進めます。

2 国・北海道全体の強靱化への貢献

食料の安定供給に向けて、農業の経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など本市農業の持続的な発展につながる取組を推進します。また、本市の地理的な優位性や雪冷熱エネルギーの技術を活かし、首都圏のリスク分散の受け皿として、データセンター等の誘致を推進します。

3 市の持続的成長

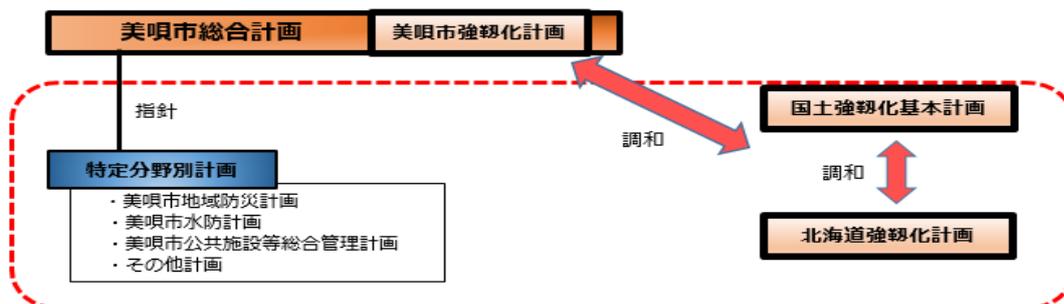
人口減少や地域活性化など直面する政策課題に対応し、市の持続的成長につなげていくため、強靱化の取組を着実に進めていきます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆災害発生時における人的被害の発生	R1 0 件	R7 人的被害を発生させない	強靱化を進めることで、被害をどれだけ抑制できたかを人的被害の発生件数で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	44	民間住宅の耐震化率	R1 73.9 %	R7 95.0 %	地震の被害を最小限にするための取組成果として、市内の民間住宅のうち、耐震基準を満たしている住宅の割合を見る指標です。

国土強靱化に関する計画の体系



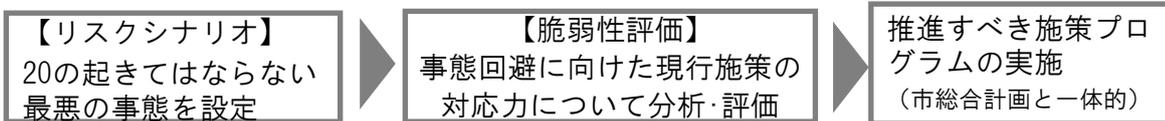
美唄市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済システムを守る
- (2) 美唄市の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 美唄市の持続的成長を促進する

美唄市のリスク

- ①地震 ②豪雨・暴風雨 ③豪雪・暴風雪

脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



(24) 防災・防犯・交通安全

現 状

1 防災

全国各地で、水害や地震等による大規模な災害が多発していることから、市民の生命・財産を災害から守るため、防災訓練や出前講座の開催によって防災知識の普及・啓発を行うとともに、自主防災組織の設置・育成に努めています。また、避難所等における感染症の感染拡大防止のため、マスクや消毒液等の備蓄を進めています。さらに、洪水等による防災・減災対策について、「水防災意識社会」に向けた関係機関の連携による対策が進められています。

2 防犯

市では警察や防犯協会、暴力追放運動推進協議会などの関係団体と連携を図りながら、防犯活動に取り組んでいますが、近年、現金を路上で直接受け渡すなどの受け渡し詐欺や振り込み詐欺等の犯罪は、悪質化、巧妙化しており、高齢者の被害が懸念されています。

3 交通安全

市では、「ファミリーサイクリングインびばい」や「びばいカントリーライド」などを開催し「自転車を活用したまちづくりの推進」に取り組んでいますが、交通事故防止について、「美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会」や各種団体と連携を図りながら、交通安全運動期間における早朝啓発や夕方から夜間にかけてのパトライト作戦などを実施し、市民及び市内を通過する車両などに交通安全の啓発を行っています。

課 題

1 防災

食料や水などの家庭内備蓄をしている市民は約3割であり、自主防災組織の組織率は全国・全道平均より低い約2割にとどまっていることから、市民の防災意識や地域防災力を向上させることが必要です。また、感染症対策を踏まえた避難所運営や洪水等の被害防止のための治水対策などが必要です。

2 防犯

防犯に関する情報提供や地域での自主的な防犯活動を広げ、犯罪のないまちづくりを進めることが課題です。

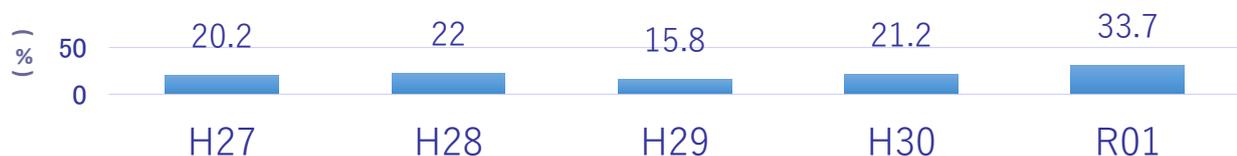
3 交通安全

交通安全意識の高揚を図り、子ども達や高齢者の事故防止やスピードダウンによる安全運転、飲酒運転の防止など、市民全体に交通事故のないまちを目指した取組の広がりや、自転車の安全な利用の推進に当たっては、国の「自転車活用推進法」や「北海道自転車条例」の遵守、歩行者や自動車に十分に配慮した利用など、周知徹底していくことが必要です。

関連する 個別計画等	・美唄市地域防災計画 H30 ・美唄市水防計画 H30 ・美唄市国民保護計画 H30 ・美唄市地域コミュニティ安全条例 H18
関連する国、道、 民間の事業や動き	・災害対策基本法S36 ・北海道地域防災計画S39 ・自転車活用推進法H28 ・石狩川水系石狩川（下流）整備計画 H19 ・北海道自転車条例 H30

食料・水を備蓄している市民の割合

まちづくり市民アンケート調査



目指す姿

◆自助・共助・公助の取組により、防災や防犯、交通安全活動に対する市民の意識が高まり、被害が減少しています

施策の方向

1 防災

防災訓練や出前講座の開催等によって、市民による防災備蓄の推進や防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の設立・育成などによって、自助・共助の取組を推進し、地域防災力の向上を図ります。また、公助の取組として、感染症対策を踏まえた避難所の環境改善や洪水等の被害防止のための関係機関の連携による治水対策などを行います。

2 防犯

地域の防犯力を高める上で大きな役割を果たす自主防犯組織の設立を進め、防犯パトロールを地域的に広げるとともに、警察や防犯協会、暴力追放運動推進協議会と連携を取りながら、犯罪者等が近寄らないまちづくりを進めます。

3 交通安全

美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会と連携の上、幼稚園児や小学校低学年の児童及び養護学校の生徒を対象とした「青空教室」や、小学校中学年の児童を対象とした「自転車教室」、老人クラブを対象にした「高齢者交通安全教室」を開催し、交通事故の被害者となりやすい各世代に対して交通安全の重要性を伝えていきます。なお、老朽化した美唄市交通公園の整備を推進します。

また、安全運転、シートベルトの着用、飲酒運転の撲滅などに関して、重点的な啓発活動を実施するとともに、自転車の安全な利用に当たっては、国や道へのインフラ整備についての働きかけや関係団体と連携し、安全で快適にサイクリングを楽しむことができるよう、啓発に取り組みます。

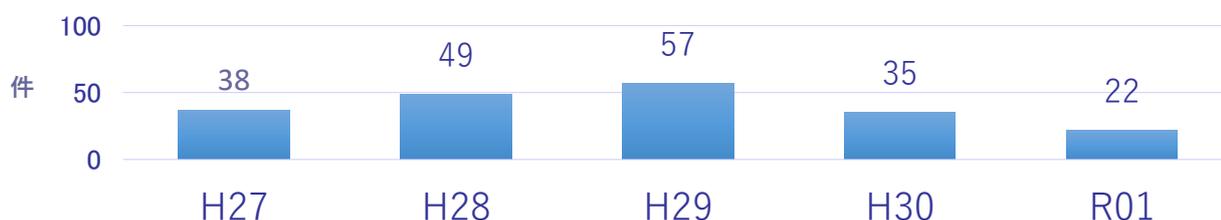
成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆災害に備えて食料・水を備蓄している市民の割合	R1 33.7 %	R7 50.0 %	災害に備えて食料・水を備蓄しているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で備蓄していると回答した市民の割合で測ります。

	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
関連指標	45	刑法犯認知件数	R1 87 件	R7  現状値より減らします	市内の犯罪発生状況を見る指標です。
	46	年間交通事故発生件数	R1 22 件	R7  現状値より減らします	交通安全の取組の成果を1月1日から12月31日までの美唄警察署管内の交通事故発生件数で見る指標です。

美唄市内の交通事故件数

資料：美唄市生活環境課



(25) 消防・救急

現 状

1 火災予防

火災予防を進めるため、一般住宅(9,273戸)や事業所等(1,063対象)の立入検査及び避難訓練や各種講習会の実施、市広報紙等による啓発活動を継続的に行っています。

2 救急業務

救急業務については、高齢化の進展や市外搬送の増加及び新型コロナウイルス感染症の対応として救急車を増台し3台体制で行っています。また、感染症対策として、新型コロナ感染症対応マニュアルを作成し救急搬送時の徹底を図り、さらに、感染防止用アイソレーターを導入して救急体制を整え対応しています。

また、救命率向上のため市民へ向けた救急救命講習会を開催し応急手当の知識技術の普及を図っています。

3 消防業務

消防業務については、消防本部(46名)、消防団(228名)を組織し、関係施設として9か所の庁舎を有しています。

消防車両は23台、消防水利は(消火栓445基・防火水槽73基)、消防指令台装置等さまざまな装備を有し各種災害に対応しています。

課 題

1 火災予防

出火原因については、依然として日常生活に身近な製品が起因する火の取扱い不注意から起きていることが多く、人口1万人当たりの出火件数である出火率については、全国、全道の平均を上回っています。火災発生を抑制するためには、継続して火災予防に対する啓発活動を進めるとともに、市民の生命及び財産の被害を軽減する取組が必要となっています。

2 救急業務

救急搬送については、重傷傷病者への治療のため市外の医療機関への搬送が増加し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、救急搬送時の2次感染のリスクが高くなっています。

また、3台の救急車を運用するに当たり、救急救命士の養成が必要です。

さらに、救命率向上のためには、救急隊到着前の市民による応急手当が必要となっています。

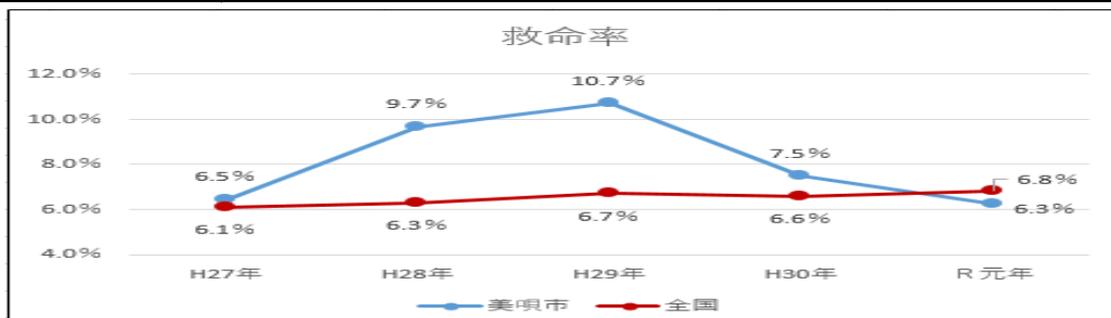
3 消防業務

消防組織は、社会情勢の様々な変化や消防需要に柔軟に対応するため、消防体制や組織の見直しなどの効率化が求められています。消防団員は、人口減少や少子高齢化などにより確保が次第に困難になってきているため、体制等の見直しを行い、消防団員の確保に努めていく必要があります。

消防施設や装備は、複雑多様化する災害等に対応していくために、消防施設整備計画に基づき、整備を進める必要があります。

関連する
個別計画等

- ・美唄市地域防災計画 H30
- ・消防施設整備計画



目指す姿

◆消防・救急体制がより充実し、また、家庭での火災予防への意識の向上や応急手当の知識が普及し、多くの市民が安心して暮らしています

施策の方向

1 火災予防

日常生活に身近な製品が起因する火災を未然に防止するため、市民、町内会及び事業所に対して、火災の傾向と必要な対策を積極的に情報発信し、さらには、少子高齢化が進展する中、将来の防火・防災の担い手を育成するため、幼年消防クラブを始め、小学生の高学年を対象とした「ジュニア消防クラブ」を設立し、防火・防災教育を実施するなど市民協働による火災予防に取り組みます。

2 救急業務

救急件数の増加及び活動時間の延長については、速やかな救急搬送を可能とするため、市内外の医療機関との連携強化を図るとともに、新型コロナウイルス等の感染症対策用資機材の拡充を進めます。

救命率の向上については、救急救命士を計画的に養成し、救急隊員の資質の向上を図るとともに、市民への救急講習を開催するなど、現場に居合わせた人による速やかな応急手当が実施できる体制づくりを進めます。

3 消防業務

消防組織は、消防需要や社会情勢などを分析し、より効果的・効率的な消防の業務の体制づくりを進め、実践的な訓練や研修を実施し、各種災害に対する知識と技術の向上を図ります。

さらに消防団については、人口の動向や地域の実状に応じて組織の見直しを行い、消防団員の確保に努めるとともに、災害時の後方支援活動を行う機能別団員の増員を行います。

消防施設は、計画的な改築や改修を進めるとともに、各地域における適正な配置を行い、最新の技術に目を向け、より効果的・効率的な装備、資機材、車両の導入に努めます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆出火率	R1 4.7 %	R7 0.0 %	火災予防の取組により、どの程度火災の発生が抑えられたかを見る指標で、年間の火災発件数を人口1万人当たりで換算した割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	47	住宅用火災警報器設置率	R1 70.0 %	R7 100.0 %	火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、1か所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合をみる指標です。
48	救命率	R1 6.3 %	R7 10.0 %	救急救命士により救命処置が行われた心肺停止の傷病者の1か月生存率です。	



(26) 消費者保護

現 状

1 消費者保護体制の充実

悪質な訪問販売や電話勧誘などが依然として後を絶たず、点検商法や利権商法（儲け話）など、手口も巧妙かつ複雑になっています。悪質業者は、商品取引に不慣れな高齢者等をねらって詐欺的行為を重ね、多額の被害をもたらしています。本市の消費者相談件数は、日々の報道や、美唄消費者協会の地道な相談活動の取組により横ばい傾向にあります。

2 消費者情報の提供

悪質商法の事例などを各種イベント時やホームページ等を通じて紹介し、被害に合わないための注意喚起と啓発を継続していくとともに、「美唄市消費者被害防止ネットワーク」を活用し、悪質業者の発見・通報、消費者への情報提供などを行い、被害の未然防止に努めています。

また、新たな手口や法律上の知識が必要な事例に対応するため、法律相談窓口を設置しています。

課 題

1 消費者保護体制の充実

消費者を狙った犯罪は、手口が巧妙化・多様化してきており、インターネット等を使った匿名性・即時性により、犯罪対策が後手になるなど、防犯対策への取組を困難なものにしており、高齢者に向けた被害防止のための出前講座や街頭啓発の実施、相談体制や情報の提供・共有など、より一層迅速な対応が必要となっています。

2 消費者情報提供の充実

悪質商法等による被害を未然に防止するために、各種イベント時やホームページ、市広報紙による周知徹底を図ることにより、消費者の知識習得と被害に遭わない意識づくりが必要となっています。

関連する国、道、
民間の事業や動き

- ・消費者安全法 H21
- ・消費者庁・消費者委員会設置 H21
- ・消費者基本計画 R2-R6

消費者基本法で定める「消費者の権利」（基本理念）

- ①消費者の安全が確保されること。
- ②消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- ③消費者に対し、必要な情報が提供されること。
- ④消費者に対し、教育の機会が提供されること。
- ⑤消費者の意見が消費者政策に反映されること。
- ⑥消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。



目指す姿

◆消費者が安心して生活を送ることができるよう、相談体制が整っています

施策の方向

1 消費者保護体制の充実

複雑・多様化する市民からの相談に対して、幅広い情報の収集や専門的知識に基づく情報の提供と、適切な解決策の指示を行うことができるよう、消費者相談員を各種研修に派遣し、スキルアップを図るとともに、美唄消費者協会と協力して迅速な解決を図ります。

また、近年、悪質商法などの消費者被害は複雑かつ多様化してきており、被害者が個人で悪質事業者に立ち向かうことが極めて難しくなっていることから、警察や美唄消費者協会、地域の安全・安心を守る様々な団体との連携を図っていきます。

2 消費者情報提供の充実

全ての市民が安全な消費生活を送れるよう、高齢化や人口減少が進む中であっても「美唄市消費者被害防止ネットワーク」での情報を各種イベント時やホームページ、市広報紙で周知するとともに、被害の相談を受けた場合は、相談員が活用する PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を通じて、消費者相談への対応力を高めていきます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆消費者相談窓口を知っている市民の割合	R1 41.8 %	R7 60.0 %	消費者被害を未然に防止するための相談窓口の場所をどの程度の市民が知っているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で知っていると回答した市民の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	49	消費者相談件数	R1 92 件	R7  現状値より減らします	消費者被害を未然に防ぐために相談窓口をどの程度利用しているかを相談件数で見ると見る指標です。
	50	消費者生活展参加者数	R1 170 人	R7 220 人	消費者保護や商品情報等に対する関心がどの程度あるかを消費生活展の参加者数で測る指標です。

消費者相談窓口利用状況（件）

資料：美唄市生活環境課

相談区分件数	商品一般	食料品	住居品	被服品・光熱水	保健衛生品	教養娯楽品	乗り物・車両	金融・保険サービス	運輸・通信サービス	教養・娯楽サービス	他の役務	他の相談	その他	合計
R1	16	11	6	4	4	4	0	3	22	1	2	8	11	92
H30	28	9	4	6	2	4	0	5	17	2	2	9	8	96
H29	30	2	1	2	1	7	4	4	15	0	2	7	15	90

教養娯楽品

しつこい新聞勧誘
ノートパソコン不具合、返品
携帯電話購入トラブル
ネットのプロバイダ契約手続きについて
架空請求メール
アダルトサイトの利用料金請求

他の役務

その他の相談

不用品買取業者
弁護士の信用問題
携帯電話の名義貸し
家賃滞納に係る督促状の扱い
相続関係

運輸・通信サービス

5. 市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり

□ 性別や年齢、障がいに関係なく、誰もが活躍できる社会の形成

(27) 協働のまちづくり

現 状

1 市民主体のまちづくり

市政への市民参画を進めるため、審議会等における市民委員の公募やパブリック・コメント、まちづくり市民アンケート調査などにより、市民主体のまちづくりに向けた取組を進めています。また、地域においては各種イベントが市民有志等の実行委員会組織によって開催されています。

2 情報の共有

市広報紙や市ホームページ、地デジ広報などの媒体を活用し、市の政策や暮らしに関する情報などを積極的に提供するとともに、地域懇談会や市長への手紙、市長との対話の日などを通じて市民からの意見や要望の把握に努めています。

3 協働のまちづくり

地域懇談会や地域応援チーム、まちづくりサポーターなど、市民と行政、市民と市民が地域の課題を解決するために協働で取り組んでいる一方で、住民同士をつなぐ町内会活動などの停滞や地域の活力低下が懸念されています。

課 題

1 市民主体のまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行などにより、市民ニーズが複雑多様化する中で、市民主体のまちづくりをさらに進めていくためには、市の取組の認知度を高めるなど、様々な場面で多くの市民がまちづくりに参画できるような環境を拡大していく必要があります。

2 情報の共有

市政への関心とまちづくりへの参画を促すため、福祉・環境・教育・文化など幅広い分野において、迅速かつ的確でわかりやすい情報を提供するとともに、市民との対話や意見交換を通じて、市民ニーズを的確に把握し解決を図るため、広報広聴活動の一層の充実が必要です。

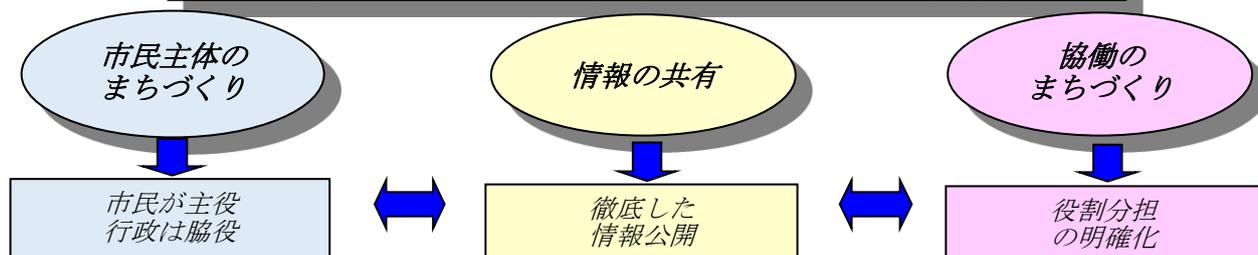
3 協働のまちづくり

協働のまちづくりを進めていくためには、市民と行政が情報を共有し、相互理解と信頼のもと、まちづくりに参画してもらうことが重要です。また、多様化する市民ニーズや地域課題に対し、行政単独での対応は難しさを増していることから、市民の協働意識の醸成を図るとともに、ボランティアや企業などとの連携協力のほか、市外からの応援による「新たな協働」を含めたまちづくりの仕組みが必要です。

関連する
個別計画等

・美唄市まちづくり基本条例 H19

美唄市まちづくり基本条例で定める3つの基本原則



目指す姿

◆市民一人ひとりが自ら考え、積極的にまちづくりに参加しています

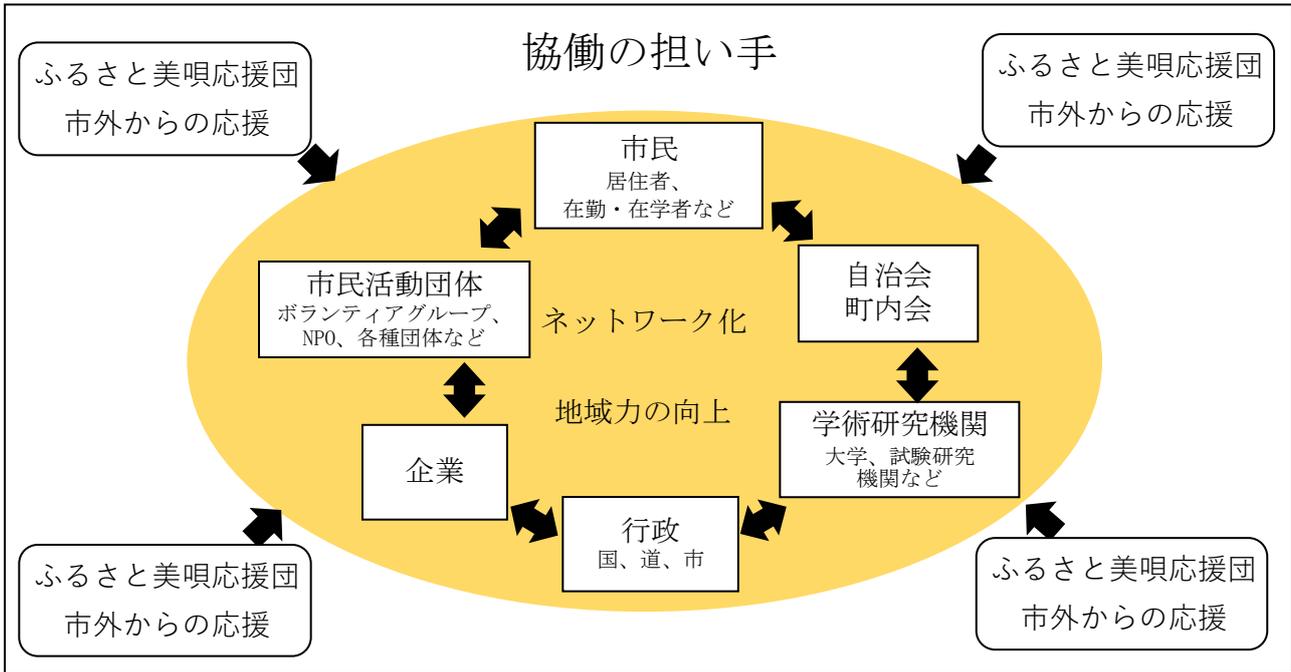
施策の方向

- 1 市民主体のまちづくり**
市民の意見を市政に反映させるため、審議会等における市民委員の登用拡大を始め、政策形成段階からの市民参加の拡大、パブリック・コメントなどにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民が直接意見を述べる機会を積極的に設けるなど、まちづくりに参加しやすい環境づくりを進め、住民自治の確立に努めます。
- 2 情報の共有**
市広報紙や市ホームページの充実をはじめ、デジタル技術を活用した様々な媒体や手法を検討し、市民が必要としている情報を迅速かつ容易に得られるよう提供するとともに、市民から意見を聴く機会を充実させるなど様々な機会を活用して、まちづくりの課題などについて認識の共有を図ります。
- 3 協働のまちづくり**
人口減少が進む中においても、「協働のまちづくり」の実現に向けて、幅広い年代層の参画や協働に対する市民理解の促進を図るとともに、市民や町内会、市内企業などとの協働のほか、ふるさと美唄応援団や企業版ふるさと納税、企業からの地域貢献など、市外からの「新たな協働の担い手」を増やすことで、関係人口、交流人口の拡大を図り、地域力の向上につなげていきます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆何かのかたちでまちづくりに参加している市民の割合	R1 45.0 %	R7  現状値より高めます	協働のまちづくりの成果を、市民が何かのかたちでまちづくりに参加しているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で参加していると回答した市民の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	51	まちづくりサポーターの登録者数	R1 479 人	R7 530 人	市民の皆さんが主体となってまちづくりに参加していただく取組の一つで、サポーターの登録者数により、市民と行政とのパートナーシップの広がりを見るものです。



(28) 男女共同参画

現 状

1 啓発活動と協働による取組

平成21年に制定した美唄市男女共同参画条例に基づき、平成30年に第3次美唄市男女共同参画計画を策定し、美唄市男女共同参画推進協議会と連携し、会報紙の発行やポスターの掲示など、各種啓発活動を継続的に行っていますが、性別による固定的な役割分担意識は今もなお残っています。

2 女性登用の推進

市の審議会等への女性登用率は、目標としている30%に対して、令和元年度で17.7%となっており、市政への登用・参画は十分とは言えない状況となっています。

3 暴力の根絶

暴力の根絶に向けて、広く意識の啓発や情報提供に努めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりや、関係機関との連携により迅速かつ的確な対応を図り、その対策に努めています。

課 題

1 啓発活動と協働による取組

人口減少や少子高齢化が進む中で、社会が持続的・安定的に発展していくためには、女性のさらなる活躍が不可欠です。男女共同参画の視点に立った意識は徐々に浸透していますが、地域全体における男女平等感には至っていない現状です。そのため、市民と市との協働による推進体制のもと、性別による固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、意識を高めていく取組が必要です。

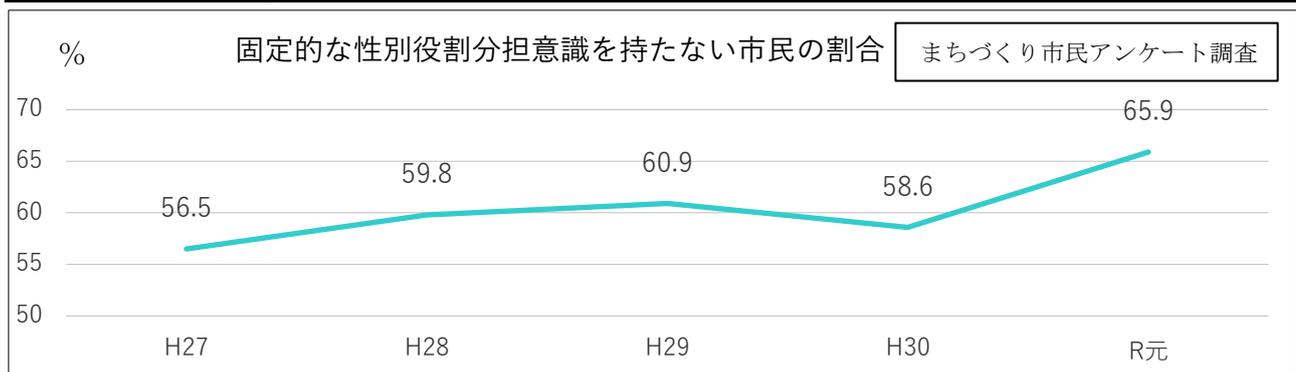
2 女性登用の推進

市民の多様なニーズを反映し、質の高い行政サービスを提供するためには、女性の視点や発想が不可欠であり、市の政策や方針決定過程に多様な意見を反映させるため、審議会等へ女性が参画しやすい環境づくりが必要です。また、女性が能力を発揮できる環境を整え、家庭・職場・地域などあらゆる分野における女性の登用や参画が必要となっています。

3 暴力の根絶

DV（ドメスティック・バイオレンス）等による人権侵害が社会問題となっていることから、相談体制の一層の充実や関係団体との連携強化により、被害の拡大防止や被害者の保護を迅速に行うことが求められています。

関連する 個別計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市男女共同参画条例 H21 ・美唄市男女共同参画計画（第3次）H30-R9
関連する国、道、 民間の事業や動き	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次男女共同参画基本計画 H27-R7 ・第3次北海道男女平等参画基本計画 H30-R9 ・女性に対する暴力をなくす運動 H13 毎年11月12日から11月25日まで（女性に対する暴力撤廃国際日）



目指す姿

◆男女共同参画の意識が浸透し、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮しています

施策の方向

1 啓発活動と協働による取組

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解が進むよう、市広報紙や市ホームページなどを活用した啓発活動のほか、美唄市男女共同参画推進協議会と連携し講演会や会報紙の発行を継続して行うとともに、市民や事業者、関係団体などとの協働による活動の継続・拡充に努め、あらゆる分野において男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを促進します。

2 女性登用の推進

男女共同参画に関する情報提供や啓発等を通じて、女性登用への気運の醸成を図るとともに、政策・方針決定過程に多様な意見を反映させるため、審議会等における女性登用の積極的な拡大と推進を図ります。また、職場や地域社会等の様々な分野における女性の積極的な進出や参画が進むよう、学習機会や情報の提供に努めます。

3 暴力の根絶

配偶者等からの暴力を根絶するため、広報などによる意識啓発を図るとともに、関係機関や団体相互の連携を図りながら、被害者の安全確保と秘密保持に十分配慮した対応に努めるほか、自立支援への取組を進めるなど、女性の権利侵害の防止と問題解決への支援を図ります。

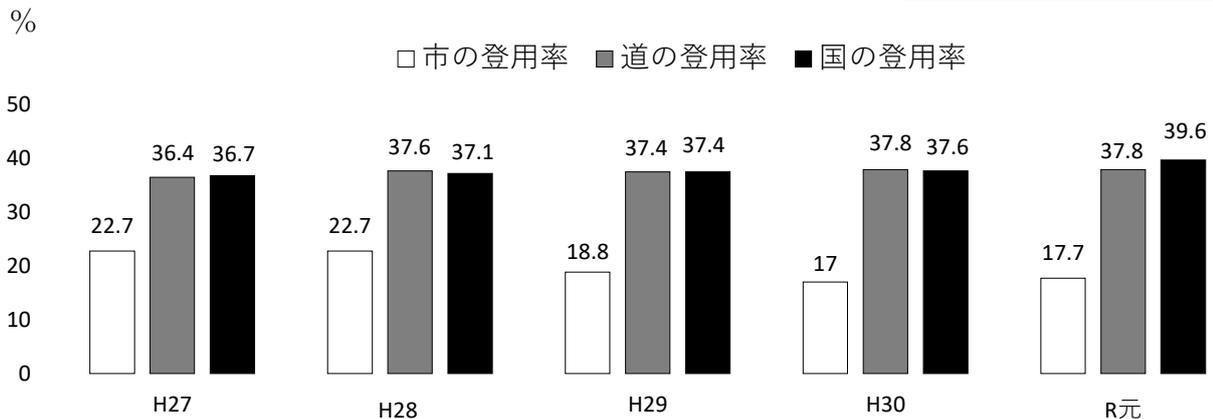
成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	R1 65.9 %	R7 80.0 %	男女共同参画の取組の成果を固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で持たないと回答した市民の割合で測ります。

No.	指標名	現状値		目標値		指標の説明
		R1	R7	R1	R7	
52	現在、男女が平等だと感じている市民の割合	R1 33.7 %	R7 70.0 %	R1 33.7 %	R7 70.0 %	男女共同参画の取組の成果を、男女平等と感じている市民の割合から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で平等と感じていると回答した市民の割合で測ります。
53	市の審議会等への女性の登用率	R1 17.7 %	R7 35.0 %	R1 17.7 %	R7 35.0 %	男女共同参画の状況を、市の審議会等への女性の登用率から見る指標です。

審議会等の委員に占める女性の割合

資料：美唄市企画広報課ほか



□ 暮らしに根ざした行財政改革の推進
(29) 行財政運営

現 状

1 健全な財政運営の確保

平成27年度に市立美唄病院事業会計の累積不良債務が解消されて以降、一般会計、特別会計、公営企業会計とも黒字決算を維持しています（一般会計、特別会計の実質収支と公営企業会計の資金不足・剰余額を合算した連結実質収支も黒字です。）。

2 効率的・横断的な組織と人材育成

多様化する市民ニーズに的確に対応するため、効率的・機能的な組織・機構に見直すとともに、職員研修や人事評価制度の活用により、職員の資質・能力の向上を図る取組を行ってきました。

3 持続可能な自治体経営の確立

「びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)」の目指す都市像の実現に向け、取り組んできたほか、事務事業の成果を検証するために、事務事業評価、施策評価、まちづくり評価の3段階の評価を実施しています。

課 題

1 健全な財政経営の確保

生産年齢人口の減少に伴う税収の減少に加え、少子高齢化による社会保障費の増大など、本市の財政状況はさらに厳しくなることが予想されます。そうした状況の中で、健全な財政を維持していくためには、財政の中長期的な見通しを踏まえた財政運営に努めていくことが必要です。

2 効率的・横断的な組織と人材育成

人口減少社会の中においても、高度化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、人口規模に適応した組織づくりが不可欠です。また、職員個々の能力向上はもとより、市民への対応力や協働の意識をより一層高めていく必要があります。

3 持続可能な自治体経営の確立

本市においては、人口減少や少子高齢化により、地域社会の担い手の減少が、地域経済を縮小させて、さらに人口減少を加速させる負の連鎖に陥り、このままだとまちの機能が低下し、地域の魅力・活力が損なわれ、サービスの維持が懸念されることから、人口減少社会に適応した持続可能な自治体運営に取り組む必要があります。

関連する個別計画

- ・美唄市公共施設等総合管理計画 H29-R28
- ・第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 R2-R6
- ・美唄市中長期財政見通し R3-R12
- ・美唄市定員適正化計画 R3-R7

目指す姿

◆持続可能な自治体経営ができています

施策の方向

1 健全な財政運営の確保

- 人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応可能な財政運営に取り組みます。
- ・市税等の効率的な納付方法の検討やふるさと納税のより一層の増加に取り組むなど、自主財源の確保に努めます。
 - ・財政調整基金への積立確保に努めます。
 - ・投資的事業の重点化を図り、将来の維持管理費や公債費の低減に取り組んでいます。
 - ・特別会計、公営企業会計についても、自立し持続可能な運営（経営）に取り組んでいます。

2 効率的・横断的な組織と人材育成

人口減少や高齢化など社会情勢の急激な変化などによる社会ニーズや市民サービスのあり方などを踏まえ、定員適正化計画に基づき、組織や定員の適正化を図るとともに、将来を見据えた人事交流などにより、高い先見性を持った人材の育成を図りながら、市民との信頼関係に努め、協働のまちづくりに取り組んでいきます。

3 持続可能な自治体経営の確立

将来に向け持続可能な自治体経営の確立を目指し、限られた経営資源を有効に活用するため、引き続き行財政改革に取り組むほか、美唄市中長期財政見通しや美唄市公共施設等総合管理計画などに基づき、横断的な連携強化を図りながら、社会情勢の変化や新たな行政課題の解決に組織全体で取組を進めます。

また、地域内経済循環の実現や人口減少を抑制する取組を進めるほか、ふるさと美唄応援団や企業版ふるさと納税など、地域の外とのつながりの強化により関係人口・交流人口の拡大を図り、人口減少社会に適応した地域を形成し、持続可能な自治体経営を確立する取組を進めます。

成果指標

	現状値	目標値	指標の説明
◆住みよいまちだと思っている市民の割合	R1 44.2 %	R7  現状値より高めます	まちづくりの成果として、市民がどの程度住みよいと思っているかを見る指標でまちづくり市民アンケート調査で住みよいまちだと思っている市民の割合で測ります。

関連指標	No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
	54	実質赤字比率	R1 0 %	R7 実質赤字を生じさせない	地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（黒字の場合は0%）。
	55	連結実質赤字比率	R1 0 %	R7 連結実質赤字を生じさせない	公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（黒字の場合は0%）。
	56	実質公債費比率	R1 13.2 %	R7 早期健全化基準を下回る	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
	57	将来負担比率	R1 125.6 %	R7 早期健全化基準を下回る	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

※財政健全化判断比率＝「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全度を数値で比較するもので、各指標が基準を超えた場合には、財政の早期健全化や再生等を図る計画の策定が義務付けられています。

